

そして、刑事法による立法を行う場合にも、その国の犯罪情勢、捜査や公判をめぐる憲法、刑法、刑事訴訟法の法体系、現行の法制度の実情を踏まえて立法がなされるべきものであると考える 것입니다。

この観点から考へると、本法律案は、一面的な国際協調が強調され過ぎており、憲法、刑法、刑事訴訟法の原則を大きく搖るしかねない大変革を内容とする法律案になつていて、これに大きな危惧の念を抱かざるを得ません。このあたりのことは、後刻御質問をいただければ具体的にお答えしたいと思います。

総論的な問題の二つ目として、本法律案は、組織的犯対第三法案と呼ばれ、立法理由も暴力団等の薬物事犯や銃器事犯等への対処を強調していますが、実は法文上組織的な犯罪対策に限定されているのは、組織的な犯罪の处罚に関する法律案だけであるということを指摘しておきたいと思います。令状による通信傍受の対象犯罪は、衆議院で薬物事犯、銃器事犯、集団密航事犯、組織的な殺人について、傍受の際の立会人の権限についての規定が不十分であると言ふことがあります。衆議院での修正によって立会人の常時立会いと立会人の意見陳述権が認められました。これが、この修正案では立会人は通信内容を聴取することができる、したがってまた、修正案は立会人に捜査官の違法な傍受を制止させる切断権を認めています。これでは立会人が常時立ち会つたところで、捜査官が適法、適正な傍受をしているかどうかを確認することができず、意見述べる機会を与えてみてもほとんど意味がないと言わざるを得ません。

第三に、法律案は、衆議院での修正によって、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受について、傍受できる犯罪を原案よりも限定し、この場合も裁判官による事後的な審査をする手続を設けました。しかし、このような限定をしても、令状に記載のない犯罪に関する通信の傍受を認めるこ

とも事前予防的な色彩が見られ、また、国民は国家、すなわち捜査機関に協力すべきだという考え方も生まれ、通信事業者に立ち会わせるだとかう構成が出てくるものと思われます。しかしながら、仮に組織対国民という考え方があり得るとしても、前憲法的な存在である人権は国家との関係で保障されなければならないものであります。これを、その内在的な制約を超えて国家的な危機意識とか全体主義的な考え方には置きかえることは許されないと考へるのであります。

問題を通信傍受法に移してみたいと思います。

この法律案は、衆議院で一部修正は加えられましたが、第一に、将来起るかどうかわからぬ犯罪を対象としております。これは予防的な捜査を許容するものであり、捜査は犯罪発生後に行われることを前提とした刑事訴訟法の原則に反するものであります。また、このような将来の犯罪の傍受を認める限り、捜査官の該当性判断のための傍受の範囲は広がらざるを得ないものであります。

第一に、この法律案は、傍受の際の立会人の権限についての規定が不十分であると言ふことがあります。

第六に、この法律案では、通信傍受の期間について延長や再発付が認められることから長期にわたり過ぎるという問題があります。勾留の延長が

安易になされている現状から判断しても、傍受令状の延長や再発付も容易になされることが予想されます。

第七に、この法律案は、捜査官の該当性判断のための傍受の範囲を必要最小限にするためのいわゆる最小化原則の規則化についても言及していません。

そのほか、この法律案では、逆探知や違法収集証拠排除法則の考え方などについても配慮がされていません。ここでは時間の関係もあり、日弁連意見書を参照いたぐこととして省略させていた

だけますが、このようない通信用傍受制度では通信の秘密の不可侵やプライバシーの保護の歴史とともに

それは不十分であると考える次第であります。

通信傍受法案以外の法律案、特にマネーロンダ

リング規制に関する犯罪収益の規制等に関する法律案についても少し意見を述べさせていただきま

す。

既に、麻薬事犯による収益の規制については、平成四年にいわゆる麻薬特例二法が施行されていますが、今回の法律案はこれを大幅に拡張するものであります。麻薬特例二法については、日弁連

と自体、捜査官の該当性判断のための傍受の範囲は広がらざるを得ないという問題を有しています。

第四に、この法律案は、事後通知が通信当事者にだけ通知を認める仕組みを認める限り、本来聞かれてはならない犯罪と無関係な通信を聞かれた通

信の当事者を保護することにはなりません。

第五に、この法律案では、犯罪に関連しない通

信記録は消去されこととされていますが、それが確実に行われることを担保するシステムが規定されています。

第六に、この法律案では、通信傍受の期間もいて延長や再発付が認められることから長期にわたり過ぎるという問題があります。勾留の延長が

安易になされている現状から判断しても、傍受令状の延長や再発付も容易になされることが予想されます。

第七に、この法律案は、捜査官の該当性判断のための傍受の範囲を必要最小限にするためのいわゆる最小化原則の規則化についても言及していません。

そのほか、この法律案では、逆探知や違法収集証拠排除法則の考え方などについても配慮がされていません。ここでは時間の関係もあり、日弁連意見書を参照いたぐこととして省略させていた

だけですが、このようない通信用傍受制度では通信の秘密の不可侵やプライバシーの保護の歴史とともに

それは不十分であると考える次第であります。

通信傍受法案以外の法律案、特にマネーロンダ

リング規制に関する犯罪収益の規制等に関する法律案についても少し意見を述べさせていただきま

す。

既に、麻薬事犯による収益の規制については、

平成四年にいわゆる麻薬特例二法が施行されていますが、今回の法律案はこれを大幅に拡張するものであります。麻薬特例二法については、日弁連

も、刑事法の基本原則にかかる重大な問題が含まれているにもかかわらず、人間性を破壊し社会の根幹に害悪を及ぼす麻薬の持つている特殊性と麻薬国際条約、いわゆる麻薬新条約批准の立場からこれに限る措置としてその立法を是認してきました。

そこで、現在審議中のこの法律案に反対する幾つかの理由を指摘してみたいと思います。

第一に、この法律案は、冒頭にも述べましたように、前提犯罪の範囲を大幅に拡張し、詐欺、窃盜、業務上横領などにも広げ、放火など罪質的に

は組織犯罪にじまないものまで含まさせて一般化しようとしています。

第二に、この法律案では、前提犯罪が広いことと相まって、隠匿罪、收受罪等の成立する範囲も広がってきます。その結果、例えば窃盜犯が盗んだお金を使って飲み食いする行為は处罚されないが、このお金をお金を預金したりどこかに隠したりすれば犯罪になるというおかしな結果を生じます。

この法律案は、その目的として、犯罪による収益がこの種の犯罪を助長することと、犯罪収益を用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な影響を与えることを掲げています。麻薬取引事犯や銃器取引事犯については、組織的に行われる場合、犯罪で得られた収益を再び同種の犯罪資金として利用することは考えられます。が、先ほどの例の窃盜によつて得た収益の資金洗浄行為によつてさらに窃盜が助長されるとは考えられません。

この隠匿罪、事業経営の支配を目的とする犯罪は、刑法上、最初の法益侵害によって犯罪事実が終了し、事後の違法状態は当初の犯罪の構成要件によつて評価し尽くされており、犯罪行為とは認められないとするいわゆる不可罰的事後行為の考え方を根本的に覆すものであります。

第三に、犯罪収益だけでなく、これに由来する財産やこれと混和した財産も規制の対象としているので、汚い金がはじつていることを知つて受け取ると收受罪に問われることになります。欧米

い我が国においては、私選弁護人が犯罪者の弁護をできないという事態も想定されます。その上、この隠匿罪、收受罪、事業經營の支配を目的とする行為の処罰等は、犯罪収益等が存在する限り、前提となる犯罪が時効になつても際限なく犯罪が成立することになります。

第四に、この法律案は、麻薬特例二法で規定している隠匿罪、收受罪にとどまらず、本来のマネーロンダリング罪を超えて、不法収益等による法人等の事業經營の支配を目的とする行為にまで処罰を拡大しています。

例えば、株主が会社支配をねらって人事に口出しすることは、株主として当然の中核的な権利です。こうした本来合法的な行為を処罰するには、それ相応の理由がなければなりません。ところが、法律案は、健全な経済活動に重大な影響を与えることではなくして、重大な影響を与える可能性があるということで、予防的に口出し行為を处罚することにしています。可能性で株主の中核的な権利を奪うことができるかは疑問であります。

また、外形上通常の取引形態をとるこの種の取引が規制されることによって取引の安全が損なわれ、第三者に与える影響もはかり知れないものがあります。

い取引の届け出義務を課し、捜査に協力させる規定まで設けています。法律案では、どのような行為を疑わしい取引とするかの基準が不明確であり、金融機関等の届け出が一般化することによって個人の金融取引までが捜査機関の監視下に置かれかねないおそれがあります。

時間的な関係で述べられましたが、組織的な犯罪の处罚に関する法律案にも、証人の保護に関する刑事訴訟法の一部を改正する法律案にも多くの問題があります。日弁連意見書やパンフレットを御参考いただければ幸い思います。

参議院の法務委員会においては、通信傍受法以外の二法案については実質的な審議がないと伺っています。通信傍受法はもちろんですが、それ以外の二法案についても十分な審議をいただくことをお願いして、私の意見陳述をしたいと思います。

○委員長(荒木清亮君) 次に、田口参考人にお願いいたします。田口参考人。

○参考人(田口守一君) 田口でございます。

私は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案について賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

お手元に簡単なレジュメが配付されていると思いますが、その順序に沿つてお話しします。

まず、組織犯罪に対する新たな捜査方法の必要性という点でございます。

まず、簡単な統計資料を載せておりますが、覚せい剤押収量を見てみると、平成元年から七年の平均で毎年百八十二キログラム押収されております。しかし、平成八年から十年の平均をとりますと、毎年四百五十七キログラム押収されておりまして、それまでの約一・五倍となつております。さらに、平成十一年、ことしの一月から六月までの間に既に千百三十二キログラム押収されておりまして、その前年までの平均の約一・五倍となつております。

さて、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

そのため、覚せい剤の輸入や譲渡のルートが遮断されていないためであろうと考えられます。我

が国の覚せい剤対策というのは、末端の実行犯特に自己使用犯を处罚するという点にとどまっています。

そのため、覚せい剤の輸入や譲渡のルートが遮断されないと見るのが自然ではないかと考えます。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われております。もし現行法で通信傍受ができるということになりますと、改めて立法する必要となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあります。

現在上程されております法案の条文を見れば明らかであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたいと考えますが、まず令状の要件についてであります。三点ほどコメントしておきたいと思

います。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているかという点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存するということには限界があります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われております。もし現行法で通信傍受ができるということになりますと、改めて立法する必要となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたいと考えますが、まず令状の要件についてであります。三点ほどコメントしておきたいと思

います。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律

上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存するということには限界があ

ります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われ

ております。もし現行法で通信傍受ができる

ということになりますと、改めて立法する必要となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたい

と考へます。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律

上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存する

ことがあります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われ

ております。もし現行法で通信傍受ができる

ということになりますと、改めて立法する必要

となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたい

と考へます。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律

上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存する

ことがあります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われ

ております。もし現行法で通信傍受ができる

ということになりますと、改めて立法する必要

となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたい

と考へます。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律

上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存する

ことがあります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われ

ております。もし現行法で通信傍受ができる

ということになりますと、改めて立法する必要

となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたい

と考へます。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

第二に、犯罪関連通信の蓋然性を要求されてお

ります。この蓋然性を示す資料のためには相当の

裏づけ検査が必要となると思われます。

第三に、いわゆる補充性の要件であります。

さで、なぜこのように押収量が増加しているか

という点であります。その理由としましては、覚せい剤犯で検挙されている者はそのほとんどが未端の実行犯、特に自己使用犯であるという点にあります。

このように、被疑者取り調べには事実上も法律

上も問題がありまして、組織犯罪への捜査をこの被疑者取り調べに依存する

ことがあります。

次に、現行法上、検証令状で電話傍受が行われ

ております。もし現行法で通信傍受ができる

ということになりますと、改めて立法する必要

となることがあります。

しかし、通信傍受を実施するにつれては、実施

期間の問題、立会人の問題

等さまざまな条件が必要となるであろうことはあ

ります。

現在上程されております法案の条文を見れば明ら

かであります。

検証令状では、通信傍受

されると見受けられますけれども、暴力団以外の者からの押収数を貰ふと、特に平成四年あたりから増加し、一定レベルを維持していることに注目しなければなりません。一般市民の間でけん銃が回ってきたということは、その背後に犯罪組織のルートがあることを意味しているからであります。

集団密航事件についても同様の分析が可能であると考えます。

結局、以上、今日の犯罪状況及び現行法の運用

状況から考えますと、新たな捜査方法として通信

傍受という方法を導入することが必要であるうと考へるわけであります。

そこで、通信傍受法についてコメントしておきたい

と考へます。

第一点は、通信傍受の要件がかなり厳しいもの

となつているという点でございます。

まず、犯罪の十分な嫌疑の要件があります。

これは現行法上緊急逮捕を適法とする要件であります。

れば、それまでに他の捜査方法を尽くしたという疎明資料を要求することになります。言いかえますと、このような通信傍受は場合により被疑者の逮捕も可能な状況で行うのでありますから、いわば捜査の詰めの段階で行われる捜査手法であろうというふうに考えられます。一般にこのような捜査方法について謙抑的な運用が期待されておりますけれども、法律自体が非常に謙抑的に規定されているということに注意すべきであると考えます。

第二点であります、法案三条三号のいわゆる将来犯罪の傍受と一点であります。

この点につきまして、将来犯罪の捜査が伝統的な捜査概念の変更をもたらすのではないかという問題提起がなされております。しかし、この場合の将来犯罪というのは過去犯罪と一体化したものでありまして、具体性、現在性を備えた犯罪行為と考えられます。したがつて、そのような具体性、現在性を備えた行為という点におきまして、将来犯罪の部分についての特定も可能となると考えられます。したがつて、憲法三十五条の特定性の基準を満たし得るものであろうと考えます。これまでの捜査概念を変更するという問題ではないと考えております。

第三点は、法案十四条のいわゆる別罪の傍受についてであります。

法案の修正によりまして、この別罪につきまして重罪に罪種限定がなされまして、また裁判官による事後審査制も採用されました。この十四条の犯罪についての絞りでありますけれども、このよる絞りがかかることに注意すべきであります。つまり、犯罪実行が明白な場合に別罪傍受が許容されるのであります。その点では三条傍受よりも嫌疑の程度としては厳しい要件をかけているという点であります。

犯罪実行が明白な犯罪、すなわち現行犯につきましては、現在無令状逮捕が認められておりま

す。十四条はそれに事後審査をかぶせております。このようなことを考えますと、十四条の別罪傍受は憲法の要求する令状主義との整合性を保ち得るものであるというふうに考えております。

結局、この法案による通信傍受という捜査は、対象犯罪の限定の問題も含めまして、捜査方法としては限定的なものであろうと考えます。

アメリカの例を見ますと年間千件を超える実施例、あるいはドイツでは三千件を超える実施例、あるいはフランスでは一万余を超える実施例などが報告されておりますけれども、いずれにしましても、日本における通信傍受の実施といふことを想定してみますと、外国とは同列には論じられない少數例になるであろうというふうに理解しております。

次に、傍受の実施手続についてであります。この立会人制度につきましては、外形的な手続の監視のみであるという点が議論されております。この点につきましては、立会人によりまして傍受媒体、すなわち原本でされども、その封印がなされ保管がなされるということになります。

第一は、常時立会人制度であります。

この立会人制度につきましては、外見的な手續の監視のみであるという点が議論されております。この点につきましては、立会人によりまして収集につきましては、先ほど申しましたように被疑者の取り調べにもう一度戻るということはできませんので、刑事免責を与えて証人に供述を強制するといういわゆる刑事免責制度というものの検討も開始されるべきではなかろうかというふうに考へるわけであります。

第二点は、被疑者の国選弁護制度についてであります。

法案は幾つかの被疑者の人権保障規定を設けましたけれども、このよな場合は、傍受媒体の原本性の担保ということになります。

そうなりますと、立会人は外形的手続の監視を行ふことになります。傍受媒体についての第三者による封印という点がこの制度のボイントであり、このような立会人制度は諸外国にはない、日本にのみ認められている制度でござります。

ただし場合には弁護人がつく場合があるいは多くろうかと思ひますけれども、制度としては被疑者に弁護人を必ずつけるという制度が考えられるべきであります。被疑者の国選弁護制度につきましては、いろいろな問題がありまして、検討すべき事項がたくさんあるわけであります。そのための取り組みを開始することがまた緊急課題であろうということを申し上げたいと思います。

適正手続、すなわち告知、聴聞の権利を保障するものと考えます。

結局、傍受法案は、以上述べましたように、傍受の要件の点につきましても、また傍受の手続といふ点につきましても、憲法の基準を満たし得るものと考える次第であります。

次に、法制度全体から見て、このような通信傍受制度を導入した場合の問題点について一点ほど触れておきたいと考えます。

第一点に、刑事免責制度ということであります。すなわち、通信傍受によって組織犯罪の証拠を収集するということが可能になつたいたしましても、組織犯罪の捜査をこの通信傍受に頼るある少數例になるであろうというふうに理解しております。

次に、傍受の実施手続についてであります。この立会人制度につきましては、外見的な手續の監視のみであるという点が議論されております。この点につきましては、立会人によりまして収集につきましては、先ほど申しましたように被疑者の取り調べにもう一度戻るということはできませんので、刑事免責を与えて証人に供述を強制するといういわゆる刑事免責制度というものの検討も開始されるべきではなかろうかというふうに考へるわけであります。

第三点は、被疑者の国選弁護制度についてであります。

法案は幾つかの被疑者の人権保障規定を設けましたけれども、このよな場合は、傍受媒体の原本性の担保ということであります。

そうなりますと、立会人は外形的手続の監視を行ふことになります。傍受媒体についての第三者による封印という点がこの制度のボイントであり、このような立会人制度は諸外国にはない、日本にのみ認められている制度でござります。

ただし場合には弁護人がつく場合があるいは多くろうかと思ひますけれども、制度としては被疑者に弁護人を必ずつけるという制度が考えられるべきであります。被疑者の国選弁護制度につきましては、いろいろな問題がありまして、検討すべき事項がたくさんあるわけであります。そのための取り組みを開始することがまた緊急課題であろうということを申し上げたいと思います。

適正手続、すなわち告知、聴聞の権利を保障するものと考えます。

結論としまして、問題の要点は犯罪捜査の必要

性と国民の自由保障とのバランスの問題、すなわち利益考慮の問題であると理解しております。このような通信傍受法を設けた場合のメリットとデメリット、そしてこれをつくらなかつた場合のメリットとメリットといふものをまた比較考量してみなければなりません。私は、結論としまして、そのような比較考量の結果、法案のような通信傍受を設けることに賛成したいと考える次第でございます。

以上であります。

○委員長(荒木清健君) 次に、村井参考人にお願いいたします。村井参考人。

○参考人(村井敏邦君) 私は、刑法を専門にする立場から、通信傍受法案について反対の意見を申し述べさせていただきます。

ただいま田口さんの方から捜査の必要性という点についてお話を伺いましたが、その立場から新しく犯罪捜査方法が必要なのだという御議論がありましたが、捜査の必要性と新しい犯罪捜査方法との関係で重要なことは、やはりそれが憲法上認められる手続であるかということだと思います。

まず、憲法との関係を問題にしますが、憲法において通信の秘密というものが保障されている、これを制約するだけの必要性があるかということが重要なポイントになると思います。その点で、通信の秘密なり憲法上の基本的人権を制約する原理とのかかわり合いで、果たしてそれだけの必要性を認め得るかとということです。

基本的に、通信の秘密を制約する原理といふことは、その通信それ自体が危険性をもたらすという場合に本来限られたものであります。これが内在的制約の原理であります。

その内在的制約を超えた場合には、憲法上いろいろ議論がありますけれども、何らかの形で憲法の規定の中にそれを制約する文言がある場合に一概にこれを制約することもあり得るという議論があります。私は必ずしもその立場に立ちませ

んけれども、外在的制約論に立ちませんが、しかし仮にそのような場合を想定するとしましても、通信の秘密についてはそのようなものが規定されていません。

したがって、例えば郵便物の中に爆弾が入っているというのは、この通信それ自身において危険性がある、これを回避するというのは認められるでしょう。しかし、電話で犯罪に関連する事項を通信するというようなことについて、それ自体として明白かつ現在の危険があるということではありますので、そういった観点からしますと、通信の秘密を制約するだけの内在的な原理というものが必ずしもこの通信の傍受という手段を肯定することにはならないということになります。これが基本的な物の考え方であろうというように思います。

もう一つ、憲法上との関係からいいますと、憲法三十五条、三十一条以下の規定とのかかわり合いであります。

これは手続的な適正性の問題でありますけれども、もちろんこの手続的な適正性の要請を満たすためには、先ほど言いました点、基本的な人権を制約するだけの正当な理由があるということが必要なわけで、その点に多大なる疑問があるということは今申したとおりであります。手続的な適正性とのかかわり合いでは、通信の傍受というのがまず基本的に当事者に秘密であるということ、果たしてこれを適正と言えるか、公正と言えるか、そのこと自体が問題であります。

さらに、通信の傍受というのは、基本的に将来発生する事象について傍受するということです。令状の発付が少なくとも将来発生する事象にかかるべきである。ここに予測の要素が入ります。

さらに、通信の傍受というのは、非常に予測をななければならぬ。

さらにプラスとして、今回の法案の中で認められている将来の犯罪に対する通信の傍受も認め得るということであります。

この点、過去に起きた犯罪とのかかわり合いで将来の犯罪についての傍受を認めるのだから構わないという御議論がありましたが、しかし少なくとも将来発生するであろうという通話を傍受を予測し、将来起きるであろうという通話を傍受している令状主義の要請を果たして満たし得るかということが問題になるわけです。

裁判官がこの二重の予測をした上で令状を発付するということになります。これはそもそも本質上といいますか、裁判官の任務としては甚だしく難しい任務を負わされるなどいうことになるかといふと、令状請求があつたことに対して十分なチエックがしかねるということになる、これを認める方向になるでしょう。

このあたりは実は裁判官を信頼するかしないかと、ということにかかわるかもしませんけれども、現状の令状実務とのかかわり合いになります。この残念ながら、裁判官が予測できない以上、これをチエックして令状を発付しないといふ方向に出るということは余り考えられません。その点が、令状請求、令状主義そのものを果たして満たさないといふことにかかわる問題であります。

それから、令状の提示ということが憲法上要請されるかどうかについては議論があります。

憲法三十五条が令状の提示を必ずしも要件としている。確かに明示の要件とはしておりません。しかし、何のために令状主義が要請されるか、そのため令状主義が要請されるか、ということとのかかわり合いからいますと、やはり自分として、何が捜査、搜索されているのか、捜査の対象になつているのかを知ることに

わいる罪の場合には、審室による犯罪であつて、この点は恐らく日本の捜査実務においても考え得ることだらうと思います。

わいる罪の場合には、審室による犯罪であつて、この点は恐らく日本の捜査実務においても考え得ることだらうと思います。

そこで、令状の提示が要件としているのは、盗聴、通信の傍受が最も有効なのはわい罪であるということが言われました。国会議員の方の自宅等を盗聴するといふことも、もしわい罪が対象になつた場合にはあり得るということになります。この点は恐らく日本の捜査実務においても考え得ることだらうと思います。

それから、令状の提示ということが憲法上要請されるかどうかについては議論があります。

憲法三十五条が令状の提示を必ずしも要件としている。確かに明示の要件とはしておりません。しかし、何のために令状主義が要請されるか、何のために令状主義が要請されるか、ということとのかかわり合いからいますと、やはり自分として、何が捜査、搜索されているのか、捜査の対象になつているのかを知ることに

わいる罪の場合には、審室による犯罪であつて、この点は恐らく日本の捜査実務においても考え得ることだらうと思います。

それから、いみじくも田口さんはおっしゃいましたけれども、通信傍受だけではだめなのだ、刑法免責も必要なだということをおっしゃいました。これは将来の予測ですから何とも言えないわけですが、それは将来の予測ですから何とも言えないわけではありません。この点で、憲法三十五条で要求されている令状主義の要請を果たして満たし得るかということがあります。

この点で、先ほど言いました通信の傍受というの、盗聴とも言われるよう、秘密であるわけですから、秘密でなければならないわけです。そして、相手方に、盗聴の当該人物に令状をうしますと、相手方に、盗聴の当該人物に令状を

提示するということはあり得ないです。そういうことになりますと、これをあらかじめチエックするということは到底当事者には不可能なことです。そういう意味では、令状の提示が要求されない、必然的に要求されないので、その意味での令状主義が本来要求している内容を満たし得ないとということになります。

こういう根本的な問題を通信傍受法案は持つてゐるわけですから、さて、それをどのように対応すればいいのか、裁判官の任務としては甚だしく難しい任务を負わされるとどういうことになるかといふと、令状請求があつたことに対して十分なチエックがしかねるということになる、これを認める方向になるでしょう。

このあたりは実は裁判官を信頼するかしないかと、ということにかかわるかもしませんけれども、現状の令状実務とのかかわり合いになります。この残念ながら、裁判官が予測できない以上、これをチエックして令状を発付しないといふ方向に出るということは余り考えられません。その点が、令状請求、令状主義そのものを果たして満たさないといふことにかかわる問題であります。

それから、令状の提示ということが憲法上要請されるかどうかについては議論があります。

憲法三十五条が令状の提示を必ずしも要件としている。確かに明示の要件とはおりません。しかし、何のために令状主義が要請されるか、何のために令状主義が要請されるか、ということとのかかわり合いからいますと、やはり自分として、何が捜査、搜索されているのか、捜査の対象になつているのかを知ることに

わいる罪の場合には、審室による犯罪であつて、この点は恐らく日本の捜査実務においても考え得ることだらうと思います。

そこで、令状の提示が要件としているのは、盗聴、通信の傍受が最も有効なのはわい罪であるということが言われました。国会議員の方の自宅等を盗聴するといふことも、もしわい罪が対象になつた場合にはあり得るということになります。

それから、令状の提示が要件としているのは、盗聴とも言われるよう、秘密であるわけですから、秘密でなければならないわけです。そして、相手方に、盗聴の当該人物に令状を

て、仮にどのように捜査の必要性があろうと踏み越えてはならない領域に踏み入れることになる。この点を私は大変に危惧するわけです。

その意味で、必要性だけではなくして、まさに妥当性ということを十分にお考へいたい、憲法とのかかわり合いで、先ほど言いましたすそ野とのかかわり合い、全体的な装置としての通信傍受法案の妥当性を御議論いただきたいというように思います。

実は、アメリカでは確かに傍受をやっております。一九六八年以降認めています。このときの一九六八年の議論においてどのような点が政府から言わされたかといいますと、いわばワイヤーテーピングを認めるということは、従来の捜査が犯罪から犯人を求めるということであつたけれども、ワイヤーテーピングというのはむしろ犯人から犯罪を求めることなんだ、そういう意味での発想の転換をしなければならないというように言っています。まさにそのとおりだと思います。ある人が特定されて、ターゲットになつた人から犯罪を求める手段というのが通信傍受ということです。これは、従来、捜査として我々が考へてきたものとは全く異なるものになります。

そうした意味で、刑事訴訟法学においては、現在、捜査概念をめぐつて大変に議論が二分していると言つてよろしいかと思います。私などは、このような形で捜査概念を変えるということに対しても、刑事訴訟法のみならず日本社会全体の觀念を変えてしまうのではないか、変貌をもたらすのではないかということを大変に危惧しております。

○委員長(荒木清寛君) 各参考人の皆様にはありがとうございました。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御發言願います。

○佐々木知子君 自民黨の佐々木でございます。

参考人の先生方には、お忙しいところ、わざわざ

ざここまでお越しいただきましたがとうございました。また、貴重な御意見を拝聴させていただきます。ありがとうございます。

それは突き上げ捜査のやはり限界を感じざるをも、私自身は昨年の五月まで十五年余にわたりまして検事をやっておりました。その後八年間は地検で実際に捜査なり、時には公判に携わって、現場で組織犯罪もちろん随分数を扱つております。

した。その経験で言わせていただきますと、田口参考人がお述べになりましたように、まさに組織犯罪というものは非常に捜査が困難でございます。

一般犯罪でありますならば日本の警察は非常に優秀であり、大きな事件が起きますと捜査本部というものを設けまして数十人の警察官が犯人が見つかるまで張り込む、尾行する、いろんな人に当たつて事情聴取をして、そして容疑者を割り出していくという地道な捜査の結果、犯人を挙げておる。それで先進諸国に比べましても断トツの検挙率を誇つていてるというわけでございます。ちなみに、日本に追随するドイツで九二・一%、アメリカなどに至りますと六六・九%しか検挙率がございません。

これは非常に日本の警察が優秀であり、また日

ちが今度は組織からもしかしたら報復されるかもわからぬような立場になるわけですから、しゃべりたいはずがないわけです。

それは突き上げ捜査のやはり限界を感じざるを得ないところでございます。特別法犯の中でも断トツに多いです。特別法犯の中でも断トツに多いですけれども、このほとんどがおつしやつたように末端使用であり、自分が使う分を持つている、あるいはそこそこに売るようなものを持っているたぐいでとまつていてるわけですね。もちろん、その上には絶対に組織犯罪が関与しているわけですけれども、これまで出てこない。上方からは、捕まつた者に二十日間とにかく頑張れよ、出てきたら悪いようにはしないから」ということで、ずっと黙つててるというケースも非常に多くございます。

若い検事は、だんだんと取り調べ能力も落ちてきただといふふうに言われております。コミュニケーションも余りうまくいっていないというよう

のがございますでしょうか、これではだんだんと日本は犯罪者を逃してしまおのじやないか、これでいいのだろうかというような、本当に抜本的な対策が必要とされるのではないかと思うわけです。

もちろん、たまには突き上げ捜査がうまくいくて、検事のうまい取り調べでちゃんとと白をしてくれて、組長が逮捕されて無期懲役刑になつて罰金一千万円になつたようなケースもございます。それは成功例ということで検察庁内部で回りますが、それはあくまでもわずかの成功例にすぎません。本来はそうでないといけないわけですが、それが、それは非常に難しい。そういう実態でござります。

田口参考人にお聞きしたいんですけれども、私は、どちらかというとこれはもう本当に遅きに失

ふうに思つてゐるわけです。

村井参考人の方から、本法案は、憲法二十一條二項の通信の秘密の保障や第三十五条が定める令状主義に抵触するのではないかというふうな御意見が提出されましたけれども、これら憲法上の問題点についてどのようにお考えでしようか。

○参考人(田口守一君) お答えします。

村井さんの方から憲法の問題の指摘がありました。私の先ほどの意見では、直接的というよりも、各論的に間接的にお答えいたつもりでありますけれども、同時に、国民の基本的権利といいまして指摘のとおり、憲法二十一條におきます通信の秘密といふものは国民の基本的な権利でありますけれども、改めて申し上げさせていただきますと、御見が出されましたけれども、これら憲法上の問題点についてどのようにお考えでしようか。

○参考人(田口守一君) お答えします。

田口参考人にお聞きしたいんですけれども、私は、どちらかというとこれはもう本当に遅きに失して、刑法訴訟法のみならず日本社会全体の觀念を変えてはいけないか、変貌をもたらすのではないかということを大変に危惧しております。

それからまた、言つなれば国際性もござりますし、経済利益を追求する、そういうようなこともござります。

取り調べの限界ということをいみじくもおつしやつていただきましたけれども、確かに上の者のだれが命じたのだ、だれが闇戦しているのか、自白しろ、そういうことを普通の一般の人々に言つた場合には、聞いて自白してくれる場合もござりますでしよう。ですが、彼らは犯罪のプロであり、そういうことをしゃべることによつて自分た

れないとということで、絶対に必要な法案だというふうに思つてゐるわけです。

す。

○佐々木知子君 令状主義を潜脱するのではないとかといふ意見がよく出るわけですが、日本では裁判所のチェック機能が甘いのではないかという意見もよく出ます。

私は、九三年から九六年までの三年間にわたりまして国連アジア極東犯罪防止研修所というところで教官をしておりました。そこで、アジア、アフリカとかいろいろな国の刑事司法に携わる実務家とたくさん接する機会を持ちましたが、英米法系の国というのは、基本的に令状という観念が非常に薄いんですね。現行犯に限らず大体逮捕といふのは警察が無令状でしてしまう、その後に治安判事のところに連れていくて、釈放される場合もあるが、もちろん釈放されない場合もある。

そういうような形で、彼らに幾ら説明しても、令状による逮捕というのが非常にわかりにくいために、それから日本で言う任意検査、在宅の捜査というのもあり得ないというぐらいで、日本は任意検査というのが基本でございます、御存じのよう。身柄を逮捕せずに検査をするというのが。例えば、交通関係業過を除く刑法犯では三割のみが逮捕される、特別法犯では道交違反をのけますと四割のみが逮捕される。それぐらいかなり謙抑的に逮捕というのも行っておりますし、ほかの令状をとつて強制検査をすることに関しては、もちろんそうでございます。だから、私は、令状主義ということが非常に間違つて理解されているのではないかかなと思います。

日本の裁判所のチェック機能というのは、私は信用していいし、その前の段階の刑事司法の検査に携わる警察の段階で非常なチェックがなされているし、また検察庁でもセックチェックがなされている、スクリーニングをかけているということをここで申し上げておきたいと思います。

本法案は、諸外国の通信傍受法制度と比べてみると、傍受の対象犯罪は極めて限定されております。また、令状発付のためには、犯罪が行われたと疑うに足りる高度な嫌疑を必要とするなどの

厳格な要件が定められています。また、傍受がで

きる期間は短く制限されて、傍受実施時における通信事業者等の常時立ち会いを必要とするなど、適正確保の手続も厳重に定められていると思いま

す。

○参考人(田口守一君) お答えします。

諸外国の法制度と比較した御意見を田口参考人から伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○参考人(田口守一君) お答えします。

御指摘のとおり、現在提案されております法案は、諸外国と比較した場合にかなりの特色を持つていることは確かだと思います。諸外国でも、いわゆるアメリカ、イギリス、ドイツ等の先進国ではすべて、御案内のとおり通信傍受の法制度を備えております。しかし、その内容はかなり各国によつて特色がござります。

今御指摘がありましたような傍受の期間の問題を一つとりましても、日本の十日、延長して三十日という制度は短い方でございます。また、傍受の手続きにつきましても、先ほども触れましたが、かなり日本法の特色であると思います。

この制度は、先ほん申しましたように、

かなり限定的な厳しい制度でございますが、私の理解するところによりますと、日本の社会、国家はこのような限定的な傍受制度でまずは足りるといふことを意味しているのであります。法制度といふのは世界共通である必要はありませんので、その国の社会とか治安状況等に即した法制度であ

ればよろしいということで、日本の社会に適した法

案ということで提案されているのであろうといふように理解しております。

○参考人(田口守一君) これまた田口参考人にお伺いします。なぜならば警察にこれだけの今まで不祥事が起るのはそれの問題であろうというふうに考えます。それは云々というような議論がある

わけでございますけれども、他国の警察と比べて

日本の警察がそれほど不祥事を起こしやすいものか、乱用する危険があるのかどうか、それについての御意見を伺いたいと思います。

○参考人(田口守一君) お答えします。

恐らく法執行機関に対する国民の信頼という問題が一番重要な問題で核心的な問題であろうといふことは確かだらう、おっしゃるとおりだと思ひます。しかしながら、この私が、研究者の立場でありますけれども、この問題についてどう答えるかということは、いろいろと問題がある、難しいというふうに考えます。

といいますのは、例えば、今諸外国との関係と

いう御質問でございましたけれども、日本の現状を考えますと、業過を除く刑法犯、恐らく年間二百万を超えていると思いますが、そのほか道路交

通法違反となりましたら何百万でございますから、恐らく一千万を超える事件があるだろう。それを警察官、二十万ぐらいでしようか、この人たちが日々これを処理しているというプロセスの中で、一定の不祥事あるいは違法行為というものが起きるのは恐らく避けられないことであろうといふふうに思います。

これについては、もちろん不祥事はないにこし

たことはありませんから、それに対する対策を立てること、そしてまた、そのような不祥事があつた場合に、これを隠べいといいますか隠さないで、表に出してかかるべく対策をとるということが対策としては重要なことであると思います。

そのような不祥事の存在があるとしまして、そ

ばよく挙げられることの一ついたしまして、警察

が信用できない、警察にこのような武器を与えて

いるような議論でありますけれども、これはかな

り評価の問題であります。簡単には言える問題

ではないが、統計をとりまいたら、恐らく諸外国

と比較すれば不祥事の件数というのは出るだろう

と思います。しかしながら、件数が出てもこれは

数字であります。これをどう評価するかという

余地があるのでないかという考え方を持つて

○参考人(田口守一君) 神参考人にお伺いしたいんですけれども、私は率直な話、現在は弁護士でござい

ますけれども、日弁連の立場が多数の弁護士の立場を、考えを代表しているものとは思っていない

という方が事実なんです。

最初の方で、組織的犯罪対策自体は日弁連も必要であると考えているというふうに言われました。しかるに、現在提示されている組織的犯罪対策関連法案につきましては以下云々、これだけの問題点があるという指摘でございました。

時間の関係上、一々これについてやりとりする余裕はもどろんないわけですから、では、どのような対策をすればいいとお考えなのか、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○参考人(神洋明君) 参議院の法務委員会調査室の方に日弁連の意見書を最初読んだ方々がほとんどと言われるのですが、日弁連の立場がよくわからぬことと言われるが、日弁連の立場がよくわからぬこと。これは、実のことと申し上げますと、いろんな意見の集約の中でまとめられた意見であります。

御存じのように、日弁連というところは強制加入団体でありますので、一定の一つの意見でもつて固めるわけにはまいりません。したがって、組織犯罪対策第三法案についても、いかなる修正を加えても反対だという見解があれば、それなりの修正を加えた場合にはこれは認めるべきだという意見もあります。

私は、はつきり申し上げまして、日弁連の立場の中でもどちらかというと保守的な考え方であります。私は、抜本的な改正をすることによって場合によっては組織犯罪対策法案についても認め

います。しかし、残念ながら現在提案されている法律案では抜本的な改正は全くない、前回の修正案ではないというふうに考へておるのと反対するといふことになつております。

この法律案が組織的な犯罪に対処するための法律案になつてない、いわゆる一般的の組織犯罪でないものも全部ひくるめて組織犯罪対策に使おうとしているところに大きな問題があると考へております。

○佐々木知子君 では、この法律自体を組織的犯罪のみに限るといふに見直せばそれで足りる、そういうふうなお考へなんでしょうか。

○参考人(神洋明君) そのような修正が可能であればそれで足りるとは思ひます。

ただ、私が最初に申し上げましたように、この組織犯罪対策は刑事法のみが突出するような形での施策であつてはいけないと思つております。政府なり国が組織犯罪対策に対してどういう実態になつてゐるのかといふ解説をした上で、どう国の施策を立てればいいかという総合的な施策の中で刑事法を考えるべきだという意見を持つております。

○佐々木知子君 組織的犯罪対策自体は非常に必要なことがあります。そして、もう一つの日本の刑事司法においての大潮流といふのは、ここでは関係ないと言われるかもわかりませんが、被害者対策ということだと私は考へております。日弁連も、犯罪者のみではなく被害者の方の側面もこれからぜひ考へていつただけならないなどいうふうに思つておりますが、その点についていかがでしようか。

○参考人(神洋明君) 現在、日弁連でも犯罪被害者の問題について意見書の作成をしております。実は私もこのメンバーの一人になつております。必ずしもこういう被告人や被疑者の問題だけではなく、犯罪被害者をどうすればいいかという形のものの委員となつておりますので、日弁連でも何らかの形で意見表明が近いところでできるの

ではないかと考えております。

○佐々木知子君 私はこれで結構でござります。

さきよは、

三名の参考人の皆さん、本当に貴重な御意見をありがとうございます。

私は、この三法案を考えるに当たりまして、私なりに一定の視点を持たせていただいております。

一つは、

これは神参考人もおっしゃつておられましたけれども、私も決して犯罪を許そうということを考へておるわけではありません。だれもが安心して生活できる、そういう社会を考えていくことは私たちにとっても責任であろうと思つていてます。

ただ、そのためには、犯罪がどういう経緯で、

あるいはどういう原因で発生をしてくるのか、あ

るいはその置かれた人たちの立場、あるいは経済

社会状況、こういうものをきちっと踏まえた上

でそれぞれに対し総合的な対策を考え、その中

で必要とあらば刑事手続あるいは刑事法による対応というのも考えていくべきだというふうに思ひます。

その意味では、本当にこの三法案がそれをき

ちつと厳密に検討し、そしてそれにふさわしい対策となつてゐるのかどうか、そのあたりも私は疑問を抱いてゐるところでもございます。

それからもう一つ、それに対するどういう刑事

問題を抱いてゐるところでもございます。

その意味では、本当にこの間の審議で大変大きな注目点になりましたけれども、今や社会は高度情報社会に入っています。

この通信傍受といふ問題が、これ

な時代に

進展して

きています。

この通信傍受といふ問題が、これ

な時代に

進展して

きています。

この問題が、これ

な時代に

進展して

きています。

員会でもこの間の審議で大変大きな注目点になりましたけれども、今や社会は高度情報社会に入っています。

これは大変幅広い、電話あるいはファクシミリ、インターネット、とりわけメールですね、そういうものによる通信といふものがこれから大きな役割を演ずるであろう、そしてまたそれが犯罪通信に使われるであろう、そういう社会であることは

いくであろうこういう社会を本当にきちっと見き

め、そしてその将来像などを考えた上で立てら

れているのかどうか、こういう点にも私はいささか疑問を感じるところでございます。

こういう視点を私は持ちながら質問させていた

だきますので、ぜひ御理解をいただき、適切な御

説明をいただければと、いうふうに思つていてます。

そこで、三名の参考人の皆さんにそれぞれお尋ねをしたいというふうに思つてます。

ただ、そのために、私はいささか疑問を感じるところでございます。

先ほどからの御発言では、例えば電話あたりを

その根底に置かれてお話をあつたようには思つん

でそれとも、インターネットという時代になつて、この法案をどう考へられるか、そしてそ

の意味で、この法案をどう考へられるか、そしてそ

の問題点等、この間もしお考へになつたりあるい

は御検討になつたりされた点がございましたら、

それぞれ御指摘をいただきたいと思います。神参

考人の方から、いかがでしようか。

○参考人(神洋明君) 確かに、これまでの議論と

いうのが電話を対象とした傍受の問題がいろんな

形で例に出されて議論されてきたと思ひます。

しかしながら、これから社会、まさにイン

ターネット社会という形に言われておりますの

で、その意味でこの法律案はインターネットも対

象になるというふうな理解を私どもはしております。

したがいまして、このインターネットの場合に

ついて、どのように実際にメール部分なりそういう

うものを対象としてそれを押収するのかというよ

うな問題に對して重大な関心を抱いております。

法律案の中では、一般的にはいわゆる暗号だと

か。これも既に先ほど多少御指摘がございました

けれども、いわば捜査概念というものを大きく変

更する、こういう側面もこの法律案は持つてい

うかというふうに思ひます。そのあたりでの小手

先ではない、根本的に日本の刑事法がどうあるべ

か。これも既に先ほど多少御指摘がございました

けれども、いわば捜査概念というものを大きく変

更する、こういう側面もこの法律案は持つてい

うかというふうに思ひます。そのあたりでの小手

先ではない、根本的に日本の刑事法がどうあるべ

か。これも既に先ほど多少御指摘がございました

けれども、いわば捜査概念というものを大きく変

更する、こういう側面もこの法律案は持つてい

うかというふうに思ひます。そのあたりでの小手

先ではない、根本的に日本の刑事法がどうあるべ

か。これも既に先ほど多少御指摘がございました

けれども、いわば捜査概念というものを大きく変

場合、それがどうなつてゐるのかということについての細かな規定はないといふ点では若干の疑念

を抱いております。

○参考人(田口守一君) 御指摘のとおり、イン

ターネット、とりわけメールですね、そういう

ものによる通信といふものがこれから大きな役割

を演ずるであろう、そしてまたそれが犯罪通信に

使われるであろう、そういう社会であることは

私もそのとおりだと思います。そして、これらの

インターネット等を利用した通信を電話と区別し

ても傍受の対象から外すということになります

と、これは組織としてはそれらを使えば安心

であるということになりますので、ますこいつ

たインターネットによる犯罪通信を捕捉する方法

ということを考えなければならぬ。

しかしながら、これについてはいろいろと今も

神さんの方から御指摘がありましたけれども、電

話とは違つた困難さが伴うであろうと思ひますけ

れども、これについては今後、最終的な令状は裁

判官が出すわけありますが、捜査官の収集した

メールであれば、メールによつて犯罪通信が行わ

れるであろうという疎明資料等を厳密に検査して

いただいて令状を出していただくことになるであ

らうというふうに理解しております。

○参考人(村井敏邦君) 私もインターネットにつ

いては基本的に電話と違うことを考へなければ

いけないだらうと思うんです、通信傍受を認める

としても、今度の法律でインターネットも当然対

象にしているようですが、果たしてこの規

定で十分なのかどうかになると、手続的には甚

だ落ちがある。したがつて、通信傍受を認める

としても、本来は別にすべきものであろうと思

います。

特に一番問題なのは、先ほど神さんの方からも

出ましたけれども、暗号を使った通信というの

が、これはもちろん電話の場合もありますけれ

ども、とりわけインターネットの場合には、メー

ルの場合にはそういう形でやられることになりま

す。そなりますと、これを解説するのは大変な

労力と時間がかかる。先ほど来問題になつてゐることですけれども、該当通信であるかどうかということを調べるために、全部ダウンロードするなり、どういうふうな形にするのか、ともかく全部いわゆるここでいうところの傍受をしなければならない。それを解説することになると、果たして現実に犯罪を摘発するのに役立つだけの時間的な余裕がある。大変に時間がかかるつてしまつて、結局意味がないということになつてしまつた。そこで考えられるのは、暗号を使つてはいけないという形が考えられます。これは現にアメリカではそういう提案がなされておりますが、これはまさに通信の秘密を害することになります。ただ、有効にやろうとすればそういう形にならざるを得ないだろうということをこれまで恐れています。

○千葉景子君 このインターネットにかかわって

の問題については、この委員会でも本当に疑問あ

るいはわからない部分が深まるばかりといふこと

が実情でもございました。時間がございました

ら、またお聞かせをいただきたいといふところが

うございます。

先ほど私も指摘をさせていただきましたけれど

も、犯罪を防止するあるいは適切な捜査をすると

いつても、やはりそれにはきちっとした憲法上の

ルール、こういうものを守つた上で、そして適切な対応というものが求められるだらうといふことに思つています。

そこでお聞きしたいんですけれども、村井先

生、先ほどもちょっとお触れになりましたけれど

も、これまでの犯罪捜査というのは既に起きた犯

罪のために証拠を収集する、こういうものが犯罪

捜査として体系づけられてまいりました。そし

て、それに対する犯罪の予防活動といふのはいわ

ば刑事行政というような形で区別されてきたとい

うのが日本の体系ではなかつたかといふことに思

います。

これに対しても、今回の通信傍受というの

は、先

ことですかとも、該当通信であるかどうかといふことを調べるために、全部ダウンロードするなり、どういうふうな形にするのか、ともかく全部いわゆるここでいうところの傍受をしなければならない。それを解説することになると、果たして現実に犯罪を摘発するのに役立つだけの時間的な余裕がある。大変に時間がかかるつてしまつて、結局意味がないということになつてしまつた。そこで考えられるのは、暗号を使つてはいけないという形が考えられます。これは現にアメリカではそういう提案がなされておりますが、これはまさに通信の秘密を害することになります。ただ、有効にやろうとすればそういう形にならざるを得ないだろうということをこれまで恐れています。

○参考人(村井敏邦君) おっしゃるとおりです。

先ほども申しましたように、特に将来の犯罪を

通信傍受の対象にするということになると、まだ

犯罪が発生していないのに証拠を収集するとい

うことなわけ、私ども、すべて犯罪の発生とい

うことを契機に捜査が始まるものだということで講

義などをやつきました。そこを変えなければな

らないということになります。

これは大変なことなわけで、従来は捜査の端緒

といふものと捜査というのを分けるということを

しておりました。捜査の端緒といふのはいわば一

種の行政警察活動である。捜査の端緒から犯罪が

発生しているあるいは発生したということが把握

てきてから捜査が始まるということで、司法警察

の役割がそこから発生するんだといふ形で講じ、

議論をしてきました。そういった分け方がいけな

いんだというのが最近の議論の中で出てきている

ことですねけれども、根本的にこれは警察活動及び捜

査活動といふものの概念を変えることになつてしま

ります。

この点で、少し解釈論的なことを言いますと、

刑事訴訟法百八十九条に「司法警察職員は、犯罪

があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査す

るものとする」という規定があります。この規

定の解釈として、「犯罪があると思料するとき

」というのは、当然にもう犯罪というものがあつ

て、それで犯人及び証拠を収集するんだというの

は、どちらも国際社会と同じでどう違うのか、こ

う

は

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

信の傍受をした場合、どこまで自主的に、いわゆる関係のない会話を排除していく努力をするのか、そこを疑問に思つております。

それから、日本の場合には、諸外国と違つて起訴前の保釈制度がありません。しかも、先ほど田口参考人もおつしやいましたけれども、被疑者の国選弁護制度もないという問題もあります。さらに問題を申しますと、私もイギリスで視察をしてきたんですが、捜査の可視化という問題について日本の捜査についてはほとんど意に介していない。どういうことかと申しますと、例えば取り調べに弁護人が立ち会うだとか捜査過程をテープにとって録音するといったようなことが今の日本の警察では認められています。さらに申し述べると、捜査段階における証拠の開示といった問題が、例えばイギリスやドイツなどでは行われていると言われています。

それと、違法収集証拠の排除の問題、これはアメリカにおいてはかなり徹底しております。ところが、日本の判例においては、重要な証拠であればそれは証拠にすることができる、相当であれば証拠にすることができるという形で、ある意味でしり抜けの形になっています。この違法収集証拠の問題は、例えばマニユアルをつくつて通信傍受を行つた場合、アメリカの場合にはいささかの違法もあつてはいけないという心理的な要請が働きますので、それをなるべく抑制しようという形で捜査官の方に働きます。ところが、日本の場合については先ほどのようにしり抜けになつておりますので、捜査官をそこまで信用できるのかどうかという問題が起こつてくると思います。

そういう総合的な施策の中でこの通信傍受を考えなければならぬという意味では、国際的な要請の観点からいえば、今述べた点については日本は著しく欧米諸国に立ちおくれているのではないかとうふうに考えております。
○千葉義子君 時間になりましたので、終わります。ありがとうございました。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

参考人の皆様、本日は大変ありがとうございます。

先ほど、田口参考人の方から、この通信傍受法案については、つくつたときのメリット、デメリット、メリット、こうしたことについてきちっと考

える必要があるのではないか、こういう御意見がございました。

それで、今お話を伺いますと、神参考人と村井参考人がこの修正案については消極的な御意見といたことなので、まず村井参考人からお尋ねいたしましたが、この傍受法をつくった場合のメリットとしては、恐らく捜査機関に新たな手段を与えると

いうのは何か考えておられるのか、先生のお話はデメリットの方ですが、メリットの部分も認めておられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○参考人(村井敏邦君) メリットというのは、捜査側からいいますと、通信が傍受できればいいと

いうことに恐くなるでしょう。ただし、先ほど言いましたように、私は通信傍受が果たして有効に機能するかということを考えますと、有効に機能するためにはいろいろまた別の装置が必要だ

いうことになるだろう。そういう意味で、果たして捜査側にとつてもメリットがあるのかな、労力と時間だけかかるとメリットがないのではないか

というようにも思つております。

○大森礼子君 捜査側から見るとメリットとい

うことでおっしゃるわけですが、ただ、捜査側のメリットも、犯罪を摘発するメリットということ

は、薬物ばかり強調して申しわけありませんが、すなわち国民をそういうものから守る、こういうメリットもお考えいただきたいなと思います。

それで、神参考人にお尋ねするのですが、先ほ

を得ている。そして、薬物を体に入れるということは、ある意味で人間としての尊厳性を失うよう

なことにもなる、こういうことでその対策ということを考えておりますので、捜査側から見るとメリットということは、実は国民側から見るとメ

リットというふうにとらえておるわけです。でメリットというふうになつています。

次に、神参考人の方、つくつたときのメリット、つくらなかつたときのデメリットという点に

ついてはどのようにお考えでしようか。

○参考人(神洋明君) つくつたときのメリットと

いう意味では、メリットは捜査機関にあると思

います。しかし、先ほど田口参考人がおつしやつたのと逆に、果たしてこの通信傍受を認めたから

といって、末端じゃない、いわゆる中枢にある犯

罪組織の人物に迫ることができるかということに

ついては、疑問に思つております。このような制

度が生まれれば、恐らく次の別の手段を彼らは考

えるだろつと思います。その意味で、デメリット

を補うに足りるメリットがあるかどうかは疑問だ

しいということになるが、一二、三點で結構です。

○参考人(神洋明君) 一二、三點で抜本的な改正ができるかどうかというのも少し問題があるんです

が。確かに衆議院の修正案において対象犯罪の限定がされました。しかし、先ほど私が述べましたよ

うに、これは大ざっぱにざつくりと薬物、銃器、集団密航、組織的殺人というふうになつていますけれども、その中には組織的にされ得ない、ある

いはされることが少ないものも入つていて。それと、もしこれを处罚の対象にするというのであれば、これは組織的に行われたと疑うに足りるよ

うな犯罪についてだけの傍受を認める形でなければ私はおかしいと考えております。

それから、先ほど来幾つか述べておりますが、例えば他の犯罪に関連した通信の問題についても、これはやはり全く別の犯罪に関する通信を傍

受するわけですから原則は令状が要るはずであります。これに、先ほど事後的な裁判所の審査がありました。しかし、これを認めることは実は現

行法では認められない緊急搜索、押収といった手続が認められる、そういうものに道が開かれています。そういう意味での懸念を抱いておりま

す。そういう意味での配慮も必要だと思いま

す。

さらに、犯罪と関係のない一般の方々がたまたま犯罪者との間で会話を交わしたもののが捜査機関に聞かれていてもこれが犯罪に関連ないとい

うことで通知がされないということも大きな問題だと思います。やはり聞いた以上は通知をする、これは必要だらうと思います。

○大森礼子君 通知の点につきましては、通知するには住所、氏名を特定しなくてはいけないとい

うこの関連で、実際の場面でちょっと問題があるのかなという考え方を持っております。それはちょっと時間がありませんので除きます。

例えば、先ほど先生がおっしゃった、大麻の单

シー保護という観点から見て、その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(村井敏邦君) 一般市民の点からいっても、自分が話している会話が傍受されているということはあらかじめわからないわけですから、その点では大変にプライバシー侵害は大きいといふに考えます。

私は、令状が提示できる場合というのもないわけではないだろうというように考えていましたが、これは、一方当事者が同意している場合、例えば脅迫電話などのような場合、被害者が同意していられるような場合には被害者に令状を提示して傍受するといふことは可能なわけですけれども、これは実は本法案の中では令状の要らない傍受といたしまして、それはおかしいのではないか。むしろ、こういう場合こそ一定程度、他方当事者について問題がありますけれども、これは現に犯罪が行われているということでは一方当事者への少なくとも提示の可能な同意盗聴こそまさに通信傍受法で認めるべきことではないかというように私は考えております。

○橋本敦君 それから、次の論点として通知の問題がございます。先ほども神先生の方から若干お触れになりましたが、傍受をした相手方に対して全然通知が行きませんと、これはみずから不服申し立て、あるいは自分が盗聴されたプライバシー侵害に対する救済手続がどこに対してもとれないわけですね。この法案では、刑事手続用の傍受記録に記載される当事者が通知が行きませんから、したがつて刑事記録に記載される当事者以外の盗聴されたと言われるすべての人に行かないわけですから、不服の申し立てのしようもなければ事後救済処置もない。これは私はやっぱり人権保障という観点からして大変な問題だと思うんです。それぞれ通知すること自体があるいは通話の逆探知をしなきやならない、住所を特定しなきやならないと。あなたの電話が実はあるときからして大変な問題だと思うんです。

それぞれ通知すること自体があるいは通話の逆探知をしなきやならない、住所を特定しなきやならないと。あなたの電話が実はあるときからして大変な問題だと思うんです。

聞かれたのですよということを知らせること自体が人権上問題があるという説さえ言われる場合があるんです。私はそれは全く違うのではないかと思つておりますが、そういう通知の問題について

神先生の方はいかがお考えでしょうか。

○参考人(神洋明君) 要するに、捜査機関においてみずから話した内容が聞かれているということ

が

自体がもうプライバシー侵害そのものであります。したがつて、聞いた以上は通知をするという

のが原則でなければいけないので、この法律案に

よれば、今委員のおっしゃるよう、犯罪に関連

がなかつたからということで何ら連絡が行かない

というのは問題だと考えております。

○橋本敦君 それからもう一つ私が心配をしておりますのは、この法案では、傍受をいたします、

そして原記録は封印をして裁判所に行くんです

が、複製をしたものから刑事手続用の傍受記録を

警察の方がつくります。そこで犯罪の関連性のな

い通話は消去する、こうなっています。その消去

するときに立会人がいるのか、これは立会人はお

りません。立会人は封印して原記録を出すだけ

です。ですから、実際に消去したのかどうかという

ことが法的、制度的に一体どこでどう担保される

のだろうかということを私は心配するんですが、

その点について神参考人の御意見はいかがでしょ

うか。

○参考人(神洋明君) 先ほどの意見陳述でも述べましたように、この消去システムがこの中に規定されていません。流用してはならないという規定がありますが、これに違反した場合の処罰規定もございません。その意味ではやはり問題があると思います。この法律には、そういう意味で、これは私から言うまでもございませんが、ある意味では日本より厳しいところもあります。それでも、アメリカでも最小化処置というものはありますと、これは結局人権侵害的傍受を防ぎ得ないというように私は思われるを得ないんです。

アメリカでも最小化処置といふのはあります

し、規範的力も持ち得ない。こういうことにな

りますと、これは法的、制度的に一体どこでどう担保される

のだろうかということを私は心配するんですが、

その点について神参考人の御意見はいかがでしょ

うか。

○参考人(神洋明君) 先ほどの意見陳述でも述べましたように、この消去システムがこの中に規定されていません。流用してはならないという規定がありますが、これに違反した場合の処罰規定もございません。その意味では日本より厳しいところもあります。それでも、アメリカでも最小化処置といふのはありますと、これは結局人権侵害的傍受を防ぎ得ないというように私は思われるを得ないんです。

アメリカでも最小化処置といふのはあります

し、規範的力も持ち得ない。こういうことにな

りますと、これは法的、制度的に一体どこでどう担保される

のだろうかということを私は心配するんですが、

その点について神参考人の御意見はいかがでしょ

うか。

○参考人(田口守一君) お答えします。

○参考人(神洋明君) お答えします。

人は特に言つていただきました。まず第一に令状の特定性の問題、第二に令状の提示が要求されているけれどもそれができないのではないかという問題などをおっしゃつていただきました。その問題と通知の問題というのは関係すると思うのであります。

○参考人(村井敏邦君) 従来の押収ですが、押収目録というのを渡して何が押収されたかというのを通知する形になつております。これによつて、自分の何が、押収されではならないようなものまで押収されているというのがチェックできるわけですねけれども、今回の通信傍受に関してはそれは全くできません。全くできないのみならず、通知されないとということです。通知されないとことで、従来の押収という概念とは全く違うものですから、我々刑事訴訟法の学者、私としては、やはり従来の検査手段という観点から見ますと今回のは異常な手段であるというように考えざるを得ません。

その意味で、プライバシー侵害は大きく、少なくともプライバシーを侵害したということを正当化するだけの担保というものを保障すべきなのに、それがないということに大変な懸念を抱いており

うと思ひます。

○福島瑞穂君　ソフトモニタリングということ
がよく政府の側から説明があるのですが、これ
はつくると言われているマニュアルにすぎず、条
文上には明確に、例えば三十秒聞いてやめるとい
うふうなものは書いてありません。

それからもう一つ思うのは、先ほどお三方が
おっしゃったように、インターネットの関係につ
いてはまだ検討が必要ではないか、考慮が必要で
はないかという趣旨のことをおっしゃいましたけ
れども、スポーツモニタリングというマニュアル
がきちんとできたとしても、電子メールやファク
スについては読まなければ中身がわからないわけ
で、しかし読んでしまえばもう情報としては知つ
てしまふという問題があります。

その点については、神参考人いかがでしょう

定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、「方法がない」というふうになつております。参考試案では「犯人を特定し又は犯行の状況若しくは内容を明らかにするため他に方法がないと認められるとき」と。「他に方法がない」という文言と「著しく困難である」というのは言い方が違います。

よく政府の方から盗聴は最後の手段だという説明を受けるんですが、実際盗聴法ができた後、その運用において本当に最後の手段になるだろうか。予備盗聴、別件盗聴、事前盗聴を認めておりますので、捜査の端緒という側面になつていつてしまうのではないか。

ですから、令状の発付をするときには書くけれども、実際の使われ方はどうなるだろうかといふことについて、神参考人と村井参考人にお願いいたします。

○参考人(神洋明君) これは最後の手段だというものは、恐らく政府答弁では出ているんでしようけれども、この規定だけからそれを最後の手段と読

果たしてこの場合に有効に働くかというと、犯人はある程度特定されているのではないか。そうなると、犯人を特定するための傍受というのがある意味では無用なものだということになります。
むしろ、捜査の端緒だけに限るべきだという議論もあり得ると思います。証拠としては用いられるわけですけれども。そういうような場合に、捜査の端緒を求めるだけだということになると、そういう形で限定したとすれば、裁判で出てこないわけですから、その事前のチェックというのをよほど厳密に決めておかなければならない。公的な形でそれが乱用されないというだけの、もうこれ以上に、この傍受法案で私がいろいろ指摘したこと以上に、捜査の端緒だけに用いる場合にはそれの公明性が明らかでなければならぬということになるだらうと思います。

○福島瑞穂君 特に、事前監聽を認めているといふことは、補充性の要件とどう論理的に結びつくるかということを考えることがあるんですね

それに対しすぐさま準抗告をする、あるいは国家賠償請求裁判を起こすということができるわけですけれども、もちろん私自身に令状の提示はありませんし通知もありません、私と会話をした人にも通知が行きません。そうすると、そもそも通知をされない人間は強制処分を受けても準抗告、国家賠償請求訴訟などの手段がとり得ないわけですから、それでも、村井参考人、この点についてはいかがでしようか。

○参考人(村井邦君) 大変に問題のところだと思います。一応不服申し立ての規定がありますけれども、通知がなければ不服申し立てができないというのはまさにそのとおりでして、通知 자체もおくれても構わないという形になつておりますので、それ自体として救済の手段がどうも十分に備えられていない。

さらに、先ほどの立会人とのかかわり合いでもう一度ですけれども、該当通信であるかどうかのチェックができないということで、そういう点から

○参考人(神洋明君) まさに福島委員がおっしゃる通りであります。読まなければわからない。その意味では、現在の法律案はインターネットについてきちっとした規定がないと言わざるを得ないと思います。あくまでも電話を想定した形での法律案にすぎないという意味ではインターネットの場合についての検討が必要ですが、それをどうするかということについては、やはりもう少し議論が必要ではないかと思います。

恐らく、立法者の意図といいますか、法務省、政府の意図は、暗号あるいは外国語と同じよう翻訳過程でわかつたらなくするというような形のものと同じようにインターネットを考えていると思います。しかし、インターネットに関して言えればもう全部という形になるので、その意味で果たしてこれが適当かどうかということも十分に検討が必要だと思います。

○福島瑞穂君 補充性の要件についてなんですが、三条では「他の方法によっては、犯人を特

ることはできないと私は考えております。
これを最後の手段だというのであれば、アメリカでの要件がこのように規定されています。通常の検査手続が見られたが失敗に終わつたこと、通常の検査手続が成功する見込みがないと考えられる合理的な理由があること、または通常の検査手続は危険過ぎると考えられる合理的な理由があることという形で、かなり具体的に規定がされております。日本の規定の仕方は極めて抽象的で、これは解釈いかんによってはいかよつてもできるものではないかといふ点で疑問があると思います。

○参考人(村井邦祐君) 著しく困難であるとの他の手段がないとの明瞭化に違うと、いうことが言えますから、その意味では、著しく困難であるということをもつて最後の手段ということにはならないだろうと思ひます。

最後の手段であるならば、果たして必要であるかということにもなります。先ほども言いましたけれども、「犯人を特定し」というような要件が

○参考人(神洋明君) これは最後の手段だという
のは、恐らく政府答弁では出ているんでしようけれども、この規定だからそれを最後の手段と読

○福島瑞穂君 特に、事前監聽を認めているということは、補充性の要件とどう論理的に結びつくだろうかということを考えることがあるんですね。

が、その点についてはいかがでしょうか。村井参考人にお願いします。

○参考人(村井敏邦君) 事前の盗聴を認めるといふのは、まさに補充性の要件それ自体としては事前盗聴の部分については満たさないわけですか。なら、この要件外のところに事前盗聴があるというところになるとどうぞ、よろしく。

○福島瑞穂君 この参議院の法務委員会でも、あるいは参議院の予算委員会でも衆議院の法務委員会でも大変議論になったことは、総方靖夫さんのお話であります。総方靖夫さんのお話であります。総方靖夫さんのお話であります。

衛存じのとおり 地裁 高裁は警察の組織的犯罪であるというふうに民事の裁判では判決が出ましたが、裁判所は、警察がやつたということを認めません。だに委員会の中でも認められません。きのう、衆議院の法務委員会で、民主党の枝野議員が警察の裏金問題の質問をして政府の答弁がはつきりしなかつたために、委員会がそのままとまってしまうということになりました。

先ほど、司法警察と行政警察の混同が起きるのではないかという指摘がされましたけれども、私自身は、例えば司法警察と行政警察がまざるというふうになると、一つは、日本はかつて治安維持法があり、さまざま宗教団体、共産党員の人、市民活動家、ジャーナリストが弾圧されたという非常に暗い歴史があります。その第一の問題と、第二に、司法警察と行政警察が概念的にまざる状況になつたときに、緒方盜聴事件のようなことをきちっと総括していい限り、今後情報収集としてなされる危険性がより強くなるのではないかとうふうに思いますが、それについて村井参考人の方からお願ひいたします。

○参考人（村井敏邦君） 私も、捜査手段としての通信傍受を議論する場合の前提条件として、違法が行われないということが保障されなければならないというふうに思います。

い緒方邸の通信でさえ傍受され、それを裁判所が組織的なものであるということを認定してもなお認めない警察にこの通信傍受を認めていいかといふことは、これは国民の立場からいましてやはりそれは困るというよう考へざるを得ないんです。

その点をもこれに拘らず本題として存念したから
認めてほしいうことになりますと、少なくとも
も認めるための議論といいますか、認めるか認め
ないかを国会で議論するための前提としては、そ
の点について本来は警察の方が、いや、従来やつ
たのはまずい、今後はそういうことはないという

ことを単に言葉だけではなくしてきちんとしたいとで示す、それを信頼させるだけの何らかのものと示さなければいかねんだろうというふうに思います。その意味では、まだ通信傍受法案について議論するだけの前提が整っていないというよう私自身は考えています。

○福島瑞穂君 時間が来ました。どうもありがとうございました。

○平野貞夫君 三人の参考人の先生方のお話は大

で、ごく一般国民の立場からお尋ねしたいと思います。

最初に確認をしておきたいんですが、神参考人、冒頭に、基本的に日弁連の立場でというお言葉があつたと思うんですけど、日弁連の立場でお呼びしているわけじゃないと思いますので個人的な意見を大胆にお聞かせいただきたいと思うんです。

お話をの中に、人権は国家との関係で保障されるべきものだ、こういうお話をあつたなんですが、もうちょっと詳しいことを聞きたいんですけど、例えば制限されることはあつてはならぬという考え方でしょうか。そこら辺について。

○参考人(神洋明君) 先ほどの意見陳述の際も申し上げましたように、内在的な制約というのを私は

も否定をいたしません。公共の福祉による制限といふことはあり得るだろうと思います。
ですから、これが保障されといつても、絶対に保障されて、ほかのどんな事情があつてもその場合はだめだという趣旨ではあります。
○平野真夫君 組織犯罪三法の議論の第一点は、

○参考人(神洋明君) 私は、危機管理だとか秩序和をどうするかという問題だと思うんですが、公共の福祉の中には危機管理とかあるいは秩序、こういったものは含まれるとお考えでございましょうか。

○平野貞夫君　日本国憲法の公共の福祉との調整
　　というのは、解釈、運用というのは学者の先生方
　　によつていろいろあつて非常に難しい問題なんですが、私が承知していますところ、基本的人権と
　　公共の福祉、日本国憲法の運用に当たつて基準と
　　いう形のものが一番大きいものと考えております。

多くの憲法学者の先生方はその人権宣言の一十
が。
べき考え方方に国連の行つた世界人権宣言がある
んじやないか。ほほ同趣旨で日本国憲法はつくら
れている、世界人権宣言の方が後でござります

九条二」を引用しておるんですが、そこには、何人
もその権利及び自由の行使において専ら他人の権
利及び自由に対する当然の承認と尊重とを保障す
る目的のために、また民主主義社会における道
徳、公の秩序及び一般的福祉の正当な要求に応じ
る目的のためにのみ法律によつて定められた制限
には服さなければならぬと定めておるんです。
世界人権宣言には公の秩序という概念があるわ
けでございますが、私は神先生の意見とちよつと
違うんですが、公の秩序、これは別に國の秩序と
いうだけじゃないと思うんです。状況によつては
制限されるべきではないかと思ひますが、いかが
でございましょうか。

○参考人(神洋明君) 一般的に、私ども、公の秩序といった場合には、先ほど村井先生からも話がありましたが、例えばそのこと自体が犯罪に密接な関連を持つていて、これはやはりそのまま放置できないという意味では公の秩序の問題になるとと思うんです。そういう意味合いでの制限というふうな理解に至らざるを得ないと思っております。

○平野真夫君 ちょっとと話題を変えますが、村井先生のお話の中に非常に重要な指摘があったと思います。私はこの三法案成立推進論でござりますので村井先生の立場とは逆でござりますけれども、さうした立場からいって、この三法案は、たゞ一つの角と見えてるべきではないかと思つてしまふ。

も、問題点の指摘においては同じ認識をしております。

それは、この三法案は、三法案のことだと思いま
すが、検査概念の変更でありそれは日本社会の
諸概念の変更につながることだから云々というお
話があつたんですが、私もそのとおりだと思いま
す。この三法案、わけても通信傍受法案は、やは
り今までの検査のシステムの概念を画期的に変更
するものだという認識でござります。

問題は、なぜ変更しなきゃならないのか、その理由。先生は、必要性だけじゃなくて妥当性も考える、議論しようとおっしゃっていたんだが、この問題は何も通信傍受法案の問題ではなくて、現在我が国が当面しているあらゆる問題の根本だと思います。もちろん、我が国の文化とか歴史とかそういうものを無視するわけにはいきませんが、やはりさまざまなものをおいて大胆な変更、改革をやっていかなければ、国家だけじゃなくて社会の存立にかかるわ、我が国は今非常に危険な状況にあると思っております。ですから私は、組織犯罪三法案もそういう位置づけで推進論なんです。

ただし、やっぱり大きな概念の変更ですから、一舉に完璧なものはなかなか難しいと思いますし、そこにさまざま問題があることも承知しております。諸先生方との質疑の中での御指摘にも傾聴すべきものがあると思っております。

率直に申しまして、例えば覚せい剤の問題一つ取り上げましても、田口先生からも資料が提出されておりますが、昭和五十年代から六十年にかけて第二期の覚せい剤乱用時代があるわけです。昭和六十年に当時の警察庁の専門の人がかなり客観的にいろいろなデータを使って密輸入されている覚せい剤を約七トンと推測しております。

現在、どのくらい密輸入されているかということは推測できないわけですが、それを基準に考えまして、ことしの上半期一トンを超える押収量からいまして想像を絶する物すごい量が密輸入されておると思います。私は、多分三十トン以上だというふうに推測しております。

なぜ私がそういうことを申し上げるかといいますと、私の生まれた高知県で昨年の秋、末端価格二百億の覚せい剤が海岸に流れ着いた、これは今まだ捜査中だそうでございますが、そのときの警察庁の報告によりますと、その事件に関して関係者の携帯電話の押収は四個、それから土佐清水港の沖に投げ捨てた携帯電話一個、五個の携帯電話がさまざま形で使われておる。こういう警察庁のお話もござります。同時に、そういうことが頻繁に起る可能性もあり、仮に覚せい剤三十トンが密輸入されているとしますと、概略一千五百万円ぐらいの人間が一週間に一回覚せい剤を使用するというようなデータで、しかも中学生、高校生、主婦、そういう層に侵入していく、私は、平成のアヘン戦争が国際的な犯罪組織によつてもうしかけられている、覚せい剤一つとりましてもういうふうな極めて深刻な状態だと思つております。

それは、まさに戸査概念を変更しても、日本民族の生存のためにも日本国社会の存立のためにも今早急に手を打たなければいけないことだと思つてます。それは政治の責任だと思うんです。この組織三法案というのはそのためにあるというふうに私は自分なりに位置づけておりますが、そういう考え方についてどうでしようか。村井先生、田口先生の順番で感想をお聞きしたいんで

す。

○参考人(村井敏邦君) この社会がどのような方向に向かうか、非常に危険な方向に向かっているというのは私は平野議員と違った意味で感じております。確かに覚せい剤や麻薬の問題も重要な問題です。確かに覚せい剤や麻薬の問題も重要な問題です。確かに覚せい剤や麻薬の問題も重要な問題です。

現

在

の

方

向

に

向

か

う

か

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

ういういろんな事態に備えたことを考えた制度でなければならぬといふに考えております。

そして、現在提案されている法案は、そういう意味で数々の制約、制限を規定している、国家権力の乱用、暴走を警戒、防止して万全を期していく法律であるといふに理解をしております。

○参考人(村井義邦君) 私自身の経験で申しますと、私はスコットランドヤードを見学したことがあります。私の息子が不審尋問をされて、それが不当な不審尋問なわけですが、そういう話をしましたところ、それに対してもスコットランドヤードの係官は、もしそういうことがあつたら、この肩章を見て必ず通報してくれ、ここに番号が書いてあるはずだと、そういう点でのチェックをきっちりやる必要があるんだというふうなことを言つております。

これは一つの例ですけれども、警察内部でのそういういたチェック機構というのは、基本的に日本の場合にあるかという問題があります。そこは先ほど言つた信頼性につながつてくるわけで、そういうものがきちつとあつて初めて一定の権限が認められるということになります。そういう市民的なチェックを非常に明らかにできるようなシステムが日本の場合には十分に備わっていない。それに對して検察の方も十分に声が出せないというふうに言わざるを得ないと思ひます。

○平野貞夫君 わかりました。

○中村敦夫君 通信傍受ができること、つまり盗聴ができるということは、野放しのまま個人あるいは特定の団体に与えられれば、これはもう神のようないい權力を与えるということになります。もちろん司法というものは一般的な信頼感の上に築かれていることは当たり前なんですが、ただ、そこに權力を全面的に委任してしまうということではないと思うんです。ですから、信じろ信じないと

いう話が国会の場で討論されるというのは妙な話で、日本は宗教国家ではありませんから、やはり法的国家なんですから、一つの大きな信頼の上に立つて権利が与えられる。そのためには当然ながら妥当な規制とルールというものが確立されなければいけないと思うんです。

この法案というものをよく読んでみると、規制とルール、つまり一番の問題はやはり乱用という問題です。これは別に警察は信用できないとかでできるとかいうものではなくて、人間が集団をして一つの組織を運営している以上、常に神のように正しく運営されるということは科学的にはあり得ないですから、そうした乱用という問題の歯どめ、そのことが一番大きなポイントになつてゐるのではないかと思うんです。その歯どめがポイントになるところが不明確であるというのが、この法案が大変危険性を持つて、そして多くの人々が反対している根拠になつておると思います。

そしてまた、これは普通の概念的な法律ではありません。実行されるときの方法、技術というものが深くかかわり合つておりますので、法案が明確にそういうことを突っ込んでいかないと、文言として保障していないイメージがわからないといふ特徴がござります。これは普通の法案とちょっと違つところだと思います。

そういうことで、内容について今まで多少の審議が行われてきて、やりとりがあつたのですが質問と答えといふものの整合性に欠けることがついてきています。そして、ちょっと何か質問答のよ

から見たらどういうふうに思えるのかお聞きしたいわけです。

この三条三項というのは通信傍受をする施設の問題です。つまり、監視基地を規定している文章のところなんです。これは、読み上げますと、「前一項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これをすることができない。」こうなつていますが、そこにただし書きがあるんです。「ただし書きなどは看守者又はこれらの方に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。」

と言つて、それまで述べてきた事柄をひっくり返すようなただし書きになつてゐる。

私はこのただし書きは必ず必要ないんじやないかなというふうに考えたんです。どうも文言自体が矛盾しているのではないかと思つてそれを質問したわけです。そのただし書きのところ、「住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでない。」

の承諾がある場合は、「この限りでない。」といふのはどういう状況のことを言つてゐるのかと質問しました。そうしたらば、要するにインターネットなどなんかのケースで言うと、いろいろな愛好者が

自分が勝手につくつているようなネットワーク、そのようなものを指すということなんです。

しかし、通信事業者という規定に関しては、プロバイダーとか本当の専門家ばかりではなく、学校とかインターネットなどを張つてゐるさまざま

な組織も含むと言つてゐるわけですから、愛好者であろうとネットを張つたら通信事業者というふうにみなしていいわけなんですね、これまでの答弁は。しかし、それだけは違うというふうなことです。

私は、これはにわかに納得できないわけであつたんだです。

一つは、法務委員会で政府答弁をされた、その答弁の内容が裁判における法解釈でどれだけ拘束力を持つのか、これは絶対的なものなのか、あるいは関係ないのかということです。これまでの例で、皆様のお考へを開きたい。

もう一つの質問は、法的にできないという根拠的に見て正しいのかどうか、あるいは正しくないのかという二つの質問についてお答えいただきたいんです。お三人、お願ひします。

○参考人(神澤明君) まず、これまでの例で、法律の立案過程で政府側の答弁がなされたことが裁判において拘束力を持つて、それが肯定的な解釈という形になるというふうには決められていました。すなわち、ここで例えば刑事局長がそのような発言をしたとしても、それは法律そのものを拘束するものじゃありませんので、もしそういうことであるならば、私としては、明確な、もっと言葉としてわかる規定でもつてこれをやつていただかないことには、その解釈が将来にわたってきちっとするかどうかという保証がないと言わざるを得ないと思つてます。

それからもう一つは、三条の三項と十二条、十三条から、要するに一〇〇%警察施設ではやれないんだというふうに読めるかということなんですが、率直に申し上げて、私もちょっとパズルのような条文を見ていてはつきりわかりません。ま

た、はつきりわからないということとは、逆に言えば、もっとほかの人が読んでもわかるような規定にしておく必要があるのではないかと思います。

○参考人(田口守一君) お答えします。

二点の御質問がございました。一点の方は、国會における答弁の法的拘束力という問題ですけれども、これについては神さんの答弁のとおりだと思います。

それから第二点の方で、この条文を読んで、警察署でできるのか、こういう御質問であります。

三条三項で「通信事業者等の看守する場所」といふことで、ちょっと私、具体的な事例にそんなに詳しくないので余りはつきりしたことは申し上げられませんけれども、警察署以外で、例えば大きな会社であるとか何かで、特別な通信設備があるなど思つておられます。

問題は、そこに警察が入るかという点だろうと思ひます、御質問の趣旨は。これも二つ問題があると思うんです。一つは、条文の文理解釈から除かれるかという点ですけれども、これは除かれないと思つております。

裁判官が警察署を傍受場所に指定するといふことが考へられるかということですけれども、傍受の公正性ということ、司法的抑制ということを考えると、ちょっと考えられないというのが今の感想でございます。

○参考人(村井敏邦君) 第一点の答弁の拘束力の問題ですが、これは基本的に法的拘束力はないということになる。ただ、立法事実の点で、ある程度国会でどういう形でこの規定が設けられたかと

おつしやったように、文理解釈上排除するというのは出でこないだらうと思います。

私もちょっと三条三項を見て、「通信事業者等の看守する場所」というのは必ず通信事業者等がいるということを前提としているのか、それとも

通信事業者等を連れていくてそこで立会人として看守する場合も看守する場所になるのか、ちょっとこれだけではよくわから

ないんです。もし、通信事業者等が立会人として看守するという場所も含まれるということになると、それは人の住居である場合もあって、場合によつたら第三項の本文でも別の場所で可能にもなつてくるということになります。

そうすると、ただし書きは、承諾がある場合に通信用事業者等が看守しない他の場所だという解釈になつてくるので、そうすると、一般的な家庭は通信用事業者等が看守しない他の場所だというふうに思ひます。傍受令状等にそれが書いてあつた場合に裁判所がチェックするかどうか、これは事実上この問題ですから、果たしてどうだかわからないということになります。

○中村敦夫君 様三方の考え方をお聞きすると、どうも法務省が三条三項、十二条、十三条でこれは担保されていると答えていることはかなり担保しないという否定的な見解であると私は受け取りました。

そこで次の質問ですけれども、田口参考人にお聞きいたします。

さつきのレジュメの中で「三番目の(1)の「通信傍受の令状要件について」というところでのお話で、たが、要するに、これまでの検証令状、これだけではやはり不十分だから通信傍受法が必要なんだと、どういう主張をされたわけですか、法務委員会でございました。

○参考人(田口守一君) 審法は三十一条以下十カ条にわたつて検証についてのいろんな原則を掲げております。これは、まずは代表的には身柄の逮捕、これらは最大の自由権の侵害でありますし、捜索、押収も住居の平穏や所有権に対する侵害であ

の件に関して、いかがですか。

○参考人(田口守一君) お答えします。

検証令状を使つている実務が現在あるけれども、それについては問題があるということを先ほど申し上げました。

その問題の一つの大きな点は、条件つきの令状といふことでやつているわけです、実務的には。私も、裁判所が強制処分令状に幾つかの条件をつけるといふことはあり得ると考えておりますが、先ほども申しましたように、例えばその条件といふのが膨大であるということになりますと、もともとの検証令状から変質してくるだらうというふうに思つております。

したがいまして、条件つき令状というのはかなり微妙な問題を含んでおりまして、とりわけ国民の人権にかかる強制処分については、裁判所がどんな条件でもつけば令状が出来るかといふと、かなり疑問である。私は、裁判所がいわゆる判例法として、日本は成文法國ではありますけれども、任意處分的なものについて判例によつて処分を認めるということも、それはあつていいと思ひますけれども、少なくとも人権制約的な強制処分については、それは国会が定立すべき問題であるというのが基本的なスタンスじゃないかといふように理解しております。

○中村敦夫君 村井参考人にお聞きいたします。

七月六日の共同通信の配信の記事がございました。これは自由党の小沢党首の談話として出ています。これは小沢党首の談話として出ています。

七月六日の共同通信の配信の記事がございました。これは自由党の小沢党首の談話として出ています。これは小沢党首の談話として出ています。

したがいまして、今、中村議員御指摘のよう

に、数が少なければ検証でいけるのではないかといふ点につきましては、数が少なくてそれは人権にかかる問題でありますから、立法機関において考えていただきたいというのが私の考え方でござります。

さつきのレジュメの中で「三番目の(1)の「通信傍受の令状要件について」というところでお話を聞いてきましたが、そこではやはり不十分だから通信傍受法が必要なんだと、どういう主張をされたわけですか、法務委員会でございました。

○参考人(田口守一君) 人権にかかる問題であれば、いわゆる通信傍受法でも同じことではないんですね。

○参考人(村井敏邦君) 先ほどの大森議員の発言にもそういうことを感じまして、危機管理という言葉が出てきましたけれども、大変に危険だなとうふうに発言されているんです。

そうなりますと、法案を提出している与党でござりますから、本来の犯罪検査のための法案であるというところと著しく違つたところを言つているわけですが、こういう見解に対してもはどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(村井敏邦君) 先ほどの大森議員の発言にもそういうことを感じまして、危機管理という言葉が出てきましたけれども、大変に危険だなとうふうに思います。

ただ、今回の法案というのがやはり国際的な関係から出されていてるというように、政府・与党、

提案者はそう言つておりますので、そういうところからすると、全体的な一定の政策の中での一つのあり方として提案されているという意味では、

る。こうすることにして、刑事手続というの

基本的には人権侵害を常に行わなければできない、そういう痛みといいますかそういうものを抱えて

いるわけであります。

しかし、これについては、三十一條は適正手続を要求し、それからまた令状主義は、単に検査機関が検査を行うのみではなくて裁判官による司法的抑制、司法的チェックというものを条件にしてやむなくこれらの基本権侵害を認めているとい

うのが、つまりは、通信傍受といふものは、通信の秘密を侵害することは先ほど来議論になつてゐるのは当然でありますけれども、それが許容範囲に現行法はなつて、私が先ほども申しましたように、通信傍受といふものが論点であつて、私の先

ほどの意見は許容範囲にあるのではなかろうかと

いうのが結論だつたわけでございます。

○中村敦夫君 村井参考人にお聞きいたします。

七月六日の共同通信の配信の記事がございました。これは小沢党首の談話として出ています。

七月六日の共同通信の配信の記事がございました。これは小沢党首の談話として出ています。

したがいまして、今、中村議員御指摘のよう

に、数が少なければ検証でいけるのではないかといふ点につきましては、数が少なくてそれは人

権にかかる問題でありますから、立法機関において考えていただきたいというのが私の考え方でござります。

さつきのレジュメの中で「三番目の(1)の「通信傍受の令状要件について」というところでお話を聞いてきましたが、そこではやはり不十分だから通信傍受法が必要なんだと、どういう主張をされたわけですか、法務委員会でございました。

○参考人(田口守一君) 人権にかかる問題であれば、いわゆる通信傍受法でも同じことではないんですね。

○参考人(村井敏邦君) 先ほどの大森議員の発言にもそういうことを感じまして、危機管理という言葉が出てきましたけれども、大変に危険だなとうふうに思います。

ただ、今回の法案というのがやはり国際的な関

係から出されていてるというように、政府・与党、

提案者はそう言つておりますので、そういうところからすると、全体的な一定の政策の中での一つのあり方として提案されているという意味では、

極めて正直なことをおっしゃつたというふうに感じております。

正直なことはいいんですけど、それが全体的な危機管理の問題として今回提案されているということになりますと、それはそれとしてきちっとした形で、そういった提案理由を出すべきであるというふうに思います。

○中村敦夫君 ありがとうございました。

○委員長(荒木清寛君) 以上で午前の参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。当委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時六分休憩

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会します。

○委員長(荒木清寛君) 本日、久野恒一君が委員を辞任され、その補欠として亀井郁夫君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 休憩前に引き続き、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、参考人から御意見を伺います。

午後、御出席をいただいております参考人は、東北大学法学部教授川崎英明君、弁護士田中清隆君及び慶應義塾大学法学部教授安富潔君でござります。

この際、参考の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、今後の審査の参考にいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

人、田中参考人、安富参考人の順に、お一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりまして、御答弁は簡潔にお願いいたしたいと存じます。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑並びにこれに対する答弁とも、着席のままで結構でございます。

それでは、川崎参考人からお願ひいたします。

○参考人(川崎英明君) 東北大学の川崎です。

三法案のうち、私は盗聴法案に絞って反対意見を述べたいと思います。

今回の法案は通信傍受という用語を使っておりますけれども、私は盗聴という用語を用いたいと思います。

ますけれども、私は盗聴という用語を用いたいと思います。といいますのも、今回の法案が通信傍受といふことで認めようとしている内容を見ますと、通信する者の同意を得ないで、しかもたまたま偶然ではなくて故意に通信の内容を聞く行為であるからであります。それは、日常用語で言えば傍受ではなく盗聴に相当いたします。

法学者の間でも、これまで盗聴という用語が使われてまいりました。刑事訴訟法を学ぶ者であればだれもが一度はひもとく、例えば団藤重光先生の「刑事訴訟法綱要」であるとか、あるいは平野竜一先生の「刑事訴訟法」という著書の中では盗聴という用語が使われてきたわけであります。

私が盗聴法案に反対する理由は四点あります。

第一に、盗聴法案はプライバシーや通信の秘密を極度に侵害するということあります。第二は、

盗聴法案は憲法三十五条の令状主義に違反するということあります。第三に、盗聴法案は自由であります。第四に、衆議院でなされた修正もこのような疑問を解消するものとはなつていらないといふことです。

まず第一点でありますが、盗聴というものがその後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりまして、御答弁は簡潔にお願いいたしたいと存じます。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑並びにこれに対する答弁とも、着席のままで結構でございます。

それでは、川崎参考人からお願ひいたします。

○参考人(川崎英明君) 東北大学の川崎です。

三法案のうち、私は盗聴法案に絞って反対意見を述べたいと思います。

今回の法案は通信傍受という用語を使っておりますけれども、私は盗聴という用語を用いたいと思います。といいますのも、今回の法案が通信傍受といふことで認めようとしている内容を見ますと、通信する者の同意を得ないで、しかもたまたま偶然ではなくて故意に通信の内容を聞く行為であるからであります。それは、日常用語で言えば傍受ではなく盗聴に相当いたします。

法学者の間でも、これまで盗聴という用語が使われてまいりました。それは、日常用語で言えば傍受ではなく盗聴に相当いたします。

私が盗聴法案に反対する理由は四点あります。

以上のことを憲法論としていいますと、盗聴は

憲法三十五条が定めた特定性の要件をクリアできないことあります。これが第一の反対理由であります。

確かに刑事訴訟法は、捜査の手段として捜索と

あるいは差し押さえのようにプライバシーを侵

害する手段を認めております。しかし、その場合

であつても裁判官が発付する令状の中で捜索や差し押さえの対象物をあらかじめ特定しなければなりません。この特定性を強制捜査の絶対条件としたのが憲法三十五条であります。

盗聴の場合は、先ほど申し上げましたように、

その対象となる通信をあらかじめ犯罪に関連する

通信だけに限定するということは本質的に不可能

です。しかし、盗聴しようとしている通信というの

は現に存在しているものではありません。これが

ら行われるものであります。どんな通信が行われることになるのか、それは通信をする人次第であります。

ます。

憲法三十五条が定めた特定性の要件をクリアできないことあります。これが第二の反対理由であります。

確かに刑事訴訟法は、捜査の手段として捜索と

あるいは差し押さえのようにプライバシーを侵

害する手段を認めております。しかし、その場合

であつても裁判官が発付する令状の中で捜索や差し押さえの対象物をあらかじめ特定しなければなりません。この特定性を強制捜査の絶対条件としたのが憲法三十五条であります。

盗聴の場合は、先ほど申し上げましたように、

その対象となる通信をあらかじめ犯罪に関連する

通信だけに限定するということは本質的に不可能

です。しかし、盗聴しようとしている通信というの

は現に存在しているものではありません。これが

ら行われるものであります。どんな通信が行われることになるのか、それは通信をする人次第であります。

御存じのように、アメリカではワイヤータップ・レポートが出されておりますけれども、一九八八年の統計を例にとってみると、盗聴実施件数は千二百四十五件となつておりますけれども、これは不可能であります。つまり、盗聴を認めるといふことは、犯罪に関連する通信だけではなくて、連する通信に限つて盗聴すると言つてみてもそれ刻々変化いたします。したがいまして、犯罪に関連する通信に限つて盗聴すると言つてみてもそれは不可能であります。つまり、盗聴を認めるといふことは、犯罪に関連する通信だけではなくて、

犯罪とは関係ない人の犯罪とは無関係な内容の通信もすべて聞くといふことにならざるを得ない、

信もすべて聞くといふことにならざるを得ない、

以前から、盗聴というのは地図網のようなものだというふうに言われてまいりました。つまり、ねらう魚、これが犯罪に関連する通信といふことになりますけれども、それに限らず、ねらつてゐない魚、つまり犯罪とは無関係な人の犯罪といふことになりますけれども、それに限らず、ねらつてゐない魚、つまり犯罪とは無関係な人の犯罪といふことになりますけれども、それに限らず、ねらつてゐない魚、つまり犯罪とは無関係な人の犯罪といふことになります。

今回の法案は、該当性判断のための盗聴、つまり私たちには予備的盗聴というふうに呼んでおりませんけれども、これを正面から認めているのであります。

これが私たちには予備的盗聴というふうに呼んでおりませんけれども、これは犯罪捜査の枠を越えるものであります。なぜならば、犯罪捜査とは既に

発生した過去の犯罪について行われるべきもので
あるからであります。

現行法は、犯罪捜査を司法警察とし、犯罪予防を行政警察というふうに明確に区別いたしました。その上で、行政警察権限を限定しているわけです。事前監視というのは、司法警察に名をかりて行政警察権限を実質的に強化するというものであります。これは現在の法制度の枠組みを根本から揺るがす、そういうことにつながる非常に大きな問題を抱えている点であります。

さらにもた、今回の法案が令状に記載された犯罪以外の犯罪に関連する通信について令状なしに盗聴を認めているという点でも問題であります。これを私たちには別件盗聬というふうに呼んでおりますがけれども、この別件盗聴はたとえ対象となる犯罪に絞りをかけたとしても合憲性は認めがたいものであります。なぜならば、憲法三十五条は、逮捕に伴う捜索、差し押さえ等の場合を除いて常に裁判官の令状を要求しているからであります。

以上が憲法論でありますけれども、以上のことは主主義的な社会が危機にさらされるとのことです。これが第三の反対理由であります。私たちの社会というのは、通信手段が非常に高度に発展した社会であります。電話やあるいは電子メールなど、そういった通信手段なしには成り立たない社会であります。こうした通信手段を介して無数の人々のプライバシーが人々の間

で交換されるわけありますし、こうした通信手段を介して個人の思想や表現が社会に行き渡る段を介して個人の思想や表現が社会に行き渡る。そのような仕組みになつていてるわけであります。したがいまして、通信の秘密と自由というのは現代においては以前とは比べ物にならないほど大切になつてゐるわけです。

盗聴というのは、こつそりと聞いてこそ盗聴であります。自由な通信なしには社会生活が成り立たない现代社会において盗聴を認めるかどうかか、という問題は、盗聴されているかもしれない、そういう不安な状態の中で社会生活を送る、そんな

社会であつていいのか、このことが根本的に問わ
れている問題であろうというふうに思います。

この点では、今回の法案が刑事手続用の記録に載せられない通信については当事者に盗聴したことの通知さえしないということになつてゐる点を無視することができないわけであります。まさに、人権と自由、そして民主主義の問題であります。

最近、法学者四百五十一名が盗聴法案に反対する声明を公表いたしました。これほど多数の法学者が反対の意思を表明するというのは近年にはないことであります。それは、盗聴にはそれほど憲法と社会のあり方に照らして重大な問題があるというふうに考えられているからであります。

最後に、衆議院で加えられた修正につきまし

このように考えますと、今回の法案が予定しています立ち会いというのは有効なチエックではないというふうに思います。有効なチエックが板にあり得るとすれば、それは裁判官を立ち会わせるということしかあり得ないだろうということになりますけれども、それは実際のところはふうに思っています。それから、それが実際のところは考えられないだらうというふうに思います。

以上が、私が今回の盜聴法案に反対する理由であります。

なお一点、最後に補足しておきたいと思います。

盜聴法推進論は、先進諸国では盜聴を認めていいではないかということを無視することはできないというふうに田の先進国でも盜聴法に対しても反省が出ているといいます。私たちは、盜聴をこれまで認めてこなかったこと、このことこそを誇るべきだというふうに思

日本国憲法前文はこのように述べております。
うに思います。
すなわち、「平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたい」と申すふ。」、そのように述べてゐるわけです。その言ふことをかりて私の反対意見の結びとしたいと思います。
私たちには、盜聴法を持たない平和と人権の国とす。

して、国際社会において、名譽ある地位を占めています。以上で私の意見を終わりたいと思います。

ましては、統計による数字とかあるいは理論的な問題といつよりも、どちらかといえば現場の実感

見を申し上げたいと思います。
私たちは弁護士でございますので、捜査官ではございません。したがつて、組織暴力対策と申しましても、これは仮処分あるいは訴訟などの民事的な対策が中心であります。しかしながら、実際には刑事問題すれすれの場面あるいは暴力行為や脅迫などに実際に直面することも多いわけですが、そこではおさまりませんし、被害者も大変恐怖にとらわれております。そこで、私どもは、刑事面で警察から牽制をしてもらいたいながら、他方で民事の交渉または裁判の場、法的な場にのせていくという形をとるわけでございます。

この通常の法的な場にのせるというのがみそでありまして、かなりのケースではその前に挫折してしまうことが多いわけでございます。私の個人的な実感といたしましては、仮に十件のこういった相談があるといいたしますと、実際に最終的な解決にまでるのは恐らくそのうちの一件か三件というところではなかろうかと思います。

それはどういう理由かと申しますと、相手方は手なれた犯罪のプロでございまして、証拠書類等を一方的に独占いたしております。被害者の方には証拠書類もなく協力者もいない、また脅迫等によって心身ともに非常に疲れ果てております。お金もなくなつております。戦う体力がないわけですが、さて、被害者が本当に戦おうとしているのか、家族は大丈夫かと、あれこれ考えますと、結局気持ちがなえてしまいます。警察は本当に守つてくれるのか、弁護士は本当に味方をしてくれるのか、家族は大丈夫かと、あれこれ考えますと、結局気持ちがなえてしまいます。私どもはそこからいった実態を目の前にして切歎扼腕の思いの一年であったと言つても過言ではないわゆる弱者被疑者、被告人につきましてはございません。ということで法的保護の対象となつております。

かし、私たちが現実に目前にしております組織暴力団などの被害者は、むしろこれは被疑者、被告人よりもかえつてはるかに弱い存在であります。いつも報復の恐怖におびえながら孤独な戦いを迫らされているわけでございます。

犯罪は最も重大な人権侵害でございます。組織犯罪の場合は特にそうでございます。私たちの社会はこの被害者の弱さというものを少し軽視してきた嫌いがあると思います。

最近、ようやく犯罪被害者の救済にも本格的にスタートが切られるようになりましたけれども、組織犯罪の被害者の救済というものは、まずもつて迅速な犯罪の摘発と適正な処罰が前提でございます。それも、末端の実行犯だけではなく、背後の大物に及ぶことが必要であります。

犯罪被害者に対するアンケート結果を見ましても、金銭的な賠償よりも、その希望の第一は犯人の検挙と適正な処罰ということになつております。とにかく事件の真相を知りたい、無念の思いを晴らしたいというのが被害者の切実な願いでございます。

また、犯罪による不正な収益が犯罪組織の中に蓄積されたままでは、そして被害者にこれが戻されないままでは、犯罪組織はますます強大となります。一方被害者は実質的に救済されないことになつております。このようなことでは捜査機関への被害の申告も証人などによる捜査への協力も期待できることになつてしまつわけであります。

これまで多くの市民、企業が組織犯罪による被害について泣き寝入りを強いられてきたということは、皆様方恐らく近くにもその実例を御存じだらうと思います。それは多くの場合、組織犯罪は特に犯罪のプロの集團でありまして、その手口も巧妙であり、なかなかその犯罪の実証が難しいといふことであります。とりわけ、故意であるとか、あるいは目的であるとか通謀であるとかいった主観的な要件につきましては、これは立証が非常に困難でございます。被害者が勇気を持つて警察に駆け込んでも、結局なかなか立件されること

が少ないのであります。報復を恐れて目撃証人など協力してくれないということも現実にあるわけでござります。

こういった主観的要件の立証を焦る余り、一方では、強引な自白の強要などが行われることになります。また他方では、どうせ立件できないといふ无力感にとらわれる捜査官もいます。また、被害者側では、結局は長いものに巻かれるということがあります。

私たちからこの点に聞いて見ますと、今回の組織暴力対策三法は、対象犯罪が限定されたとは申しましても大きな期待を持たせるものでござります。

私自身も、弁護士いたしまして当然制度の乱用の危険というもののは常に意識しておりますが、これは私どもも随分と議論をいたしました。その結果、実務の観点からいたしますと、時間がございませんので余り具体的に申せませんが、このレジメを見ていただきますと、三ページのところにございますが、制度的な担保が用意されております。これらは、私どもから見ますれば、国際的な基準に照らしても制度としては恐らく妥当な内容になつておるものだらうと思います。

しかしながら、過去に幾つかの不幸な事件がございまして、この点に關して警察に対する不信感といつたものが払拭されない、そして前進の障害になつておるということはまことに残念なことであります。しかしながら、医学界において和田心臓移植を乗じ越えて現在の移植医療の進歩、定着というものがはあるよう、この問題につきましても、捜査機関側の協力と努力と情報公開法等の活用等によります民主コントロールの実現に期待をしたいと思うわけであります。

組織犯罪対策法の前置きがちよつと長くなりまして申しあげございませんが、組織犯罪対策法、最も議論が集中しております通信傍受、この通信傍受の結果得られる証拠につきましては、まことにクリーンでライブな生の証拠が得られるというところで、極めて信用性が高いと言われておりま

さいますが、通信傍受による証拠はそういうことがあります。それから、背後の大物も追及することができます。検証令状ではいろんな制約がございまして十分ではございません。憲法上の問題、先ほどいろいろ御指摘がございましたが、私どもは、先ほど申し上げましたように、一応今回の修正でもってそれ相当の担保がなされたものというふうに思います。これは恐れ入りますがレジュメをごらんいただきたいと思います。

次に、犯罪収益等による事業経営の支配の処理等でございますが、犯罪収益が犯罪組織に蓄積されておるということは、これは一言で言いまして不正義であります。次の犯罪の再投資にもなります。したがって、正義の実現、再犯の防止の観点からもこうした不正の蓄積は排除しなければなりません。

そしてまた、これを被害者の視点から申しますと、犯罪の被害の回復について、現在では刑事事件が終わってからやっと民事的な賠償がスタートする、大変な新らしい努力が必要なわけであります。むしろ追徴、没収等の適正化によりまして、あるいは強化によりましてこれらを基金化いたしまして、犯罪被害者に優先的に還元されるようになります。制度のワンステップになればといふうに期待をしておるところでございます。

また、不正収益による企業支配につきましては、この不正収益でもって運営される企業といふものは、例えば税金を払わない、利息のかからないお金を使える、不当に安い賃金で労働者を雇うということで、非常にアンフェアに強力な競争力を持っておりまして、こういったものが自由競争秩序を破壊し公正な取引慣行を破壊いたします。オウムにおけるパソコンショップなどがまさにその好例でございます。

私がここで一つ強調したいのは、金融機関の厳しい取引についての報告義務でございます。私は最近、金融機関の担保物件の任意売却にか

かわること"がちよくあるわけ"でござります
が、買い主を実際に調査いたしますと、会社の表
示はありますけれども、シャッターは閉まつてい
て郵便物が郵便受けからこぼれている、実際には
だれでもない"というような状況であるにもかかわ
らず、例えばその場合は何と四億五千万円"とい
う土地代金を一括キャッシュで支払う"というような
契約を結んでおるわけでござります。どう見ても
これはまともなお金とは思えません。これまで
だつたら金融機関は、要是貸し金が回収できれば
いい"という考え方で、数字さえ合えば抵当権抹消
に応じてきた"ということをございます。今回は
こういつたいろいろな社会的な動きを見まして、怪
しい取引は回避しよう"という動きが出てきており
ます。

こういった任意売却に応じる"ことは、実
際にそれを契機として、疑惑のある企業あるいは
やみの勢力と銀行取引を介してつき合いをすると
いうことになる"わけでござります。今回は、金融
機関の疑わしい取引につきまして報告義務が諸外
国並みに強化されることになりました、犯罪摘発
の有力な支えとなること"と想います。実際、私ど
もが見ますと、こういつた規定があることによつ
て金融機関が疑惑の取引先との取引を拒否した
り、あるいはやみの勢力と手を切るための強い支
えになる"というふうに考えるわけであります。

この点につきまして、金融取引の萎縮懸念す
る声もありますけれども、公的資金を豊富に導入
した金融機関がやみの疑惑の企業の汚れたお金の
取引に利用される"ということは到底許しがたいこ
とでございます。

最後に、証人保護につきましては、暴力対策の
決め手は最後は証人"であります。これはイタリア
やアメリカのマフィアの裁判を見ても明らかに
とでござります。これらの国におきましては、証
人の口籍を変えてしまう、あるいは転居先を保障
する、年金を支給する、場合によつては変装をし
たり整形手術をさせる"というようなあらゆる手だ
てを用意しております。本法ではとてもそこまで

は行っておりませんが、少なくとも証人の保護について初めて目が向けられたということとは評価したいと思います。弁護権の侵害という懸念もございます。これは一面の真理だとは思いますけれども、要はバランスの問題だと思います。その意味では、さらにつきこの点でのバランスをとりながら証人の確保をしやすいような総合的な方策が必要だと考えております。

私どもは、抽象的な乱用のおそれを理由としてこの対策がおくれることは許されないと、やうに考えております。ある統計によりますと、覚せい剤の押収量は一日に何と十八万人の人たちが一日使用できる量が日々押収されているというふうに言われております。対策の一日前おくれは、極端に言えば十八万人の覚せい剤を供給させる、このようなことにもなりかねないわけであります。私ども、民主的な社会を望むことは全く同じ気持ちでございます。こういった民主的コントロールの外にある組織暴力、これを私どもの民主的な社会を守るためにもぜひともこの法律によってコントロールしたいというふうに考えておるところでござります。

どうもありがとうございました。
○委員長(荒木清寛君) 次に、安富参考人にお願
いいたします。安富参考人。

○参考人（安富潔君） 慶應義塾大学の安富でございます。私は、御審議いただいておりますいわゆる組織的犯罪対策第三法案について賛成するものでございます。

最近の犯罪情勢を見ますと、市民の平穏な社会生活を脅かし、健全な社会及び経済の発展に悪影響を及ぼすような組織的な犯罪が見られるることは御承知のことおりでございます。また、今日の高度情報通信社会におきます電気通信技術の発展というものは社会生活に利便性をもたらし、大変我々の生活に役に立つておるわけであります。反面、犯罪の手段として電気通信が悪用されているといふことも周知のことおりでございます。とりわけ組

織的な犯罪、組織の結束のもとにそれそれが役割を分担して計画的に犯罪を実行いたします。そのため、極めて悪質な犯罪であることも多く、犯罪による収益も莫大であるということが指摘されています。また、犯行も巧妙で密行性が高く、証拠隠滅の危険性も著しく、従来の捜査方法では取り締まることができないということも伝えられているところでございます。

社会の変化に伴つて犯罪現象も変容してきております。言うまでもありませんが、犯罪活動にサングチャエアリし、聖域を与えてはなりません。組織的犯罪対策第三法案が速やかに立法されることを期待するものでございます。

以下、今回の法案で議論されております幾つかの問題点につきまして、修正案を中心に述べさせていただきたいと思います。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案についてでございますが、組織的な犯罪におきましては、一般に犯罪に関与する者の間において指示、命令あるいは連絡というものが行われるわけでございます。そのために電話などの電気通信が利用されるということをございます。組織的な犯罪の真相解明のためにそうした指示、命令、連絡といふものを含んで全体を明らかにすることが必要でありますから、そのためには通信傍受というものは不可欠であるというふうに考えます。

これまでも、覚せい剤取締法違反の事案におきまして、御承知のとおり検査許可状による傍受を肯定した裁判例もござりますけれども、覚せい剤使用者と末端の密売關係者の検挙には効果があると言えるでしょうけれども、大規模な薬物関連犯罪あるいは銃器関連犯罪、さらには集団密輸の罪、組織的な殺人の罪違反の事件につきましては、その全体の真相を解明するためには十分ではありません。

しかも、検証許可状による傍受ということでは、通信傍受法案のように傍受できる通信の範囲や傍受の期間についての定めがありませんし、傍受記録の作成、保管、当事者に対する事後通知、

記録の聴取、閲覧といった権利、あるいは不服申し立て手続ということについての定めがございません。したがって、関係者の権利の保護というものにつきましては必ずしも十分であるとは言えないと存じます。

そもそも通信傍受というのは、本質的に通信内容を傍受してみて初めて該当する通信であるのかどうかということがわかるものでありますから、どうしても搜索的な要素が入らざるを得ないわけあります。そのためには検証許可状による通信傍受、これが現行法で許されないという考え方もございます。むしろ、通信傍受の法的根拠を明らかにするという意味でも立法されることが必要ではないかなどといふうに考える次第であります。

さて、組織的な犯罪という概念は必ずしも明確ではございません。通信傍受の対象となる犯罪が今回、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航の罪、組織的な殺人の罪という形で限定をされました。薬物関連犯罪や銃器関連犯罪というのは暴力団などによって組織的に行われる犯罪の典型であります。集団密航の罪も蛇頭など外国人犯罪組織や我が国の暴力団とがともに行うということが知られております。また、殺人は必ずしも組織的犯罪とは言えませんけれども、組織的に殺人が行われた場合にはその社会的影響は極めて重大であります。対象犯罪がこのよくな形で限定されたというのは私は妥当なものと考える次第であります。

通信傍受法案におきます通信傍受の要件でござりますけれども、対象犯罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由があり、それが数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況がある場合において、当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信が行われると疑うに足りる状況があり、他の方法によつては、犯人を特定し、または犯行の状況もしくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときというようになります。すなわち、ここには犯罪の高度な嫌疑を要件とし、通信の蓋然性の要件及び補充性の要件というものを実体要件としているわけであります。

本質的に通信内容を傍受してみて初めて該当する通信であるのかどうかということがわかるものでありますから、どうしても搜索的な要素が入らざるを得ないわけあります。そこで、そのために検証許可状による通信傍受、これが現行法で許されないという考え方もございます。むしろ、通信傍受の法的根拠を明らかにするという意味でも立法されることが必要ではないかというふうに考える次第であります。

さて、組織的な犯罪という概念は必ずしも明確ではありません。通信傍受の対象となる犯罪が今回、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航の罪、組織的な殺人の罪という形で限定をされました。薬物関連犯罪や銃器関連犯罪というのは暴力団などによつて組織的に行われる犯罪の典型であります。集団密航の罪も蛇頭など外国人犯罪組織や我が国の暴力団とがともに行うということが知られております。また、殺人は必ずしも組織的犯罪とは言えませんけれども、組織的に殺人が行われた場合にはその社会的影響は極めて重大であります。対象犯罪がこのような形で限定されたとい

そして、手続要件としては、傍受令状請求者を検事総長が指定する検事、または国家公安委員会もしくは都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官という形で限定をいたしております。しかも、令状発付者は地方裁判所の裁判官に限定するという形になつております。そして、立会人の常時立ち会いということも義務づけられました。傍受期間については十日、延長しても最大三十日ということになつております。そのほか、通信傍受実施のための要件あるいは不服申し立て等の手続きの事後措置を含めまして、このような厳格な要件というものは傍受を認める諸外国の制度と比べてみましても極めて限定されたものであります。もつとも、通信傍受の性質に照らしますと、該当性判断のための傍受、いわゆるスポットモニタリングというものが認められているわけであります。ですが、スポットモニタリングと申しますのは、御案内のとおり、必要最小限度の範囲に限り断片的に通信の内容を聞くことが許されるものであります。このような方法は、すべての通信を傍受する方法に比べれば、権利の制約の程度というものは少ないと見えます。もしスポットモニタリングは認めないと、このようにあれば、すべての通信内容を傍受することにもなりかねないわけであります。かえつて重大な権利侵害というものが起ることではないかと思われます。

手続的にも、立会人の常時立ち会いということが義務化されました。これによつてスポットモニタリングの状況というのはチエックされると思います。ただ、立会人は通話内容を傍受するというのではありませんから、捜査官による捜査と無関係な内容の通信を傍受することを防ぐことができないのではないかかという御指摘もあるところであります。しかし、捜査官でない立会人が通信内容を傍受するということを認めるのはかえつて捜査の密行性の原則に反するばかりか、関係者のプライバシーというものを侵害することにもなりかねず、私は適当ではないと考えます。

傍受、すなわち令状による傍受の実施中に、令状規定に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪が行なわれた場合にその傍受を認めております。これにつきましても、対象犯罪はこれまでよりも限定されて短期一年以上の罪というふうにされ、しかも裁判官による事後審査手続も設けられたわけであります。この点は、刑事手続上、法定合議事件であるいは権利保険の除外事由と同様に、重大な犯罪に限定するものという趣旨での修正であろうかと思いますし、極めて妥当な案だというふうに思うわけであります。

無令状での緊急押収が認められていない現行法におきましては許されないという御批判もあるところであります。ただ、憲法三十五条一項は個人のプライバシーを保障するためにいわゆる一般的な探索的な活動を禁止する趣旨を定めたものと解されます。したがつて、正当理由があり、対象が限定されているという場合に、証拠保全の必要性や緊急性が認められる証拠を押収できないとするものではないと考えます。

犯罪の実行を内容とする通信であることが明白で、証拠として保全する必要性、緊急性というものがあるときには、いわば現行犯的状況にあるというふうに言えるわけですから、裁判官の審査をまつまでもなく、通信傍受を可能とするというふうに考えることができます。この点は、御案内のとおり、米国でのブレイン・ビューリーの法理として無令状での押収を認める確立した制度があります。このことを考慮して、解釈論としても認めるができるのではないかと思ふわけであります。

通信傍受法案の修正案におきまして、このような傍受が行われた場合に裁判官が職権で審査を行う制度を取り入れられましたことも、事後的に適正な執行を担保する制度として賛成できるものであります。

モニタリングで傍受された者に対しても通知すべしであるという意見もござります。スポットモニタリングで傍受された通信の相手方が常に特定されるものではございません。犯罪と関係のない通信の相手方にも通知をするということは、かえつて被疑者にとって不利益となることもあると思ひます。刑事訴訟法も、御案内のとおり百九十六条におきまして、捜査関係者に対して「被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないよう注意しなければならぬい。」というふうに規定していることとも調和するのではないかというふうに考える次第であります。

通信の秘密侵害ということにつきまして、この通信傍受法案の修正案では新たに罰則規定が設けられました。また、電気通信事業法及び有線電気通信法の罰則も引き上げられております。このことも適正な通信傍受担保の手段として重要であると考えます。

ところで、通信傍受法案第一条の通信についての定義によりますと、電話だけではなく、ファクシミリあるいはコンピューター通信なども含まれることになります。通信技術の発達はさまざまなる新しい技術を利用して通信手段を開発していくことになると思います。その意味では、このような範囲での通信という物のとらえ方は私は正しいと思います。殊に、法的に重要であるというのは、その技術的な差異ではなく、情報の伝達手段としての電気通信という意味であります。組織的な犯罪の実行に当たって電気通信が利用される場合、傍受という方法による通信への干渉が許されないとするのではなく、高度情報通信社会の発展を妨げるものというふうに考えます。通信傍受法案において、通信から特定の通信というものを除外するという考え方には適当とは思えません。

自由主義・民主主義社会において通信の秘密が最大限に保障されなければならないということことは、これは言うまでもないことであります。しかし、通信の秘密といつても、公共の福祉の制約を

受けることについて、これもまた異論を見ないところと思います。通信傍受法案において犯罪捜査のための通信傍受を規定することは、通信の秘密に抵触するものではないと考える次第であります。市民が自由を享受するためには、社会が安全でなければなりません。そして、社会的威である犯罪と戦うために必要な手段を設けなければならない、かように思う次第であります。

次に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、いわゆる組織的犯罪处罚法案について述べたいと思います。

この法律案は、一定の組織的犯罪に刑を加重すること、及びいわゆるマネーロンダリング处罚を定めることであります。これは、国民の平穏な生活を守り、健全な経済活動を維持するために必要な法律案であると考えます。

組織的な犯罪は、複数の者が関与することによつて関与者の違法性の意識が低下する一方、犯罪を遂行する意思が強化され、その結果、犯罪を完遂する可能性は高くなります。また、犯罪が行

の国際協力の責務を我が國が果たし得るというだけではなく、我が國の健全な経済活動の維持にとって必要であると考えます。犯罪収益等の範囲については、もう既にいわゆる麻薬特例法における不法収益などと同様でありますので、解釈、運用においても定着していることが言えると思います。その範囲が不明確であると言うことはできないと思います。また、混和財産を除くとするのは、かえって犯罪収益を他の犯罪と混和させれば対象とならないことでマネーロンダリング行為を助長することにもつながりかねません。

また、第五章での疑わしい取引の届け出制度、これはプライバシーの侵害や国民の金融機関への不信を招くものである、このような批判もございますが、犯罪収益等である疑いがある場合にのみ届け出ることとされているわけですから、犯罪に關係のない市民の取引についてまで対象となるわけではありません。この批判は当たらぬと考えます。

罪を遂行する意思が強化され、その結果、犯罪を完遂する可能性は高くなります。また、犯罪が行なわれれば重大な結果を生じ、多大な不正利益を獲得することも多くなります。しかも、組織的な犯罪によって得られた不正利益を利用して、さらなる不正な利益の再生産が行われるということも起こり得ます。このように、組織的な犯罪は極めて違法性が高いものであります。それだけに、組織的な犯罪に対しても重く処罰をする、加重処罰には理由があるというふうに考えます。

ところで、組織的犯罪処罰法案第二条におきまして不当な団体規制のおそれがあるという指摘がございますが、この規定が刑法の個人責任の原則を変えるものでないことは規定の文言からも明らかであります。また、正当な目的を有する団体の合法的活動にこの規定が適用されることは、文理からも当然であると解されます。

私は、組織的犯罪処罰法案において犯罪収益に対する規制を設け、いわゆるマネーロンダリングを处罚することとしているのは、犯罪抑止のため

確かに、米国で疑わしい取引の届け出制に関する法案が撤回されたということがあります。これは、従来の法律をさらに強化して、新規顧客の本人確認を行い資金源を特定する、特定の顧客の通常取引及び予想される取引を決定する、そして取引を監視し顧客にとって通常でない取引を見きわめ取引が疑わしいかどうかを決定する、こんなふうなことを盛り込んだものであります。顧客への監視という点が非常に強いものであります。その意味では本法案とは性質が異なるものであります。まして、このことを挙げて組織犯罪処罰法案が不当であると言うことはできないというふうに考えます。

最後に、刑事訴訟法の一部改正についてでござりますが、刑事訴訟法一部改正につきましては、捜査のための通信傍受に関する根拠規定を設け、そして証人の保護のための規定を設けるということであります。

主義の要請にかなうように、捜査のための通信傍受に関する根拠規定を設けるものであります。憲法三十一条の適正手続の保障を受けた刑事訴訟法の原則を忠実に実現するものとして賛成できるところであります。

また、証人保護の点に関しましては、組織的犯

罪に見られる強固な人的関係を維持するための証人への不当な働きかけを防ぎ、証人の安全を確保するというために立法されるものであります。その理由があると見えます。もつとも、刑事訴訟法の二百九十五条第二項は被告人の防御権を侵害するという批判がございますが、これは「被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」はできないとされておるわけあります。また、二百九十九条の二におきましても、「被告人の防御に関し必要がある場合」を除くのでありますから、弁護権の不当な制約にはならないというふうにも考えます。

むしろ、証人保護のプログラム、これは組織的な犯罪対策を超えて被害者保護の観点からも検討されるべきであり、その意味においても、このよいう規定が設けられることには賛成であります。以上、るる述べてまいりましたけれども、組織的犯罪対策三法案はいずれも組織的な犯罪と戦い自由で安全な社会を築く上で必要な法律案であるといふうに考える次第であります。

ありがとうございました。

○委員長(荒木清寛君) 各参考人にはありがとうございました。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木知子君 参考人の三人の先生方に、お忙しい中ここまで足をお運びいただき、どうもありがとうございました。また、貴重な御意見をいたさ、どうもありがとうございました。田中参考人にお伺いしただけ、どうもありがとうございました。

また、日々暴力団と対決されている由、本当に御苦

労さまでございます。暴力団と、一介のと言つては失礼かもわかりませんけれども、弁護士が直接するというために立法されるものであります。その理由があると見えます。もつとも、刑事訴訟法の二百九十五条第二項は被告人の防御権を侵害するという批判がございますが、これは「被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」はできないとされておるわけあります。また、二百九十九条の二におきましても、「被告人の防御に関し必要がある場合」を除くのでありますから、弁護権の不当な制約にはならないといふうにも考えます。

御存じのよう、平成四年に暴力団対策法が施行されるようになります。伝統的な暴力団の経済活動というものがかなりの種類例示され禁止されるようになりました。ですから、暴力団としても経済活動を非常にやりにくくなつたということで、平成四年からは少し減つたんですけれども、現在でも暴力団勢力は八万人いるというふうに言われております。彼らはやはり子分も養つていかないといけないし、上にも上納金を納めないといけないというようなことで、どうしてもお金は普通の人よりも要ります。

ではどうするかといえば、現在の不況に絡みま

して会社が多く破産していく、その破産会社につ

け込んで何らかの経済活動をするとか、田中先生

が非常に詳しいレジュメを出していただいたんで

されども、例えば匿名化、フロント企業に仮託

して何らかの活動をするとか、覚せい剤等に代表

されますが、もう一つだけ申し上げますと、典

型的なこのごろのフロント企業の一つの形は、い

つも出てくる人は非常にまじめそうな背広を着た

人なんです。しかしその人がどう言うかといいま

すと、うちの会社は真っ当な会社じゃないです、

そのあなたたちの言い分は通りません。そんな話

を持って帰つたら私は指を詰めなきやならぬ、命

もとられるかもしれない。頼むから助けてくれと

言われますとこちらも非常に困つてしまふ。真正

面からそうされると、警察へ飛んでいけばいい

んですけど、非常にやり口が陰湿になりまして、そ

ういう点では確かにいろいろ工夫を要する状態になつてきておることは事実でございます。

○佐々木知子君 実は、日本の暴力団というのは非常に特色を有しております。先生方も御存じかと思いますけれども、表の社会で共存している社会に潜って表に出でこないようになつてゐるが、日本の暴力団というのは、今は山口組は五代目ですけれども、私が修習生をしておりました二十年近く前では三代目でございまして、神戸地方裁判所のちょうど前に大きくなつて山口組三代目という事務所が出ておりました。これは外国人の方たちに言わせますと、日本人でもびっくりいたしますが、これは何なのだと。これはあの有名な山口組

り、攻撃の方法が一種のテロという、攻撃の対象と攻撃の原因との関連がよくわからない、その方がどうも効果があると考えておるようでして、なぜ攻撃されたかということがいろんな解釈が可能である。みんなが自分もひょっとしたらそういうふうに推測しております。

例えば、住友銀行名古屋支店の支店長が殺された事件でも、いまだに犯人は捕まつていませんけれども、私どもが現場でいろいろ話をしますと、銀行員の人たちは、さあ今度こういった形で暴力団と頑張つてやりましょうと言いますと、いや私どもああいうふうにはなりたくないですという

ようなことを言われてしまう。そういう意味で非常に隠れてしまつていて。表へ出てこない。

恐縮ですが、もう一つだけ申し上げますと、典型的なこのごろのフロント企業の一つの形は、いつも出てくる人は非常にまじめそうな背広を着た人なんです。しかしその人がどう言うかといいますと、うちの会社は真っ当な会社じゃないです、

そのあなたたちの言い分は通りません。そんな話

を持って帰つたら私は指を詰めなきやならぬ、命

もとられるかもしれない。頼むから助けてくれと

言われますとこちらも非常に困つてしまふ。真正

面からそうされると、警察へ飛んでいけばいい

んですけど、非常にやり口が陰湿になりまして、そ

ういう点では確かにいろいろ工夫を要する状態になつてきておることは事実でございます。

○佐々木知子君 実は、日本の暴力団というのは非常に特色を有しております。先生方も御存じかと思いますけれども、表の社会で共存している社会に潜って表に出でこないようになつてゐるが、日本の暴力団というのは、今は山口組は五代目ですけれども、私が修習生をしておりました二十年近く前では三代目でございまして、神戸地方裁判所のちょうど前に大きくなつて山口組三代目という事務所が出ておりました。これは外国人の方たちに言わせますと、日本人でもびっくりいたしますが、これは何なのだと。これはあの有名な山口組

なのかとと言うから、そうですと。何でこんなところに出ているのだといふことをよく言われました。地方裁判所の前に黒塗りの彼らがよく乗るタクシーのスポーツカーなり、そういう車がとまっておりまして、一見それだとしか見えないお兄様方ばかりであります。

やはりそれとしか見えないストライプの背広を着て肩を怒らせて歩いております。おれはやくざだと言わんばかりのものでございます。

そして、警察は警察で、彼らの幹部はだれそれ

でどういう地位において、名前はだれで略歴はどう

で前科は何だということはみんなほとんど把握しております。末端の者はもうちょっと無理かもわ

かりませんけれども、こういうことを幾ら説明してもわからぬ。

彼らの方がどちらかというと日本人よりも暴力

団といふ実態に非常に興味を持つていて、私は何

でどういう地位において、名前はだれで略歴はどう

で前科は何だということはみんなほとんど把握して

ております。末端の者はもうちょっと無理かもわ

かりませんけれども、こういうことを幾ら説明してもわからぬ。

彼らの方がどちらかといふと日本人よりも暴力

団といふ実態に非常に興味を持つていて、私は何

でどういう地位において、名前はだれで略歴はどう

で前科は何だということはみんなほとんど把握して

ております。末端の者はもうちょっと無理かもわ

かりませんけれども、こういうことを幾ら説明してもわからぬ。

ここでは、田中参考人と安富参考人にお伺いした

ところで、田中参考人と安富参考人にお伺いした

ことと、本當に日本人のメンタリティーと

いうものまでさかほつて考えないといけないの

ではないかといふこともよく思いました。

いるのだ、そういうことをよく聞かれます。それ

を言いますと、本当に日本人のメンタリティーと

いうものまでさかほつて考えないといけないの

ではないかといふこともよく思いました。

ここで、田中参考人と安富参考人にお伺いした

ことと、本當に日本人のメンタリティーと

いうものまでさかほつて考えないといけないの

ではないかといふこともよく思いました。

アメリカのRICO法は余りにも有名なのです

が、一九七〇年、組織犯罪規制法第九編といふ

ことで、目的は犯罪組織が正当な経済活動へ侵蝕す

ることを規制したものでございます。対象は犯罪

組織ということで、処分の効果といたしまして

組織法ということを各國の組織犯罪対策といふ

ことで引いてくださつております。

アメリカのRICO法は余りにも有名なのです

が、一九七〇年、組織犯罪規制法第九編といふ

ことで、目的は犯罪組織が正当な経済活動へ侵蝕す

ることを規制したものでございます。対象は犯罪

組織法といふことで、処分の効果といたしまして

織の再編が命じられるなど多数の適用例がござります。ドイツにもまた基本法九条二項(基本法秩序等の保護を目的)とがござります。

各先進国ではこういうふうな結社そのものを取り締まるというような法律がございますけれども、こういうような法律の存在、そして片や日本では全く対照的に表の社会での共存が認められていることについて御所見をお伺いしたいと思いま

○参考人(田中清隆君) 今御指摘のありました点につきましては、私どもも平成二年及び三年にアメリカ、イタリア、その後にも平成八年暮れにも視察に行っておりますが、最初私どもは日本の国は非常に治安のいい国であるという前提のもとにいろんな国を視察してまいったところ、いろんな話を聞きますと、これはどうも日本の方がひどいのではないかという実感を持つて帰ってきたという思い出がございます。

いますか、そういうしたものと日本の感覚とは非常
に違和感を感じることは事実でございます。これ
はそのことのいろんな歴史の問題題がござりますから、的確にその原因を追及することはできませ
ん。

ただ、私が最近の現象として申し上げたいことは
は、そのような大きな看板が出ておるとか、ある
いは入れ墨をひけらかして歩くというようなこと
はほとんどなくなりました。ちなみに、警察官が
時々暴力団の実情調査のために、葬儀などがある
とだれが花輪を出しているかということを調べて
行くわけですが、ある検査官が暴力団員の葬儀を
訪ねていきましたところ、なかなか見つからない
ので尋ねたところ、ここですと言われて案内して
くれた人が非常に紳士的な人であったということ
でびっくりして帰ってきたというようなうわさを
ございます。そんなようなことでござります。

○参考人(安富潔君) お答えをいたします。

御指摘のとおり、組織的な犯罪集團というものの

者と話ををする機会がよくございましたけれども、それで非常に思つたことは、日本の治安は確かにいいと彼らは言います。ただ、本当に安全と水はただではないんだということを非常に感じたわけです。水を環境と置きかえてもよろしいかと思いますけれども、悪くなつてから、汚れてからこれを戻そうとしても非常に難しい。治安も今がいいからといって、だから大丈夫だというふうに手をこまねいていては、いつ悪くなるかもしれません。悪くなつたと思ったときには、私はもう遅いんだといふふうに考へるようになりました。

通信傍受法というの、通信傍受法を含む組織犯罪関連三法ということでよろしいかと思います。けれども、御存じのように反対論がまだござります。世論を見ますと、NHKでやつておりましたけれども、国民の方は賛成の方が多かったですけれども、マスコミとかそれから一部知識人といふんでしょうか、そういう方々が随分反対のことを大声で言われておりますので、そういうふうな反

ものは、不十分なところもございますがある程度それなりに歴史もあり、それなりの体系的にできておるという部分がござります。
ところが、一方の犯罪被害者に対する関係では全くそういうものがこれまで用意されてこなかつたということは、これは私も含めて非常に反省を迫られているところでございます。そういうつた人たちとバランスのいい社会、どちらかを見ますと確かにそれぞれのいろんな部分で問題を生じますけれども、バランスよくそういうものが調和されるところというのはどこかあるのではないか。理論上突き詰めていきますと、これは非常にぎりぎりとしたらどこまでも妥協がないわけですけれども、実務の立場からしますとこれは現実問題としてどこかバランスをとるところがあるのでないかという感じがして、早くそこのことを探つて、先ほども和田心臓移植になぞらえてちょっと申しましたが、そういうた相互の不信感といふものをおろんな形で今後なくしていくような方策を

團対策をやつているということをお話ししましたら、一齊にざわざわと声が上がりまして、それは警察の仕事ではないのかと。弁護士の仕事ではないんだろうというようなお話をありました。いはまたアメリカで、ニューヨークでお話をしましたところ、暴力団と戦う弁護士というふうに言いましたのですが、実はそのところを誤解されまして、暴力団を弁護する弁護士というふうに非常に誤解されたこともございまして、そんなことで非常に戸惑った思いがござります。

私どもは日本の社会は日本の社会でいいところはあると思いまして、確かに結社の自由を十分尊重していくということは、そのことが可能な限りは私はぜひそうしていった方がよろしかろうと思っています。ただしかし、私どもは現象面としていろいろと犯罪行為、違法行為として出てくる面については、これはやはり厳しく取り締まっていく必要があります。確かにマフィア等に対する市民の攻撃意見等、確かにマ

観論というんでしようか、日本は今まで治安がよくきたと。日本の警察も優秀であれば別にこんなことをやらなくてもいいんじやないか、検証令状でも足りるんじやないかということと、それからこういう手段を与えてしまったら、何をどう乱用されるかわかつたものじやないじやないかということ。ようなことがきっとあるんだろうと思ひますけれども、そういうような反対論に対し御意見はいかがでしようか。田中参考人と安富参考人にお伺いしたいんです。

○参考人(田中清隆君) 先ほども私もその中で触れましたが、私ども弁護士の仲間といろいろ話をします。正直なことを言ひますと意見は私どもが少數派でございます。これは正直申し上げますとのところまでござります。

ただ、私も刑事案件は結構やつてきた経験がございます。現在も無罪を争っている事件もござります。実際、日常生活の中で刑事案件の被疑者、被告へに対する一言の垂り玉音(コグラム)へ、う

おどかごとにいたたきたいというふうに強く望んでおる次第でござります。

國
發展途上國を問わずかく吉林の刑事司法問題

被告人にに対する一定の精神保障「クロマティック」といふ。

ましたとおり、一言で言いますと現行の刑事訴訟

法の検証許可状ではいわば条件というのはすべて裁判官がそこで個別具体的に、ケース・バイ・ケースで判断をする。絞りかかるといえば絞りかかるわけですが、逆にそれはある意味では非常に不安定であります。その意味では検証許可状にないわば権利保護の面も含めて新たに法的な根拠というものを明確化しておくという必要性はあるんだと思います。

その意味で、今回の通信傍受法案におきます令状といふものの規定はその意味でも立法によって解決される、いわばいろいろ争いがある中での一つの争いを絶つという意味でも必要なものであるというふうに考えます。

○佐々木知子君 田中先生もこのレジュメの中で述べておられますけれども、被害者というの是非常に弱い立場に置かれる。非常にその保護を考えなければいけない。ただ、刑事訴訟法というのはどうしても犯罪者、被告人、被疑者の権利擁護に重点を置かれたものですから、被害者というのは全然記述がないんですね。それで、やっと警察庁の方でもちょっと前に被害者対策室が設けられ、検察庁でも被害者に対しまして公判がどのように進んでいるかとかそういうような通知をするようになりますし、やっとここまで来たわけですけれども、被害者が非常にないがしろにされてきたというのは、私は検事を十五年間やってきて本当に一番ひしひしと感じたことでござります。

それにつきまして、田中参考人と安富参考人、ちょっととだんだん時間がなくなりまして、簡単に結構なんすけれども、言つていただけたらと思います。

○参考人(田中清隆君) 私も実は法廷に証人として出たことがございますが、暴力団関連の事件というものは、もうはつきり言うと、廊下から両側にずらつと暴力団員が並びまして、通ろうとすると両方から足を切つてくるというような状態の中で法廷の中はこれは裁判所が法廷警備権でいろいろ制止してくれますが、それでも傍聴席にびしきり

暴力団員が座りまして、何か不利なことを言いますと、ううんとかこうやつてやられると非常にかかるわけですか、その意味では立会人によります。う中でこれまで何人かの勇気ある方々がそれをはねのけて頑張つてこられた。

こういつた努力を無にしないためにも、私はこの証人プログラムなどをさらに総合的に進化させたいといったいふうに強く望んでおります。

○参考人(安富潔君) お答えいたします。

被害者の保護の問題というのは国際的な潮流でもござりますし、我が国においても早晚何らかの形での立法化が図られるこれを期待しているわけですが、今般証人保護プログラムという形で、ある一部ではあらうかと思ひますが具体化されたことは大変評価できると思います。

と同時に、マネーロンダリング等に關して考えてみますと、あれはいわば国民全体がある意味では被害者ともなり得るものでありますので、そういう意味では健全な経済活動は国民すべてが被害者だとも言える。その意味では健全な経済活動維持のためのこのような法案、組織犯罪対策に関する法案ができることがある意味での被害者対策の一環でもあると言えるようにも思いました。

以上でございます。

○参考人(佐々木知子君) 時間がなくなりました。一点だけ

け川崎参考人にお伺いしたいと思います。

川崎参考人は、通信傍受は同意を得ずに故意に行つるものだから許されないということを言われた

ようと思ふんですけれども、ただ、捜索、差し押さえ、逮捕ともどもやはり同意を得ずに故意に行つものでございまして、だからこそ令状が必要な

ではありません。

○参考人(川崎英明君) 性質が決定的に違うとい

うふうに考えております。もし合意の法律といふものが提示できるのであれば提示していただきたい

いといふうに思います。

○佐々木知子君 時間が参りましたので、これでやめます。

ありがとうございました。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

参考人の皆様、きょうは大変に御苦労さまでござります。

私は、特に通信傍受法案についてお尋ねしますが、基本的にはこの法案に反対でござります。反対の最も基本的な理由は、違法あるいは乱用に及ぶ盗聴を防止するそのチェック機能が十分でないことがあります。

そこで、そうした観点から安富参考人、田中参考人に主としてお尋ねすることになりますが、立会人のことが出てまいりました。乱用を防止するには傍受を行つてゐるその場で直ちに乱用に及ぶ傍受をさせないということが一番大事だと思うんですが、しかし立会人には内容を聞かせないといふこと、そしてその理由については先ほどお伺いしました。

であれば、事後のチェックとして、乱用に及ぶ傍受があつた場合にそれを直ちに発見し、適切な対処ができる、こういう制度的保証があるべきだと思います。

かるべきだと思うのですが、その点はいかがでございましょうか。安富参考人の方からお答えいただければと思います。

○参考人(安富潔君) お答えいたします。

多少繰り返しになつて恐縮でございますけれども、捜査機関でない者が聞くと、捜査の方針や立証する上での証拠の収集ということについては、どういう証拠がどういう捜査の過程で意味があるかということまでわからなければ、恐らく関係があるかないかということの判断はできないのではないかと思うんです。

確かに、違法な盗聴といいますか、盗聴は違法ですが、違法な盗聴防止のための手段ということを考えるべきである、しかも直後の事後的な防止策を考えるべきである、事後審査という御趣旨であります。

確かに、違法な盗聴といいますか、盗聴は違法ですが、違法な盗聴防止のための手段ということを考えるべきである、しかも直後の事後的な防止策を考えるべきである、事後審査という御趣旨であります。ただ、これは逆に考えますと、もし立会人に傍受内容を聞いていわば当該判定をさせるということまでいたしますと、捜査機関でない者がすべての会話を聞かざるを得なくなつてくるわけでありますし、その判定の素材と

いうのもも事件の全貌あるいはその捜査方針といふものが理解できていなければなりませんけれども、その点については何らかの内部的にせよ監査機関のようなものをつくつて、外部につくるといふのはこれはなかなか難しかろうと思いますが、そういうたところにおいて何かチェックをするよ

うな方策は一応考えて、そしてそれと懲戒処分とかいうようなものとの結びつきによってチェックするようなことは一応考えられるのではないかと思つておりますが、それ以上現在のところは名案はありません。

○参考人(田中清隆君) その点につきましては、私も名案が今のところ思い浮かびませんけれども、その点については何らかの内部的にせよ監査機関のようものをつくつて、外部につくるといふのはこれはなかなか難しかろうと思いますが、そういうたところにおいて何かチェックをするよ

うな方策は一応考えて、そしてそれと懲戒処分とかいうようなものとの結びつきによってチェックするようなことは一応考えられるのではないかと思つておりますが、それ以上現在のところは名案はありません。

○参考人(小川敏夫君) 例えば、立会人を裁判所書記官あるいはそれに準ずるような職員、これに立ち会わせて、そうした専門的な職員に捜査官とともに傍受させる、そこで違法、乱用な傍受をチェックするというようなことは一応考えられるのではないかと思つておりますが、それ以上現在のところは名案はありません。

○参考人(安富潔君) その点はいかがでございましょうか。安富参考人の方からお答えいただければと思います。

○参考人(川崎英明君) お答えいたします。

多少繰り返しになつて恐縮でございますけれども、捜査機関でない者が聞くと、捜査の方針や立証する上での証拠の収集ということについては、どういう証拠がどういう捜査の過程で意味があるかということまでわからなければ、恐らく関係があるかないかということの判断はできないのではないかと思うんです。

これ、ちょっとと話が飛躍するようでござりますけれども、例えば、ヨーロッパにおきます予審判事という制度がござりますが、予審判事などが事情の全体をよく理解できなままに令状請求をされてきたときに意外と出してしまうといったよう

なことも伝え聞いております。

その意味では、捜査というのは、全体的な捜査のスキームといいましょうか、どういうような証拠がどのように捜査に意味があるのかと、ということのいわば全体像がわかつてこそ関係ある関係ないということが言えるのではないか。その意味では、やはり捜査官による傍受ということにならざるを得ないのであって、裁判所職員であるとか等による第三者の立ち会いというものは必ずしも立会人として適さないというふうに私は考えます。

○小川敏夫君 立会人がその場において傍受をともにしないことからチェックをできないということとは一つの先生のお考へとしてお伺いしました。

では、事後に乱用があつたことを發見し、それに対して適切な措置をとるということの事後的チェックが必要だと思うんですが、この点についての先生のお考へはいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) お答えをいたします。

事後的な点につきましては、もしそれが違法であるということになりますと、一般の修正案にありますように罰則規定もございまして、それから傍受された通知の通信当事者からはその傍受内容を事後的に聞くということもできますので、そういう形での事後的な審査の手続というのは現行法案の中において用意されているのではないかとうふうに考えます。

○小川敏夫君 そこが私は実際上機能しないといふふうに考えております。

この法案においては、通知を行うのは傍受記録を作成した通信の当事者だけでございます。仮に捜査官が違法なり乱用に及んで傍受した部分は、これは後に証拠として刑事手続で使用されるといふ可能性がない、すなわち傍受記録として作成されることは考へられませんから。そうすると、この法案では通知をするのは傍受記録を作成した通信官が本来聞いてはいけない通信を違法あるいは乱用に及んで聞いてしまった部分を犯罪の証明に使うことには考へられませんから。そうすると、この法案だけですから、違法、乱用に及ぶ部分に閲

しては傍受記録を作成していない。したがつて、違法、乱用に及んだ場合にはその部

分についての通知は当然行かないわけです。そうすると、傍受された人は傍受されたことはまず無理ではないかというふうに考えておられます。

そこで、今話が出ました立会人が意見を記しておるんですが、その点は安富参考人の御意見はいかがでしようか。

○参考人(安富潔君) お答えをいたします。

違法、乱用という、どういう通信傍受が違法、乱用であるかということにもかかわるかと思うんです。いわゆるスポットモニタリングをやつて該当性判断をいたします。その間に聞いて、犯罪とは関係がないと判断されましたときにはそれは切らなければいけません。それを延々と続けてい

るということになれば、これは違法であります。その意味では、立会人がスポットモニタリングを超えているというふうにした場合には意見述べることもできますし、その述べた意見につきましても、それは裁判官に対して書類で報告をするところは、それは裁判官に対する御指摘かと承りました

○参考人(安富潔君) お考へはいかがでしょうか。

その意味で、立会人がスポットモニタリングの意見も全く事後的チェックとしては機能してい

ないというふうに私は考えております。その点、安富参考人のお考へはいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) 立会人のチェックといふものが、その通信傍受内容を聞かないということでも十分ではないというような御指摘かと承りましたけれども、その外的に接続されている状況といふものをチェックすることによって一定の通信傍受形態を立会人が担保できていると私は考えております。

○小川敏夫君 まず、立会人は傍受の中を聞かなければなりませんが、それが乱用に及ぶものか犯罪に

関連する内容を聞いているかどうかは判断できません。それから、スポットモニタリングがなされるといふことになると思います。それから、スポットモニタリングがなされるといいましても、犯罪に關連する通信を裝えば、犯罪に關連する通信だといふ判断を故意に誤つて、あるいは本当に誤つてでも傍受を行つたそのうち八割が實際には犯罪に使われたものは二割であるといふように統計上発表されております。これを当てはめれば、仮に同じような國式であれば、今後日本の捜査官が本法によつて傍受したとしても、傍受記録として作成する通信があつたのは二割であつて、約八割は傍受記録を作成しない通信傍受であつた、こういうふうに置きかえることができると思ひます。

そうすると、先ほども言つたように、傍受記録が作成されなければ全くだれもその傍受があつたことを知らないままやみに葬り去られてしまつて、このような強制処分があつたということすら

が乱用に及んでいるといふことの判断を期待することはまず無理ではないかといふに考えておられます。

本人に知られないまま終わってしまうわけですか。これはやはり刑事手続上、憲法の原則からいつて問題があるのでないかと思いますが、安富参考人のお考へはいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) 確かに、アメリカ等の場合

が意見を書いてそれを裁判所に届けられても、裁判所はそれについて何ら職権を發動するシステムにはなつていません、この法案上。ただ保管するだけでございます。

ですから、実際に、傍受記録が作成されないから傍受されたことはだれも知らない。そうするとと、準抗告の申し立てもないし、あるいは刑事訴訟になって証拠の能力が争わることもない。すなわち、やみに葬られたまま裁判所のお蔵に入ってしまうという結果になるので、實際には立会人の意見も全く事後的チェックとしては機能してい

ないというふうに私は考えております。その点、安富参考人のお考へはいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) 立会人のチェックといふものが、その通信傍受内容を聞かないといふことでも十分ではないといふように御指摘かと承りましたけれども、その外的接続されると、その外的接続されている状況といふものをチェックすることによって一定の通信傍受形態を立会人が担保できていると私は考えております。

○参考人(安富潔君)

お答えをいたします。

○小川敏夫君 例え、アメリカでは令状に基づいて傍受を行つたそのうち八割が實際には犯罪に使われたものは二割であるといふように統計上発表されております。これを當てはめれば、仮に同じような國式であれば、今後日本の捜査官が本法によつて傍受したとしても、傍受記録として作成する通信があつたのは二割であつて、約八割は傍

受記録を作成しない通信傍受であつた、こういうふうに置きかえることができると思ひます。

○参考人(安富潔君)

お答えをいたしました。

それから、もつと言えば、スポットモニタリングという制度そのものがこの法律案では規定されておりません。單に最小化原則が書いてあるだけです。

○参考人(安富潔君) お考へはいかがでございましょうか。

○参考人(安富潔君)

お答えをいたしました。

今回の法案におきます通信の範囲というものはかなり広いものがございまして、もろもろの電気通信であればコンピューター通信も含むということになつておるわけでありますけれども、そういう電気通信の技術的性質上、今先生から御指摘いただきましたような形で通信内容を傍受するといいますか、データを入手するといいますか、そういう形にはなろうかと思います。

この点、逆にコンピューター通信を除くということになると、それが今度は陥路になるといふことになりますと、そこを使つた組織的な犯罪といいましょうか、そこを使つた組織的な犯罪も起これ得るのではないかと考えるわけであります。技術的な側面を含めての対応というのは今後考えていかなければいけないところではあるかと思いますけれども、法案におきます通信の中からコンピューター通信というものを殊さら外すということは私は適当ではないというふうに考えます。

○小川敏夫君 私は、外すというよりも、それに対応した規定が必要ではないかという趣旨でお尋ねしたんですが、結構でございます。

田中参考人に少しお尋ねします。

田中参考人がこれまで組織暴力団、民事暴力に一生懸命取り組んでこられたことは大変に評価しております。また、その評価について、その評価が低いとかいう問題とはまた別にして、実はこういう問題もあると思うんです。

被害者という問題につきまして、権力による犯罪があつてそれで被害者が出了たという場合、そういう権力犯罪による被害者についても、そういう被害者は例えば警察権力によって何らかの犯罪を起された場合に警察は取り合ってくれないわけですから、もっと具体的に言えば、共産党の幹部いかというふうに私は考えております。

そしてまた、ほつておけばどんどん治安が悪くなるよ、必ずしもそう言えるかどうかわからないなんですが、治安が悪くなつてからでは取り返しが

つかないという議論がございました。一方で、権力が絶対化して、フーバー長官のような批判勢力を許さないような絶対的権力ができる上がってしまつたら、逆にそのことに対処することの方が困難ではないか。より大きな問題があるかとも思うんです。

ですから、田中参考人がこれまで取り組んでこられた暴力団の問題も大変に私は高く評価しておりますが、一方で、通信の傍受の乱用に及んで権力の違法な行為があつたということはないということは当然だと思うんですが、それに対する防止策というものもきちんと講じなければいけないと私は思うんですが、そこら辺の田中参考人の御意見はいかがでしょうか。

○参考人(田中清隆君) 私自身も刑事弁護を何度もやつておりますし、逆に警察によってかなり煮え湯を飲まされたということもあるわけでございまますから、全面的に警察だけが正しいということを申し上げるつもりは一切ございません。

ただ、全く御指摘のとおり、歴史的に見ればそのとおりだと思いますけれども、私どもが今心配しておりますのは、その権力すら及ばないような権力のコントロールのある、あるいは民主的コントロールの外にあるような勢力が現在伸長しつつある。これを何とかしたい、これは何とかしなければならぬというのが現在の問題意識のところではあるうか。それによって、じや権力犯罪があつていいということにはなりませんけれども、そこ

の非常に難しいそれのところを何とかうまく実現できないかというのが私どもの考え方でござります。

○小川敏夫君 川崎参考人に具体的にお尋ねしますが、せんでしたが、今まで聞いたところで何か御意見

ですけれども、おっしゃるとおり、電話に

ついてソフトモニタリングになるという保証は

つかるお聞かせいただければと思います。

○参考人(川崎英明君) コンピューター通信の問題ですけれども、おっしゃるとおり、電話に

ついてソフトモニタリングになるという保証は

ます。ただし、理論的にはソフトモニタリングは可

能と。

ただ、これに対してもコンピューター通信の場合には、この法案の仕組みとしてはすべてを記録媒体に残すことになるだろう。記録媒体に残したもののは、これは法案でなければ盗聴ということになりますので、コンピューター通信についてはすべてが捕捉されてしまう、その可能性は否定できません。

ですから、このふうに思います。これは法案の仕組みでそうなつてているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

○小川敏夫君 私も全く同感でございますが、時間が来ましたので終わります。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

参考人の皆様、本日は大変ありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

○小川敏夫君 私も全く同感でございますが、時間が来ましたので終わります。

○大森礼子君 先生のそのお考へでしたら、それは合憲になり得ないと思います。だって、通話

のとおりだと思ひますけれども、私が今心配しているのは、その権力すら及ばないような権力

の通信傍受という検査手続ですけれども、確かに気持ちの悪いものだと思います。それ以外の方法

で、組織犯罪対策といいますか、例えば薬物犯罪なんかを摘発できたらその方がいいと私も思つて

おります。ただ、検査の現場とか犯罪の実態を見

まして、やはりこれしか方法がないということ

で、今回公明党の方も修正案の骨子をつくらせていただきました。

それから、佐々木委員が治安が悪くなつたと氣づいたときでは遅いのではないかというふうにおっしゃいましたけれども、私も佐々木委員も検

事をしていた経験もありまして、少し日本の治安がよ過ぎたのかなど、それはいいことなんですか

いきました。

それから、佐々木委員が治安が悪くなつたと氣づいたときでは遅いのではないかというふうに

それから、安富参考人がおっしゃった自由を享

受けるには社会が安全でなくてはならないという

よくわからなかつたのですが、通信傍受という方法は一切認めないという立場なのかどうか、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○参考人(川崎英明君) 憲法三十五条の特定性の要請との関係でいくと、合憲性を認めるることは極めて難しい、不可能に近いのではないかというふうに考えております。

最後に言いましたのは、私の頭では合憲の法律が浮かんでこないということでありまして、もしいうことは当然だと思うんですが、それに対する防

止策というものもきちんと講じなければいけない

んです。

○参考人(川崎英明君) これは法案の仕組みでそうなつているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案でなければ盗聴といふことになりますので、コンピューター通信についてはすべて

が捕獲されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案の仕組みでそうなつているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案でなければ盗聴といふことになりますので、コンピューター通信についてはすべて

が捕獲されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案の仕組みでそうなつているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案の仕組みでそうなつているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

○参考人(川崎英明君) これは法案の仕組みでそうなつているだろう

が、抓捕されてしまつて、その可能性は否定できません。

求しているのかどうかについてはいかがでしようか。

○参考人(安富澤君)お答えいたします。

憲法の三十五条第一項のいわゆる正当理由とそれから対象を明示せよという要求が令状主義の趣旨であるということございますけれども、今回の場合の対象となる会話につきましては、将来の会話であるとはいえ、犯罪の嫌疑に関してこれまで起こった犯罪の嫌疑、犯罪に関する高度な嫌疑並びにそれとの一体となる嫌疑についての犯罪の会話ということございますから、正當理由に対してのどのような会話がそこで行われるかということについての特定はなされ得るのだろうというふうに私は考えます。

○大森礼子君 それから、将来の犯罪についても規定している。これも基本となる犯罪があつて、それとの一体性を要求して実は要件を絞つており、それから、実は十四条の、私は緊急傍受という言い方の方が正しいと思うんですが、この場合にも、これから行われる令状に記載されていない別の部分についてもこの二つのところで出てくるわけなんですね。ですから、実に付加するという形にこの法案はなっています。

それで、将来の犯罪という点では、午前中の参考人質疑でも引用したのですが、札幌高裁の平成九年五月十五日の判決がございまして、この中にも将来の犯罪についてちょっと触れているところがありますね。

「電話傍受等の際、過去に行われた犯罪のみならず、現に行われており、将来も行われようとしている犯罪についての通話がなされていることが判明したときでも、右犯罪が過去に行われた犯罪と関連があり、かつ、過去に行われた犯罪につき前記の必要性・相当性がなお存在する限り、傍受等を中止することなく継続でき、傍受等によって

収集した証拠を犯罪の捜査及び立証に使用できる

というべきである。」とありますて、これを認めた一つの根拠としましては、これは後の方で出てきます組織的・継続的な犯罪ということに着目します。

たのだろうと思うわけです。しかし、これにつきましても令状記載のその被疑事実というのと比べれば、将来別の犯罪ですか、これも将来の犯罪と変わらないわけですね。

そうしますと、この川崎参考人のお考えによりますと、札幌高裁の一連の覚せい剤で将来するかもしれません、こここのところはやはり無令状ですね、厳格に言います。これもやっぱり違憲の疑いがある判決ということになりますでしょうか。

○参考人(川崎英明君) その質問の趣旨が理解できない部分があるのですけれども、将来の犯罪については御存じのことですけれども、現行法が過去の犯罪に限って捜査を認めているわけです。これは刑事訴訟法の文言上出ているということです。

そこで、連結した犯罪であつてもこれは将来の犯罪、起るかもしれない犯罪で、これは予測の問題なんですね。それで、過去の問題は犯罪の認定の問題です。認定と予測とは決定的に違う。刑事訴訟法はそこで過去の犯罪について限定したといふふうに思います。だから、その判例は刑事訴訟法の枠を超えていたといふうに考えております。

○大森礼子君 はい、わかりました。

それから、十四条のところですが、緊急傍受のいわゆる別件盗聴のところですが、これは対象を短期一年以上にいたしました。これは安富参考人が触れてくださったように、実は法定合議事件であるといふことと、一つの基準としております。

これは縛りをかけても憲法違反。そうしますと、もう川崎参考人の御意見で、例えば覚せい剤

いいですし、それからこれからやろうとする場合

でもいい、あるいは営利目的の誘拐なんかでもいい、こういう相談がすばっと入ってきた。この場

でも電話の傍受は切るべきだ、こういうお考えでしゃうか。

○参考人(川崎英明君) この十四条の規定ですけれども、これは安富さんが説明されたような現行犯的状況には限つていなければいけません。これは実行したこと、それから実行することと、そういうことで

すから、過去と将来が入つてますので、現行犯の状況が仮に肯定できるとすれば、実行しているという部分に限られるだろうといふうに思いました。

しかし、憲法三十五条は、三十三条の場合を除いては令状が要るというふうに明記しております。この部分を見たときに、その三十三条の場合

というのは令状による逮捕と現行犯による逮捕の場合は、ではそれ以外に憲法三十五条の文言からそれが引き出されるか、それ以外に無令状の場合があり得るかといえば、それは読み取ること

是不可能であろうというふうに考えております。

○大森礼子君 だから、結論的に言いますと、難しい議論ではなくて、覚せい剤取締法違反と傍受

から殺人を実行しようという、それがもう耳にほつと入ってきたと、この場合もやはりこれを聞くことは憲法が許していない、捜査はその人が実際に殺されてからするべきだ、こういうことになりますでしょうか。川崎参考人、お願ひいたします。

○参考人(川崎英明君) 問題は、そういうふうに問題を立てられる場合に、十四条の場合は、「実行することとするものと明らかに認められる通信」ということとして、ただいまの御質問は絶対的にそうであった場合、つまりまさに犯罪を実行するんだ、ほつておけば結果として実行されただと、そういう場合を推定しているのですけれども、いかがでしょうか。何度も確認させていただいて済みません。川崎参考人です。

○参考人(川崎英明君) 大変追及されております

けれども、私自身が言つてるのは、十四条で明確に認められる通信ということです。これらは実際にさらわれてから捜査しろ、こういう結論になりそうなので、ちょっとしつくりこないん

ですけれども、いかがでしょうか。何度も確認させていただいて済みません。川崎参考人です。

○参考人(川崎英明君) 大変追及されております

測の要素が入っているわけですので、質問された

点については前提条件がかなりさまざま変わつてくるだろうというふうに思います。

それを前提とした上で申し上げますと、無令状でやれる場合があるとすれば、これは誘拐で身の代金要求がなされた、それに対して家族または自己の身を守るために、一方の同意がある中で令状を得て行うと。その限りで合憲性は認められるでしょうけれども、それ以外には合憲性は認められないだろうというふうに思つています。

○参考人(川崎英明君) いや、ですから、十四条のこの規定を満たした場合という、この前提でいきたいと思います。実行することを内容とすると明らかに

認められる通信。

そうしますと、もう明らかに殺人を実行するんだというふうな通信が入つてきても、警察官は切るべきだ。それで、それは無令状、令状なんか切つている暇はありませんから、令状がないんだから、そこは聞いてはいけない。強制捜査といいますか、捜査は人が殺されてからということになりますが、捜査は人が殺されてからといふことになります。

それから、身の代金目的の話がありました。これは実際、誘拐されてからのこととございましたね、一方の被害者の家族の同意を得てといふ切るべきだ。それで、それは無令状、令状なんか切つている暇はありませんから、令状がないんだから、だから、だれかの娘を誘拐して身の代金を取つてやろうという、これは明らかに認められる場合ですよ。この場合でも聞いてはいけない、それは実際にさらわれてから捜査しろ、こういう結論になります。

それから、この場合でも聞いてはいけない、それは実際にさらわれてから捜査しろ、こういう結論になります。

○参考人(川崎英明君) 大変追及されております

けれども、私自身が言つてるのは、十四条で明確に認められる通信ということです。これらはあくまでも予測について絶対的に行われるんだという前提で質問されますと、この法条との関係ではかなり違つてくるだろうと思います。

憲法三十五条が認めているのは、あくまでも令

状による逮捕と現行犯、それに伴って行われる捜索、差し押さえ等の場合が無令状ということありますので、それ以外にはあり得ないだらうとうふうに考えていています。

○大森礼子君 確認させていただきます。

憲法がそなだからこそ、こんな場合も無令状になるわけですね。どこかで子供をさらつて金を取らうぜとか、あいつを殺しちやおうとか、こういう場合も無令状なんだから絶対だめだという結論でよろしいわけですね、先生のお考えは。

○参考人(川崎英明君) 理論的にはそうなります。ただ、先ほどから私がこだわっておりますのは、その前提となる条件設定について、この十四条の場合は明らかに認められるということで、予測的な要素が入つていて、それは現実とは違う場合が常にあります。だから、仮に百のうち一つそれがあつたとして、九十九ない場合というのが常に想定できるわけです。もう少し言えば、千のうち一それがあるかもしれない、しかし九百九十九ないかもしれません。一万の場合もそうです。そういう場合の問題が出てくるということで、先ほど来、十四条の要件を満たしたという前提自体に非常に大きな問題があるということを申し上げておるわけです。

○大森礼子君 そういう場合はあるかもしれませんのです。なぜこういうことを言うかというと、やっぱり捜査は現場で現実にどういうことが起きるか、こういう事態が起きたときにどう対応するかといふ、まさに現場で仕事をしている人間にとつては実はこういう考え方というのか、具体的に考えてみると、いろいろな作業なのだと私は思いました。

安富参考人に、この十四条の中にある将来犯罪、「実行することを内容とするもの」、これは別件であつてかつ将来実行行為が行われる犯罪になります。安富参考人によると、この「他の犯罪の実行を内

容とする」というものを通信傍受するという場合のお話でござりますけれども、この点に関しましては、憲法との関係においては、その当該通信内容が特定されている、このような犯罪として特定

されていいるものであれば、これは憲法三十五条の実質的な要件を欠くものではないというふうに私は考えます。

○大森礼子君 私は、こういう殺人、だれかが殺されるという相談がある。それでも憲法はそれを許さない、無令状では許さないというのだったら、もう憲法というのは何と無慈悲なものかななどいうふうな気がするので、ちょっと今の質問をさせていただきました。

それからまた、川崎参考人にばかりお聞きしてあれなんですかとも、修正案でもだめだということで、実は我々は一生懸命考えたはずなんですけれども、だめと言われたらどうですかと言うかからないのですが。

対象犯罪を絞つているけれども、今後拡張されるかも知れない、歯どめがない、こういうふうにおっしゃいました。これを言われますと、私たちはどうしたらいいのかなと思ふんです。では、この歯どめとして考へることというのはどういうことがありますでしょうか。例えば、条文の中で対象犯罪の修正は認めないなんという条文を入れるわけにいきませんので、この法案の中で今後拡張されないのではないかということです。

○参考人(川崎英明君) 残念ながら教えることができません。

つまり、修正が歯どめになつてないというの私が前提ですので、修正で歯どめにならないといふのが私の趣旨であります。

○大森礼子君 対象犯罪を絞つたけれども、その歯どめにはならない、この点についておっしゃいました。

では、なぜそれはだめか。対象犯罪を絞つたけれども、今後拡張されるかもしれないから歯どめ

になつてない、こういうおっしゃり方をされたと思うんです。私は歯どめをする方法があるのかもしれません。私どもとしては、先ほども申し上げましたように、弁護権の問題とそれからあらゆる危険と戦いながら法廷へ出る者の安全の保護との調和の

そうしますと、例えば薬物だけに限つて、何か

そういう法案がありましたら拡張される歯どめとことではあるんですけども、逆に言えば、それだけの犯罪について盗聴の必要性があるというのが衆議院段階での原案であったわけです。そういう前提がありますと、絞つてあるのだ、今後ともこれに限られるのだということは多分考えられないのではないかと思います。

○大森礼子君 再び、田中参考人にお尋ねいたしました。民事暴力関係に携わつてこられたということで暴力団の実態というのはよく御存じであると、これはとても大切であると思うのです。

今回、対象犯罪を絞つたのですが、また普通殺人を入れておりません。組織的殺人を入れてお

ます。これは犯罪社会と一般社会とを区別しようと、実はこういう考え方があるわけです。人によつては、何で普通殺人、人が殺されるのにというのにはないかといふことがあります。これは普通市民社会でも起こります。だから、犯罪社会、暴力団社会と一般市民社会にこのようにファイアーウォールといいます認める法案と。我々は、原則禁止、それで例外的にどうしても捜査の必要、必要だとさういふことがあります。これがだめだといいますと、じゃ暴力犯罪の修正は認めないなんという条文を入れるわけにいきませんので、この法案の中で今後拡張されない歯どめをつくるとしたらどのような形がありますでしょうか、教えていただければ幸いであります。

最後に、田中参考人、時間の関係もあるんです

が、この刑事訴訟法の一部改正の方でも証人保護規定のところ、日弁連の資料の方で一つ指摘されておりますのが、結局、住所とかそういう事項について、弁護人は知つておるけれども被告人には教えないというのでは弁護人と被告人の信頼関係が成立しませんといつた事項です。これはもしかしたら非常に重要なことなのかなと思うのですが、この点についてちょっと御意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人(安富潔君) この「他の犯罪の実行を内

○参考人(田中清隆君) その点につきましては、御指摘のような事態はあるいはあるのかもしれません。私どもとしては、先ほども申し上げましたように、弁護権の問題とそれからあらゆる危険と

思つております。そこで、何とかしなくてはいけないのに有効な方法がない。

一方で、犯罪収益の多くを占めるのは薬物によ

る収益であります。そして、暴力団が害悪をまき散らした、金もうけした、犯罪収益を上げてさら

に勢力を拡大して税金も払わないでと、私はこれ

はまさに大きな社会正義に反するのではないかと思うのです。なかなかそこのところが、一方の個人のスポーツモニタリングでも、これ聞かれるこ

と全体プライバシー侵害だとかという、ここは物

すごく議論されるんですが、この大きな不正義に

ついての認識がまだ少し足りないのかなと、社会一般に知られていないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。それで、もしそうであるとするならば、その原因はどこにあるとお考えでしょう。

○参考人(田中清隆君) 大変難しい御質問でござりますが、やはり私もいろんな国の状況を見せていただきますと、御指摘のようにやや全体的な大きな正義といいますか、全体的な安全ということに対する認識が弱いのではないかという感じは正直言つて持ちます。

それが一体どこに由来するのかという点は、ちょっと私の能力を超えることでございますが、ただ、ここで私どもとして申し上げたいことは、先ほども先生がおっしゃられた現場にいますと、確かに私ども、憲法をいろいろ勉強しましてこれは違憲じゃないかと言われますと、非常にそういう一部分かなり苦しいところもあるなという感じは正直言つて持つことはあるんです。しかしながら、そのところは、特定性の問題にしましても、絶対的な基準というよりは、ある程度基準というものは相対的ではなかろうか。社会の状況、あるいは世界的な動向、犯罪情勢、そういったものとのある程度相対的な部分はあるのではなかろうか。そこの範囲内で今回の法案あたりが何とか調整点を保つておるのではないかというふうに私は考えておる次第でござります。

○大森礼子君 終わります。

○橋本教君 日本共産党の橋本でございます。

きょうは参考人の三先生、ありがとうございます。したまつた。川崎先生に御意見をお伺いしたいと思うのですが、多くの意見の一つとして、凶悪な犯罪があふえているとか、あるいは麻薬・銃器犯罪が増大しているとか、そういうことが言われている中で、こうしたことに対する取り締まりや厳正な捜査が必要だという世論がありますし、私どもも当然それは必要だ、こう考えてています。その点は先生も御異論がないところだと思うんです。

捜査の手法として通信傍受、いわゆる盗聴法案を入れるということと、そういった犯罪の取り締まりを厳しくするということと、どういうように考えていけばいいのか。まず、この点の先生のお考へはいかがでしょうか。

○参考人(川崎英明君) おつしやられるとおり、私も犯罪について厳正に対処するということは当然の前提であります。したがいまして、現に存在する権限を適正に行使するということで対処していく。特に一九九〇年代以降、銃刀法の改正とか麻薬特例法の改正、あるいは先ほど来ておりました暴力団対策法というものが出ております。十分過ぎるほどの権限が与えられているだろう、これを適正に行使すればそれで対処できるというふうに私は考えております。あくまでも捜査は憲法と刑事訴訟法の範囲内で行われるということです。それで、それを逸脱した捜査権限については認められないということであります。

○橋本教君 その点で安富先生のお考へも伺いましたが、お考への問題点と私どもの考え方と違っておりますのは、修正案によって対象犯罪が限定された、さらに常時立ち会いということになつた。それから別件傍受については短期一年以上とした、そういうことで対象を絞つて重大な犯罪ということにして、いろいろそういうことが言われているわけですが、この通信傍受という盗聴が犯罪と関係のない一般市民に人権侵害として累が及んでいくというところの歯どめが基本的にはできていないのではないか。つまり、修正案によって試し聞きは禁止されていないし、それからさらに事前監聽、別件盗聴ということも認められているし、同時にそのことを後で不服申し立てとして排除できる手法があるかといえば、関係者に通知が全部行くわけではない。

そういう意味で、修正案は出されたけれども、中で、こうしたことに対する取り締まりや厳正な捜査が必要だという世論がありますし、私どももこれが違法な盗聴行為があつたということが裁判所が国家賠償請求訴訟で盗聴の実事を認めた上で賠償支払い命令を国及び県に出して、明確にこれは違法な盗聴行為があつたということが裁判上認定されているわけですが、警察は一貫して、これまで盗聴したことではないし、これからも盗聴することはないと、警察庁長官はこの法務委員会でもお述べになつておるわけですね。

だから、そういう警察の率直でない、そして裁判所の判決も、上告しないで確定した判決であるにもかかわらず、みずから上告しないのに率直に認めようとしないといった状況は、これは通信傍受法案、盗聴法案がこれからどうなつていくかと、いうことに対する国民の大きな不安をかき立てる

いて、川崎先生の御意見はどうなんでしょうか。先ほども、違法盗聴について当初の案よりも処罰規定が重くなつたと、それは修正によつてなされたということは確かでありますけれども、それが果たして歯どめになり得るのかということについても疑問を持つておるわけです。それは、起訴が本当にされるんだろうかという問題と、それから準起訴手続がその後に控えておりますけれども、これは御存じのとおり戦後十七件しか付審判の決定はなされないわけですね、〇・一%ということです。これは、やはり準起訴手続が有効に機能しないということを前提とした上で、この刑罰規定が本当に限定になるのかということを考えおかなければいけないと私は思いました。

○参考人(安富潔君) お答えをいたします。ただいま先生御指摘いたしました盗聴事件に関する限りではござりますけれども、大変ゆきき事態であると私も個人的にも、大変ゆきき事態では、裁判所も損害賠償請求を認めるということでございます。

確かに、過去にそういう事件が起こつたということについては、捜査当局として、あるいは警察はそう思います。そういう意味では、裁判所も損害賠償請求を認めることでございます。

ただ、そのことと今回のことのうちいつた四類型の組

的な犯罪との関係での通信傍受を認めていらっしゃる方があるかもしれません、深く反省をしていただかなければいけないと私は思います。

その最小法則といふのは、一体具体的に何かということが法案の中身にないんです。専ら捜査官のところでつくられるマニュアルということしかできない。審議の対象にもならない。それは、私は人権保障という観点から見て、法の一つの重要な人権保障の法的機能を欠く欠陥に値するぐらいの大事な問題じゃないかと思うんです。

この最小化措置ということについて、本当に無関係な市民の通話が最小限でしか聞かれないという保証があるとお考えなのか、安富先生の御意見はいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) 今回の法案の中での傍受の最小化ということについて、該当性判断の中で聞いたら切るという法案になつておりますと、その仕組みを誠実に適正に履行していくだくということにあるのではないかと思います。

○橋本敦君 聞いたら切るとは法案には書いてないんですね、ですから問題なんですね。

それで、例えば、朝日新聞が「盗聴検査 米国

の光と影」という特集を三回にわたって行いました、先生方もごらんになつたと思うんです。朝日新聞の七月十五日の「上」の部分ですけれども、

「ロス市警は容疑者たちの自宅や勤務先など計四十八カ所の電話を三十日間にわたって盗聴した。さらに三十日間、対象を五十七カ所に広げた令状を請求して捜査を続けた。結局、二ヵ月間で計三千七百十回の通話が聽かれた。このうち犯罪に關係するとみられる通話は百件、全体の三%足らずだった。」、こういう報道もあるんですね。これは重大な人権侵害だと思うんです。

さらにその新聞は続けて、「九七年八月以降、ロス市中心部の街角にある公衆電話と隣接するオレンジ郡の公衆電話の計五台が、捜査当局によって四ヵ月にわたって盗聴された。」、公衆電話がでいます。本件の審査の中でも、刑事局長は公衆電

話を傍受の対象としてやることがあるということが言つてありますから、本件においてもないと私は言つていいかのではないかと心配をしておるところです。「この間に対象となつた会話は見えないわけです。」、この間に対象となつた会話はその保証はどこにあるのかと法案を探してみましても見つからないんですね。その点、どこにそういう保証があるとお考えなのか、安富先生の御意見はいかがでしょうか。

○参考人(安富潔君) 今回の法案の中での傍受の最小化ということについて、該当性判断の中で聞いたら切るという法案になつておりますと、その仕組みを誠実に適正に履行していくだくということにあるのではないかと思います。

○橋本敦君 聞いたら切るとは書いてないんですね、ですから問題なんですね。

それで、例えば、朝日新聞が「盗聴検査 米国

の光と影」という特集を三回にわたって行いました、先生方もごらんになつたと思うんです。朝日新聞の七月十五日の「上」の部分ですけれども、

「ロス市警は容疑者たちの自宅や勤務先など計四十八カ所の電話を三十日間にわたって盗聴した。さらに三十日間、対象を五十七カ所に広げた令状を請求して捜査を続けた。結局、二ヵ月間で計三千七百十回の通話が聽かれた。このうち犯罪に關係するとみられる通話は百件、全体の三%足らずだった。」、こういう報道もあるんですね。これは重大な人権侵害だと思うんです。

さらにその新聞は続けて、「九七年八月以降、ロス市中心部の街角にある公衆電話と隣接するオレンジ郡の公衆電話の計五台が、捜査当局によって四ヵ月にわたって盗聴された。」、公衆電話がでいます。本件の審査の中でも、刑事局長は公衆電

話を使つて、これは朝日新聞の報道です。この法案は極めて重大だと思っているんです。

○参考人(川崎英明君) 朝日新聞の連載にもあります。先ほど、川崎先生の方から先進国でも反省の声が上がつているというお話をございましたが、具体的にアメリカあたりでもそういった問題について反省の声が上がつているんでしようか。

○参考人(川崎英明君) 朝日新聞の連載にもあり

ましたけれども、自由人権協会の方が来られて、

そういう反省をしているということに加えて、アメ

リカの盗聴法ができるのはたしか一九六八年

だったと思いますけれども、そのときからも法学

者を初めとして、例えば「警察権力と自由」とい

つたアランバースという人の著書のようなそ

ういった中で一貫して盗聴について賛成論一色で

はなくして反対論が根強く存在している。そういう

ことの上に朝日新聞に先ほど申し上げた自由人

権協会の方の反省の弁も出ているということだと認識しております。

○橋本敦君 この法案をめぐつては国民のいろんな批判も高まつておりますが、文化人の皆さん、マスコミの皆さん、多くの反対意見があるんですね。

○橋本敦君 最近、二十一日に立正校成会、P.L.T.教団など

六十六の教団が加盟していらっしゃる新日本宗教

団体連合会が、この組織犯罪対策三法については

午前中も私このことも伺つたんですが、それが

電話で犯罪の指揮命令あるいは伝達をするという

ことは恐らくしないんだろうと思うんですね。

午前中も私このことも伺つたんですが、それが

電話で犯罪の指揮命令あるいは伝達をするという

ことは恐らくしないだろうと思うんですね。

りません。共謀ということはあるんですねけれども、組織ということは書かれておりません。ですから、私はオウム真理教でもないし暴力団でもないから関係ないわと思っていたとしても、麻薬の単純所持、覚せい剤の単純所持も対象ですかね、実は広範囲であるというふうに思つております。

ですから、捜査のための通信傍受法案、少なくともこの条文で、組織の犯罪のみに限る、暴力団対策だ、凶悪犯罪対策だということはかなりミスリードではないかというふうに思つてゐるのですが、その点については川崎参考人、いかがでしょうか。

○参考人(川崎英明君) おっしゃられるとおり、法案を読んでいた場合に、組織犯罪対策三法案という中で、この盗聴法案につきましては組織犯罪対策としての色彩が薄らいでいるというふうに思ひます。

今指摘された点は私も大変気にしておりまして、覚せい剤等の所持、譲渡の問題、これは暴力団に限らず非常に日常的な犯罪ですので、盗聴の範囲が拡大していくという危険性は高いといふうに認識しております。

○参考人(川崎英明君) おっしゃられるとおりまして、覚せい剤等の所持、譲渡の問題、これは暴力団に限らず非常に日常的な犯罪ですので、盗聴の範囲が拡大していくという危険性は高いといふうに認識しております。

○参考人(田中清隆君) 次に田中参考人にお伺いいたします。弁護士の大先輩としてちょっと教えてください。

先ほど検証許可令状だと大物を捕まえることができなくて、この盗聴法だとできるのではないかということをおっしゃつたんですが、なぜそう言えるのでしょうか。

○参考人(田中清隆君) それは実際にそこまでしか一般には言われておりませんけれども、私の理解としましては、検証令状の実情を見ますと、非常に短期間に限つて、これは恐らく具体的な規定がありませんからかなり謙抑的に許可状が出されてしまうと思ひますけれども、そういうふうなことを反映してか、例えば二日間に限つて午後五時から午後十一時までとか、いろいろありますけ

れども、そんなような規定になつておる。

ところが、今回の場合は十日間、それもやろうと思えば二十四時間できるということになるわけですから、かなり踏み込んだ通信の傍受ができる、その点がまず一点あると思います。

それからもう一つは、検証の場合は、恐らく実態といたしまして、現実問題として、受け渡し場所とかそれから実行犯同士の連絡とかそういうもの、十分な理由とかそういうような限定がございませんから、比較的そういう末端のところの取り扱いはやはり時間の問題じゃないかと思ひます。

○福島瑞穂君 それですと末端の人間はできると思ひますが、大物に上つていくくといふことはできないと思うんですが、いかがでしようか。何が検証許可令状と違うのか。

○参考人(田中清隆君) ですから、一番大きいのはやっぱり時間的な制約だらうといふ気がいたします。

今申し上げたように、例えば一日間に限つて午後五時から十一時までといいますと、通算しても十二時間しかない。一方、十日間といふことになりますと二百四十時間ですか。そうすると、そこへ入つてくる時間帯も違いますから、かなりいろんな情報が入つてくるということになると思ひます。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございました。

○福島瑞穂君 それは情報収集として捜査の端緒として使えるという意味ではないですね。

○参考人(安富潔君) 決してそういうことではございません。情報収集という意味ではございません。

○福島瑞穂君 先ほどの犯罪概念、刑事法概念を大きく変えてしまうのではないかといつて、それができることができるというふうに言われているんですね。

○参考人(安富潔君) それは恐らく具体的な規定がありませんからかなり謙抑的に許可状が出されてしまうと思つたからです。

先ほど安富参考人が組織解明のために必要であるということをおっしゃいました。組織解明のためにはどんどん盗聴していくと、結局は盗聴の補充

に思いますけれども、いかがですか。

○参考人(安富潔君) お答えいたします。

これは具体的な犯罪行為との関係での裁判官の事前令状で、場所あるいは具体的には電話番号とか限定した形で聞いていくことになると思ひますので、そういう意味での広がりというものは限定されるのではないか。組織解明のためというのは、先ほども検証許可状のお話にもございましたけれども、これまでの東京高裁あるいは札幌高裁の裁判などでは、末端の密売人と購入者との間にお

れるのではないか。裁判所なんかをねらう目的で実際に使われている、そういう検査の実態からもそういうふうな使われ方をしているんじゃないかと思ひます。

○福島瑞穂君 それでと末端の人間はできると思ひますが、大物に上つていくくといふことはできないと思うんですが、いかがでしようか。何が検証許可令状と違うのか。

○参考人(田中清隆君) ですから、一番大きいのはやっぱり時間的な制約だらうといふ気がいたします。

今申し上げたように、例えば一日間に限つて午後五時から十一時までといいますと、通算しても十二時間しかない。一方、十日間といふことになりますと二百四十時間ですか。そうすると、そこへ入つてくる時間帯も違いますから、かなりいろんな情報が入つてくるということになると思ひます。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございました。

○福島瑞穂君 それは情報収集として捜査の端緒として使えるという意味ではないですね。

○参考人(安富潔君) 決してそういうことではございません。情報収集という意味ではございません。

○福島瑞穂君 先ほどの犯罪概念、刑事法概念を大きく変えてしまうのではないかといつて、それができることがあるといふふうに言われているんですね。

○参考人(安富潔君) それは恐らく具体的な規定がありませんからかなり謙抑的に許可状が出されてしまうと思つたからです。

先ほど安富参考人が組織解明のために必要であるということをおっしゃいました。組織解明のためにはどんどん盗聴していくと、結局は盗聴の補充

事実のものは押収できないわけですが、この法案になった場合には別件盗聴を認めるということになりました。事件単位を貫いてきたところで、今まで刑法の中で事件単位を貫いてきたと

いうことの物すごく大きな変更になるのではないでありますかと、川崎参考人、いかがでしようか。

○参考人(川崎英明君) おっしゃられるとおりまして、今回の法案の中で一つこれまでの刑訴訟法理論を飛び越えたものがあると思ひます。

一つが今おっしゃった別件盗聴でありまして、ただ、田中参考人もおっしゃいましたけれども、長時間にわたつて、しかもある程度特定の番号のところへ継続的に聞いてまいりますと、そこ

も、長時間にわたつて、これが極めて大きな従来の理論を超える問題。もう一つが先ほど申し上げた事前盗聴。二つ

が従来の刑事訴訟法理論の頭でいくと極めて理解困難な部分だということです。

○福島瑞穂君 先ほど川崎参考人は、コンピューターについてはすべて捕捉することになるだろうとおっしゃいましたけれども、それについて

ちょっと説明していただけますか。

○参考人(川崎英明君) これは法案自体がそうするという関係での関与者というのが明らかになつてくといふうに私は思ひましたのですから先ほどのようなお話をさせていただいた次第でござります。

○福島瑞穂君 それは情報収集として捜査の端緒として使えるという意味ではないですね。

○参考人(安富潔君) 決してそういうことではございません。情報収集という意味ではございません。

○福島瑞穂君 先ほどの犯罪概念、刑事法概念を大きく変えてしまうのではないかといつて、それができることがあるといふふうに言われているんですね。

○参考人(安富潔君) それは恐らく具体的な規定

○福島瑞穂君 先ほど川崎参考人は、地びき網的なものになつていくだろうと。これはアメリカ合衆国自由人権協会副理事長も、電気掃除機のようにしてを吸い取つてしまふのではないかというふうに言つていらっしゃるんですが、松尾刑事局長に、公衆電話も対象になるかと。アメリカのワイヤーネット・レポートですと公衆電話も対象になつておりますから、要件を満たせば公衆電話も対象になるというのが法務省の回答でした。

そうしますと、犯罪関連電話も入っているかも
しれないけれども、先ほど橋本委員も質問されま
したが、無関係な不特定の人たちが特にたくさん
入ってくるということがあるわけです。こういう
ことについてはいかがでしようか。

○参考人(川崎英明君) 盗聴法の危険性というの
は、無関係な人の通信が入るということと、無関
係な内容の通信が入るということの二つがあると
思うのですけれども、この法案では公衆電話が排
除されておりませんので、無関係な人の通信とい
うのが公衆電話の場合には膨大に入ってくるだろ
うというふうに思います。

小さく産んで大きく育てるというような言葉が大きいですけれども、私は、これは非常に大きく産んでいるのではないかというふうに考えております。

それからそれをコピーして一通は警察が持つて、その中から刑事傍聴記録を聞いて、消去するといふように御存じのとおりなつております。ただ、消去については、果たして本当に消去したかどうかというこの担保ができないんですけれども、田中参考人は、これはどういうふうにしたら担保が可能だとお考えでしようか。

○参考人(田中清隆君) 先ほどからその点についてはかなり議論がございましたが、どうしても外部の人間による消去のチェックというのは、一方ではプライバシーとの関係で非常に難しいものがあろうかなと思います。

機関の設置によるチェックという、そしてそれとあわせた懲戒等の処分でもってこれをチェックするような方法を考えるのも一つの方法かというふうに思つております。

○福島瑞穂君 私も内部監査でうまくいくといつはもちろん思つてゐるのですが、きょう、田中参考人がレジュメをつくつていただいて、まとめての最後のところで、「警察等の処理の透明性を増すために、情報公開法においても捜査機関を聖域とすることなく、民主的コントロールを強める」とが必要である。」というふうに書いていらっしゃいます。この点については私も本当にそのとおりだと思うのです。

例えば、私も質問したり、ほかの委員が質問したり、きのう衆議院で枝野幸男さんが質問をされ、答弁が十分でなかつたためにストップした警察の裏金問題という問題もあります。先ほど橋本委員は総方監聽事件のことをおおしゃいましてけれども、質問してもよく回答が返つてこないとか、ですから、ある熱心なあるいはふらちな警察官がうつかり何かをやつたということもあるかもしれませんし、もしかしたら組織的に問題な違法行為がなされるという、両方あると思うんですね。その場合のチェックができるかどうかということについていかがでしようか。

○参考人(田中清隆君) 警察の問題につきましては、私どもいろんな情報の公開を求めてなかなか回答が返つてこないというような実態はありますして、非常にその点は私ども日常の弁護活動の中でも苦々しく思う部分もあるわけであります。が、今回の組織的な活動のチェックにつきましては、一応その請求権者を警察でいえば国家公安委員会あるいは地方公安委員会の指定する警視以上の者に限るというようなあたりで、単独犯行であるというようなことは組織的にチェックできてるのかなという感じがいたします。

あとは、私ども情報公開法を子細には検討していませんが、幸いにして、情報公開法では捜査の

○福島瑞穂君 情報公開はそのとおりだと思います。ただ、ちょっと食い下がつて済みませんが、緒方靖夫さ
関連の情報も全面的なならち外ではなくて一定の範囲で公開の対象にもなり得るのかなど。例えば公
益情報、つまり生命、身体、財産の保護のために必
要な部分については、警察関連の情報であって
も、あるいは個人を特定できるような問題であつ
ても義務的公開になるというようなことがあります
ので、今後の一つの課題としては、こういった
情報公開法等の手段を用いて、あるいは国会への
報告ということもございますので、こういった点
を通じて透明性が図られていくことを期待したい
というふうに考えております。

○参考人(田中清隆君) 私は余り警察の側に立つ
　　の事件は、高裁の判決では本部長も知っていた
　　のではないかというふうにあります。ですから
　　もしかなりトップの方が、トップというか本
　　部長クラスが仮に違法行為をむしろ推進する側
　　だったとするとチャックのしようもないという気
　　味ですが、いかがでしょうか。

て弁護する必要を感じませんけれども、今回の場合は一応公安委員会ということになつております。組織的には公安委員会の指定する警視以上の司法警察員、こういうことになつていますから、応組織的には警察と分離されているというふう

○福島瑞穂君 先ほどの消去の話にちょっと戻るのですが、警察は消去をするときにすべての会話を一応聞くわけです。記録されているものを消去するために聞く、刑事傍受記録をつくるために少なくとも一回聞くわけです。私は、人間は書きとめなくともあるいは残さなくても聞いたことは忘れない、聞いたことは聞いたこと、情報としてやつぱり吸収してしまうというふうに思うんですけれども、その点について川崎参考人、いかがでしようか。

と思うんですけれども、私はそのとおり、たゞ記録に残されない形であっても別の媒体、頭の中の記憶とか、これはわからないことですけれども、あるいはメモの形で残るかもしません。そういう無関係な人の無関係プライバシーというものが蓄積していく可能性というのは否定できません、危険は大きいということです。それが個人的には一番ひつかかるところです。それと、行政警察と司法警察の混同が起きるのではないかという点も非常に不安なんです。この点について川崎参考人、最後に、行政警察、司法警察の混同が起きるのではないか、あるいはそうなのかという点についてお話をお願ひします。

○福島瑞穂君 令状主義の点も川崎参考人はおつやつたのですが、あるいは午前中もいろんな方がおつやつたのですが、私も実は令状主義の点が個人的には一番ひつかかるところです。それと、行政警察と司法警察の混同が起きるのではないかという点も非常に不安なんです。この点について川崎参考人、最後に、行政警察、司法警察のは明確に司法警察と行政警察を分けている。行政警察については、警察官職務執行法の改正問題が以前にありましたけれども、限定をしているわけです。その枠が崩れていくことになれば行政警察上の権限が拡大されていく。そのことは、先ほどの記憶に残るということでもありますけれども、情報収集的な権限というのが強化されていくことになるであろう、それは大変に大きな問題である。

理論的に言えば、犯罪が発生しない限り被疑者も犯罪事実も観念できないわけです。したがいまして、弁護人依頼権とか黙秘権というのも観念できない。ですから、事前監視まで犯罪捜査に入れていくということになると刑事訴訟法の全体の枠組みが全く変わっていく可能性がある。そういう意味でも極めて大きな問題だというふうに考えております。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございました。

○平野貞夫君 自由党の平野でございます。

川崎参考人にお尋ねいたしますが、大要論理的で厳しい意見をちようだいたしましたが、衆議院で修正されまして本委員会で審議中の通信傍

受法案、この内容は違憲であるという御意見なのか、仮に成立して運用の仕方によつては違憲になるという御意見なのか、ちょっと私、聞き逃したので。

○参考人(川崎英明君) 内容が違憲であるというふうに考えております。

○平野貞夫君 それから、先生のお話をお聞きしていく私が受けた印象としまして、そもそも通信傍受というシステムをつくることが現憲法に違反するんだ、こういう印象を受けたんですが、そういう理解でいいですか。

○参考人(川崎英明君) それで結構です。私自身は憲法三十五条のもとでは合憲の法律が頭に描けないわけですが、もし描くことができる人がいるならば描いてほしいということで、この一つの書き方が今回の盗聴法案だらうと思いますけれども、それも憲法をクリアしていない。

私は、一点申し上げておきたいのですが、アメリカでもドイツでもありますけれども、ただ日本国憲法三十五条の令状主義、これはアメリカ合衆国の修正条項とも違つております。ドイツとも違つております。したがいまして、日本国憲法の令状主義のもとでどうなのがどういう問題を立て私はそのような結論を出しているわけです。

○平野貞夫君 先生の御意見はわかりました。その憲法三十五条で言う令状主義、特に通信、電話とかあるいはインターネットとかいう新しい技術の場合、先生がおつしやるよう確かに特定しにくといますか、いわゆる限定しにくさはあると思ひます

が、私だけじゃないんですが、基本的にはやっぱり令状主義に基づいて発せられる行為であつて、通信という特殊性は持つておるんですが、実質的な令状主義あるいは令状主義の範囲に入るという解釈は先生はなさらないわけですね。

○参考人(川崎英明君) その点はさんざん学会でも議論をしてまいりましたけれども、私の参考人の意見の中で申し上げたとおりで、特定はできなさい。搜索、差し押さえとの違いというのは程度問

題じやないかという御議論もお話の中に入つてゐるんだろうと思ひますけれども、それは程度問題ではなくて質的な違いがある。搜索、差し押さえの場合は、例えばこの一室の中に現存するものが前前提になつてこの一室という空間的な限定があるわけです。しかし、通信回線の場合はその中には何も入つていなくてこれからどんどん入つてくるわけです。そこには空間的な限定すらないということですので、搜索、差し押さえとの類似性といふものもこれは正当化できないだらうというふうに考えております。

○平野貞夫君 先生のそういう説明はわかるんですけども、それも憲法をつくったときにはわかるんですけれども、憲法をつくったときにインターネットがあるということは想定できませんでした。携帯電話もちょっと予想していなかつたかもしれません。携帯電話が使えるようになつたのは平成八年ごろからなんです。そうしましたら、平成九年の十一月には蛇頭のグループによる集団盗が土佐清水市の以布利港という中に入ってきたんです。それから、去年の秋は末端価格二百億の覚せい剤を黒潮を使って流すという一部が海岸に漂着しまして大騒ぎした事件があつた。いろいろその関係者、専門家の話を聞いてみると、そういう国際的で凶悪な組織的な犯罪の拠点になるにはいい場所なんです。宇和島からずっと土佐湾にかけて現在もいろいろな不審船があり、去年の覚せい剤漂流事件は現在捜査中なんですけれども、依然として眞実が解明できない状況のようなんです。それで、住民もはつきり言つて極めて心配しております。

それから、私は、それでも現在の日本の海上保安庁だと警察、そういうたところの対応で安心して、一年に一回ぐらいの、一年に一回が多い少ないかわかりませんが、まあどう大騒ぎする必要ないかわからぬと、これは有名詞を申し上げるとちょっと問題になりますので言いましょうが、ある専門家からどうも某国潜水艦が覚せい剤をあの辺に運んでやつておるようだという情報を最近受け、そんなばかなことはないでしょとうと言つたら、いやそれは本當だと。特に日本海周辺には日本の警備の中心が行つておるものですから、太平洋のあの辺がすっぽり六場なんだ

そこで、大学の先生方もそうだと思いますが、我々政治家というのは、現実の政治といいますか、現実の社会状況というものをよつておるわけなんですね。したがつて、憲法を解釈、運用するだけではなくて、現実に覚せい剤一つかなんです。したがつて、憲法を解釈、運用するについても、あるいは非常に状況が違う中で法律を立案、審議するにしても、この場合は現実の犯罪の状況がどういうふうに変わってきたか、変化しているか、あるいは悪質化しているか、この前提になつてこの一室という空間的な限定があるわけです。しかし、通信回線の場合はその中には何も入つていなくてこれからどんどん入つてくるわけです。そこには空間的な限定すらないということですので、搜索、差し押さえとの類似性といふものもこれは正当化できないだらうというふうに考えております。

題じやないかという御議論もお話の中に入つてゐるんですけども、それも憲法をつくったときにはわかるんですけれども、それも憲法をつくったときにインターネットがあるということは想定できませんでした。携帯電話もちょっと予想していなかつたかもしれません。携帯電話が使えるようになつたのは平成八年ごろからなんです。そうしましたら、平成九年の十一月には蛇頭のグループによる集団盗が土佐清水市の以布利港という中に入ってきたんです。それから、去年の秋は末端価格二百億の覚せい剤を黒潮を使って流すという一部が海岸に漂着しまして大騒ぎした事件があつた。いろいろその関係者、専門家の話を聞いてみると、そういう国際的で凶悪な組織的な犯罪の拠点になるにはいい場所なんです。宇和島からずっと土佐湾にかけて現在もいろいろな不審船があり、去年の覚せい剤漂流事件は現在捜査中なんですけれども、依然として眞実が解明できない状況のようなんです。それで、住民もはつきり言つて極めて心配しております。

それから、私は、それでも現在の日本の海上保安庁だと警察、そういうたところの対応で安心して、一年に一回ぐらいの、一年に一回が多い少ないかわかりませんが、まあどう大騒ぎする必要ないかわからぬと、これは有名詞を申し上げるとちょっと問題になりますので言いましょうが、ある専門家からどうも某国潜水艦が覚せい剤をあの辺に運んでやつておるようだという情報を最近受け、そんなばかなことはないでしょとうと言つたら、いやそれは本當だと。特に日本海周辺には日本の警備の中心が行つておるものですから、太平洋のあの辺がすっぽり六場なんだ

そこで、大学の先生方もそうだと思いますが、我々政治家というのは、現実の政治といいますか、現実の社会状況というものをよつておるわけなんですね。したがつて、憲法を解釈、運用するだけではなくて、現実に覚せい剤一つかなんです。したがつて、憲法を解釈、運用するについても、あるいは非常に状況が違う中で法律を立案、審議するにしても、この場合は現実の犯罪の状況がどういうふうに変わってきたか、変化しているか、あるいは悪質化しているか、この前提になつてこの一室という空間的な限定があるわけです。しかし、通信回線の場合はその中には何も入つていなくてこれからどんどん入つてくるわけです。そこには空間的な限定すらないということですので、搜索、差し押さえとの類似性といふものもこれは正当化できないだらうというふうに考えております。

題じやないかという御議論もお話の中に入つてゐるんですけども、それも憲法をつくったときにはわかるんですけれども、それも憲法をつくったときにインターネットがあるということは想定できませんでした。携帯電話もちょっと予想していなかつたかもしれません。携帯電話が使えるようになつたのは平成八年ごろからなんです。そうしましたら、平成九年の十一月には蛇頭のグループによる集団盗が土佐清水市の以布利港という中に入ってきたんです。それから、去年の秋は末端価格二百億の覚せい剤を黒潮を使って流すという一部が海岸に漂着しまして大騒ぎした事件があつた。いろいろその関係者、専門家の話を聞いてみると、そういう国際的で凶悪な組織的な犯罪の拠点になるにはいい場所なんです。宇和島からずっと土佐湾にかけて現在もいろいろな不審船があり、去年の覚せい剤漂流事件は現在捜査中なんですけれども、依然として眞実が解明できない状況のようなんです。それで、住民もはつきり言つて極めて心配しております。

それから、私は、それでも現在の日本の海上保安庁だと警察、そういうたところの対応で安心して、一年に一回ぐらいの、一年に一回が多い少ないかわからぬと、これは有名詞を申し上げるとちょっと問題になりますので言いましょうが、ある専門家からどうも某国潜水艦が覚せい剤をあの辺に運んでやつておるようだという情報を最近受け、そんなばかなことはないでしょとうと言つたら、いやそれは本當だと。特に日本海周辺には日本の警備の中心が行つておるものですから、太平洋のあの辺がすっぽり六場なんだ

かつたがために検挙できなかつた事例というものが出来なければならないだろう、けれどもそれは出でないのではないか。今、先生おっしゃつたとおり、有用であるうといふことが言われるわけですけれども、盗聴がなかつたがために検挙できなかつた事例といふものがあるんだろうかといふ点で非常に大きな疑問を持つてゐるわけです。

○平野貞夫君 そこも一つの認識の違いだと思うんです。

例えば、そういうシステムをつくることによつて、先ほどちよつとお話を出ていましたが、傍受法をつづればアクセスや電話ではもう犯罪は行わないだろうと。それは行わなくなればそれでいいことでございます。それから、外国との比較といふのが一つあるわけなんですが、やはり我が国の場合には主として東南アジアあるいは東アジアとの関係でこの種の問題は発生していることです。現実の中では、私は特に電話の傍受というのはかなりいろんな意味で効果があるという意見です。しかし、それはここで結論の出る話いやございませんので、その点でとどめておきます。

もう一つの問題は、確かにおっしゃるように、捜査の手続とか検査の方法だけでは、こういった凶悪犯罪が解決するとは思いません。それはさまざま社会的な背景とかいろんなものを直していかなければなりません。しかし、我が国で起こっている現実の組織犯罪の質は日本人だけじゃなく、世界のそいつた犯罪組織を非常に助長させているといまますか、日本が抜け穴になつてゐるという現実も一つあると思いますので、私は何とか御理解を得てこの法律は成立させなければいけない、こういう意見でございます。

それから、先生方からしばしば議論されております乱用歯どめの問題がございます。これは極端なことを言えば、どんなシステムをつくつたて、この乱用といふのは疑えばこれはあり得ると思ひます。それから、どんな歯どめをすればいいかという問題も、私はこれは相対的な問題だと思ひます。

います。問題は、やはりその衝に当たる責任ある人たち、あるいは警察なり検察をどう信頼するかということだと思います。

それからもう一つは、我々国会の責任でもあると思うんです。それは検察及び警察に乱用させないよう、十分歯どめがかかるように、憲法上の

國民の人権を守るように、その監視は我々の役割だと思います。

そこで、最後に田中先生にお伺いしますが、乱用歯どめの問題について、先生は資料のまとめのところで非常に私たちの参考になる、ためになることをお書きになつておりますが、改めて、一体国会側は何をなすべきかとということについて御意見を見をいただければあります。

○参考人(田中清隆君) 亂用歯どめについて国会が何をなすべきかということについてお答えする

のは非常に私の能力を超えますけれども、まず私の立場からしますと、この組織犯罪対策法につきましては、先ほど申し上げたように、緊急の課題として早急に法案化していただきたいということ

はもちろん申し上げました。

歯どめの関係で申しますと、国会に対する報告

の何をなすべきかとということについてお答えする

のは非常に私の能力を超えますけれども、まず私の立場からしますと、この組織犯罪対策法につきましては、先ほど申し上げたように、緊急の課題として早急に法案化していただきたいということ

はもちろん申し上げました。

歯どめの関係で申しますと、国会に対する報告

の何をなすべきかとということについてお答えする

のは非常に私の能力を超えますけれども、まず私の立場からしますと、この組織犯罪対策法につきましては、先ほど申し上げたように、緊急の課題として早急に法案化していただきたいということ

はもちろん申し上げました。

歯どめの関係で申しますと、国会に対する報告

の何をなすべきかとということについてお答えする

のは非常に私の能力を超えますけれども、まず私の立場からしますと、この組織犯罪対策法につきましては、先ほど申し上げたように、緊急の課題として早急に法案化していただきたいということ

はもちろん申し上げました。

歯どめの関係で申しますと、国会に対する報告

の何をなすべきかとということについてお答えする

のは非常に私の能力を超えますけれども、まず私の立場からしますと、この組織犯罪対策法につきましては、先ほど申し上げたように、緊急の課題として早急に法案化していただきたいということ

いますが、その後これを何とかファンダント化しまして、そして犯罪被害者の被害が迅速に回復されることは報道機関としての責務は果たせないだろう、裏づけの取材を十分した上で報道しなければならないだらうというふうに考えます。

そのときに、だからといって、今のような形で通信傍受を除外せよという意見がございますが、この点についてどのような御意見でしようか。

○参考人(安富潔君) お答えを申し上げます。

報道機関といいますかマスコミといいますか、非常に多種多様であろうかと思います。どのように形でどこまでの範囲とするかというのも一つの問題であります。

○参考人(安富潔君) お答えを申し上げます。

それから、特定の電話との関係でいえば、その電話について、マスコミあるいは報道機関が傍受の対象となるような番号の電話であるということは通常考へがたいと思います。つまり、それは犯罪との関係において電話が特定されるという意味です。

それから、ある犯罪との関係において特定された電話に外からマスコミの方が電話をされたという場合、これを排除することができるかどうか、このあたりが一番難しい問題ではないかと思いま

す。

先ほどの若干繰り返しになりますが、該当性判断の中で関係がないということであれば、これはただけ有罪率があつた、どんな犯罪で傍受したのか

というようなことをきちんと報告させるというこ

とは、これは案外トータルとしての歯どめになる

のではない。個別的な歯どめにはなりませんけ

れども。

あと、私個人の考え方で、まだまとまっておりま

せんけれども、先ほどから申し上げております情

報公開法の中で検査機関の持つ情報をどういうふ

うに出させるのか、ここがあたりについて、最終

的には裁判所の問題であるかもしませんけれど

も、国政調査権の行使として、そこら辺も適切な

規定がございますけれども、それと同じ形で今

回の法案の中にも入っておりますけれども、報道

機関の取材との関係においては、それは取材する

ということは報道するという前提で取材をするものではないかと思われます。そうだとしますと、

電話の会話だけを信じてにわかに報道するということでは報道機関としての責務は果たせないだろう、裏づけの取材を十分した上で報道しなければならないだらうというふうに考えます。

そのときに、だからといって、今のような形で通信傍受がされたときに、果たしてそれが取材源の秘匿を侵害するものとまで言えるのだろうかと

いうことについては、私は、どこに取材源があるかということの情報収集のために通信傍受をするわけではなくて、具体的に犯罪行為との関係における証拠収集という意味での傍受でありますから、その意味では、そのような今特定の電話にかかるてくる電話の通信の内容が犯罪に関係するとき聞かれても、これによってにわかに取材源の秘匿を侵害するものであるという議論は行き過ぎではないかというふうに考えるわけでありまして、本法案におきますような範囲での立法で私は十分であるというふうに考えます。

○中村教夫君 中村敦夫です。

私は、この通信傍受、いわゆる盗聴といふものは捜査の利便性に役に立つてということでは認めますけれども、これが言われているような大型のプロの凶悪な犯罪組織の幹部を逮捕するとか組織を壊滅させるというような決め手になるということではないかと

な論調には、私自身の今まで何度もやつていてる犯

罪関係の取材の中ではほとんど否定的です。そんなことが起こつてはいるというケースは当たつていませんし、現場からも盗聴法がそのため役に立つというようなことは聞いておりません。むしろ役に立たない、チンピラぐらい捕まるのが闇の山

だということですね。

そうしまして、こういうものが社会全体あらゆる分野に網がかけられていく法案となつて出てく

ると、新しい通信関係の産業とかそうしたもの

活力というものに悪影響を及ぼす。しかも、これ

からどういう形で発展するかわからない。そうした

ものに産業的なまづ基本法律がしっかりとできてい

ないときに、横から盗聴法案というような形で網

をかけていくのは健全ではないし、また基本的に

広い分野で社会生活が制約されるという危険性がある。ですから、捜査の利便性と社会的な危険性というものをてんびんにかけると、どうしてもやはり反対せざるを得ないという立場になります。それはともかく、今参議院の法務委員会では通信傍受法の審議の入り口にかかったところなんですが、かなり質疑に混乱が起きるんです。これはなぜかといいますと、どうも法案全体が要するに電話監聽を基本にしたイメージで文言が形成されているということにあるのではないかと思うんです。

この第二条というところの通信の規定からすれば、また政府の答弁としても、電話だけではなくてコンピューター通信も含めた幅広いものを対象にするということになっているんです。例えば電話とコンピューター通信、機能も機械も全然違うものに対して、同じ文言でくまつてしまふために具体的にはつきりした答弁が出てこない。これまで行きますと、原理原則がはつきりしないまま、法の運用に当たっては大裁量権というのをばかりが強く働くような形になつてしまつて余りよくないというふうに思うんです。

その典型的な例を、これはもう今までの審議でも出たポイントなんですかれども、三先生にどういうふうに考えるのか、法案というものはこれでいいのかということの判断をちょっとお聞きしたいと思うんです。私は専門家ではありませんから、純法律的にこれは成立するのか。

つまり、まず一つ目の質問ですけれども、傍受するときの該当性の判断です。電話ではスポットモニタリングということです。聞いていて関係なきつたら切るというようなことの説明がありますけれども、例えばインターネットのメールなんどいうものは同時に傍受するというようなことはできないわけです。文章だつたら中途半端に流れているわけじゃないわけです。全部終わつてからボタンを押してどんどん来るわけですから、そしてそれを見るということは全部読まないとわからぬいということになつてしまふわけです。

そうしますと、電話とインターネットのメールなんかとでは大きな不公平というんですか、これは変な言葉ですけれども、差が出てくるわけですよ。片やすぐ切れる、部分的にしか聞かない、こっちは全部読む。ところが、犯罪か犯罪でないかは別として、通信者が違う機械を使うことによつて全然権利が違つてくるという不整合が起きている。これは法案としてやはり欠陥法案なものではないか、一つの文言でもつて違う状況を生み出してしまうということがあるのでないかと思うんですが、この件に関して三人の先生方にコメントをいただきたいんです。

○参考人(川崎英明君) お答えします。

従来から盜聴法については、電話盜聴を念頭にして、コンピューター通信については、それに固有の問題があるにもかかわらず理論上も、つまり學会の上でも議論が欠けていたということはあると思います。したがつて、今回の法案が出たときに、コンピューター通信も入つていてということについては私自身驚いた点であります。

したがいまして、その十分な議論の積み重ねがないという点で、先ほどの最小限化の問題でも電話の場合とコンピューター通信の場合との相違が出てくるということになつてゐるんだろうと思ひます。その意味では法律内在的に、立法内在的にいえは非常に欠陥が多いというふうに考えております。

コンピューター通信については、これはコンピューター通信の技術的な特性の問題あるいは適用範囲の問題等も含めて、基本的な保護法等をくる中で考えていかなければいけない問題、盜聴法の中で一括して規定しているというのは大変に無理がある、法律内在的に考えれば私はそのように思つています。

○参考人(田中満隆君) 私どもも電話を中心とすると考えてきまして、ちょっと戸惑つた面は正直言つてござります。ただ、安富参考人も再三御指摘されておりますように、電話とメールでの

公平ゆえにメールを外すということになりますと、それはまたそれで別の不公平を生ずる。メールを使った者はいろんな傍受の対象から外れて犯罪に走る。こういうこともありますので、基本的にはこのところは本来技術的に解決されれば一番いい問題かと思います。

私の現在の理解といたしましては、これはいずれも最小化原則との関係で申しますと、最小化原則そのものもある程度犯罪とか通信手段等々、相対的な問題もその辺も配慮して、時間とか切断方法についてはきちんととした具体的な定めはないんだと思いますので、これはある意味で相対的な問題の範囲内で現状ではやむを得ないことなのかどうふうな考え方を持つております。

○参考人(安富潔君) お答えいたします。

通信という定義の問題がまず前提的にあります。思いますけれども、この傍受との関係における通信というのはいわば情報の伝達というところに法的な意味があるんだろうと思います。

したがいまして、その手段として電気通信、電気技術を用いるということが今回問題になりますけれども、電話あるいはコンピューター通信を含めて、ファクシミリもあるかと思いますが、いわば電気的な手段での情報の伝達というところに意味がある、そういう意味での通信というとらえ方を恐らくすべきであって、手段的なものでその技術的特性による区別というものを細かくしていく関連情報の獲得という法の趣旨からすると、外れてくるのではないか。その意味では、この法案は法律的な意味でも十分成り立ち得るというふうに審議している最中なんですから、明らかに矛盾が

○中村教夫君 田中参考人にお聞きします。

やはりこの法案に矛盾があるということはお認めになつたわけですが、それよりも目をつぶつてとにかく問題解決のために仕方がないんだといふふうに受け取れるんですが、まだこの法案というのは成立していないわけなんですよ。今

○参考人(田中清隆君) 私も、先ほども申し上げましたように、技術的にそういった問題が解決する、最小化の法則が生かされるような方向での解決があれば、ぜひそうしたい。残念ながら、私にその点の能力が欠けておりますので、それでもうむを得ずそういうふうに申し上げた次第でござります。

○中村教夫君 同じような問題なんですけれども、「二条一項にある「この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について」という言葉があるんです。ですから、これも非常に問題なんですよ。電話であれば一人の人間が通信しているということがあるわけですけれども、この問題についても政府に質問した場合はやはりコンピューター通信で問題が出てきてしまうわけなんです。要するに、人間とコンピューターとの通信、あるいはコンピューターとコンピューターの通信も他人間の通信として認めるんだという点なんですね。

しかし、私は普通の日本語で物を考えている人間で、よくこれが理解できないんですねけれども、ほかの刑法で言うと、人間というものに対する規定というのは非常に厳しいものがあるんじゃないのか。コンピューターと人間の通信を「他人間」という表現でもって法律をつくつていいものかどうかということを疑問に思つてゐるわけなんです。

もし、そういうものが成立するとなれば、コンピューターをぶち壊しても殺人罪になつてしまふなどというふうに考えるんですけども、いかがですか。

○参考人(田中清隆君) あります。しかし、法律としてきちっとしたものをつくりたかつたらこれから幾らでもできるわけですね。そういうふうにやるのが法案の審議であるわけですから、何も欠陥に目をつぶつてそのままにしてしまうという必要は全くないと思いますが、いかがですか。

「他人間」と言わればそうかなというふうにも思うんですけども、私自身はこれは多分電話を念頭に置いたからこういう言葉になつたんだろう、パソコン通信も含めて言えばもう少し変わつた言葉が出たかなという気もいたします。ちょっとこれはどう考えていいのか、返答に窮します。

ただ、刑法の場面では、偽造通貨を使って物を自動販売機からとれば、これは詐欺ではなく窃盗ということで、機械をだますことはあり得ないというのが刑法の建前ということはおっしゃるところなんですが、ちょっとそういう観点から、おっしゃられたような観点から考えたところがなかつたものですから、私はお答えができるないということになります。

○参考人(田中清隆君) 私もちょっとと考えたことがない問題でして、適切なお答えができませんが、コンピューター通信を念頭に置いたもつと適切な表現があればという気はいたします。

ただ、この場合の「他人間」という言葉にそついつたまさに権利能力を持つた人間というような深い意味を持たせておるのかどうかは若干私もそこまで考えなきやいけないのかなと。要するに、AとBとの間の通信が、AじゃなくてAとBの通信であるというようなことを言いたいのかなと。先ほど川崎参考人から窃盗の例が出来ましたけれども、そこまでの深い意味を持たせなければならぬいのかなという感じはいたしますが、適切な表現があれば修正していただくことは結構かと思います。

以上です。

○参考人(安藤謙君) お答えします。

ここで使っている「他人間の通信」という場合、機械と機械、コンピューターの端末と端末が自動的に情報を伝達するということはある得ないわけで、そこに人間がプログラムに一定の指令を与えて、そのプログラムが作動することによって情報が伝達し得るわけですから、人がコンピュー

タの端末というものを手段として使っているという意味では「他人間の通信」であるというふうに十分考え得るのではないでしようか。

○中村敦夫君 安富参考人にその件に関してさらにお質問したいと思います。

しかし、コンピューターに介在している人間は通信者ではないんですね。そこをただ操作している人間でありますから対象にならないんです。問題はそこにたまたま情報そのもの同士が通信しているわけです。ですから、やはり他人という言葉は適切ではないと私は思うんですけれども。

○参考人(安富潔君) お答えします。

AとBとの間において電子メールを使ってとていう場合をもし想定してよろしければ、その場合であれば、例えばAがあるプロバイダーのサーバーに自分の電子メールを送信します。その送信されたサーバーの電子メールをBという人が、今度は受信者が見に行くといいましょうか、そういう形での情報の伝達というのが行われるわけです。その意味におきましては、Aサーバー、サーバーBとの間の電気的な設備を使った情報の伝達というのは行われるわけですから、AとBとの間における他人間の通信というふうに考え得るのではないかと思うか。

○中村敦夫君 それはそのケースだけですね。Aというものが送っていてもBがそれを別に受け取ろうとした場合には、これは機械にAが自動的に送っているというケースで、たくさんそういうケースがあると思うんです。ですから、なかなかこの言葉でやるとはまらないわけです。こういうことが網羅されているんです。

ですから、この質疑が非常にわけのわからないものになっているということについて、私はこの法案は、純法律的に非常に欠陥法案だ、成り立たないのではないか。そして、結局それは現場に住んでおけというような歯どめのない運営の仕方がされる、そういう危険性があるということを、反対の別の角度でござりますけれども一言申し上げて、実はもつといっぱいあつたんですけれども、

<p>参考人の方々に一言御札のごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、御多用のことろ大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。当委員会を代表しまして厚く御札申し上げます。</p> <p>本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。</p>	<p>午後五時三十五分散会</p>

する請願 請願者 北九州市八幡東区日の出三ノ一六
紹介議員 ノ九 梶原欣矢外千九百九十九名
福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一六三三号と同じである。

平成十一年八月二十日印刷

平成十一年八月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局